市町村から“サステイナブル･ツーリズム”を考える

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

第４回学習・交流事業の記録

2013 年 3 月

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議

目　次

プログラム ……1

第１部：谷津干潟から学ぶ ……3
１．あいさつ……5
１）仲村家治（ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長市・那覇副市長） ‥5
２）宮本泰介（習志野市長） ……6
２．谷津干潟の取り組みから学ぶ
１）コーディネーター発題　笹川孝一（法政大学教授） ……7
２）谷津干潟の歴史と現在の課題　畔蒜義之（習志野市環境政策課主幹） ‥‥8
３）谷津干潟自然観察センターの紹介「保護から、保全と活用へ　～２０周年の構想～」　芝原達也（谷津干潟自然観察センター） …… 13
４）『谷津の海　いのちとくらし』（DVD）上映と谷津干潟見学を踏まえた、グループワークとまとめ …… 18

第２部：パネルディスカッション
「サステイナブル・ツーリズムを考える～ラムサール COP11 とその成果～」 …… 23

１．主催者あいさつ …… 25
１）翁長雄志（那覇市長）（仲村家治副市長代読） …… 25
２）中島慶二（環境省自然環境局野生生物課長） …… 26

２．コーディネーター発題　笹川孝一（法政大学教授） …… 27

３．基調報告 …… 30
１）柳谷牧子（環境省自然環境局野生生物課登録調査係長）
「COP11 概観及びサステイナブル・ツーリズムに関する決議とこれから」
…… 30
２）神田優（黒潮実感センター長）「サステイナブル・ツーリズムの到達点と課題
～黒潮実感センターでの取り組みを踏まえて～ …… 36

４．市町村の事例報告 …… 42
１）星明彦（桧枝岐村総務課長）「尾瀬のツーリズムと桧枝岐村の地域づくり」
…… 42
２）中貝宗治（豊岡市長）「コウノトリの野生復帰とサステイナブル・ツーリズム」
…… 45
３）座間味昌茂（渡嘉敷村長）「慶良間地域が取り組んでいるエコツーリズムの紹介」 …… 49

５．コメントとディスカッション ……52
１）朝岡幸彦（東京農工大学教授） ……52
２）大島順子（琉球大学准教授） ……54
３）報告者からのコメント ……56

６．会場からの発言とディスカッション ……59

７．まとめの発言 ……67

８．閉会あいさつ　仲村家治（那覇市副市長） ……70

第３部：テーマ別分科会と参加者の抱負 ……71
１．６つのテーマ、７つの班での話し合いと発表 ……73
１）「条約湿地の保全と再生」班 ……73
２）「条約湿地と観光 A」班 ……74
３）「条約湿地と観光 B」班 ……75
４）「条約湿地と地域づくり」班 ……75
５）「都市化のなかの条約湿地」班 ……77
６）「保全・活用計画」班 ……78
７）「市町村会議の役割」班 ……80
８）意見交換 ……82

２．今後の目標や計画～グループワークの最終発表～ ……84
１）「条約湿地と地域づくり」班 ……84
２）「条約湿地と観光 B」班 ……86
３）「条約湿地の保全と再生」班 ……88
４）「条約湿地と観光 A」班 ……90
５）「都市化の中の条約湿地」班 ……91
６）「保全・活用計画」班 ……94
７）「市町村会議の役割」班 ……97

３．閉会あいさつ　大城弘明（那覇市環境課部長） ……100

資料 ……101
ラムサール条約第 11 回締約国会議
決議 XI.7「観光、レクリエーション、湿地」対訳 ……101

プログラム

～第４回　ラムサール条約登録湿地関係市町村会議　学習交流会計画～

「市町村から“サステイナブル・ツーリズム”を考える」

１．日時：平成 24 年 10 月 25 日（木）～26 日（金）

２．場所：千葉県習志野市

10 月 25 日(木)　谷津干潟自然観察センター

習志野市秋津５丁目１－１　TEL：047-454-8416

10 月 26 日(金)　谷津コミュニティセンター

習志野市谷津５丁目 16 番 33 号　TEL: 047-471-2071

３．趣旨：加賀市、高島市、那覇市と行われてきた市町村会議の学習交流会を継続発展させ、世界、アジア、日本の中で、各関係市町村の取り組みを交流し、それぞれの現場での次の一歩を考える。

・首都圏にあるラムサールサイトである谷津干潟の歴史と現状から学ぶ（第１部）

・ブカレストでラムサール条約第 11 回締約国会議（ラムサール条約 COP11）が開かれたので、決議として採択された湿地に関する「サステイナブル・ツーリズム」に焦点を当てながら、COP11 における成果を共有する（第２部）

・１部～２部を踏まえ、５つの分科会に分かれて、それぞれの市町村での次の一歩を考える（第３部）

・以上を通じて、市町村間の情報ネットワークと絆を強める（第１～３部＆懇親会）

４．プログラム：

10 月 25 日（木）　◎会場　谷津干潟自然観察センター

14:00-17:00　第１部：谷津干潟から学ぶ

・主催者あいさつ　　那覇市副市長　仲村家治

・開催地あいさつ　　習志野市長　宮本泰介

・谷津干潟の歴史と現在の課題

・干潟見学

・谷津干潟の取り組みから学ぶ～意見交換とまとめ～

17:00-18:00　主管者会議

19:00-21:00　懇親会（銀座アスター　津田沼賓館）

10 月 26 日（金）◎会場　谷津コミュニティセンター

9:00-12:00　第 2 部：パネルディスカッション（環境省と共催）

「サステイナブル･ツーリズムを考える～ラムサール COP11 とその成果～」

・主催者あいさつ１　　那覇市長　翁長雄志（仲村家治副市長代読）

・主催者あいさつ２　　環境省自然環境局野生生物課長　中島慶二

・コーディネーター発題　　法政大学教授　笹川孝一

・基調報告１　　COP11 概観及びサステイナブル・ツーリズムに関する決議とこれから

環境省自然環境局野生生物課登録調査係長　柳谷牧子

・基調報告２　　サステイナブル・ツーリズムの到達点と課題

～黒潮実感センターでの取り組みを踏まえて～

黒潮実感センター長　神田優

・市町村の事例報告１　　尾瀬のツーリズムと桧枝岐村の地域づくり

桧枝岐村総務課長　星明彦

・市町村の事例報告２　　コウノトリの野生復帰とサステイナブル・ツーリズム

豊岡市長　中貝宗治

・市町村の事例報告３　　慶良間地域が取り組んでいるエコツーリズムの紹介

渡嘉敷村長　座間味昌茂

・コメント１　　東京農工大学教授　朝岡幸彦

・コメント２　　琉球大学准教授　大島順子

・討論とまとめ

・閉会あいさつ

12:00-13:00　昼食

13:00-16:15　第 3 部：グループワーク

「市町村による保全・再生、ワイズユース、CEPA 活動の現状および国との連携課題」

・次の分科会に分かれて検討し、全体会で集約する

①条約湿地の保全と再生

②条約湿地と観光／地域づくり

③都市化のなかの条約湿地

④保全活用計画

⑤市町村会議の役割

16:15　解散

第１部：谷津干潟から学ぶ

司会：賀数弘（那覇市環境保全課主査）

１．あいさつ

１）仲村家治（ラムサール条約登録湿地関係市町村会議会長市・那覇副市長）

２）宮本泰介（習志野市長）

２．谷津干潟の取り組みから学ぶ

１）コーディネーター発題　笹川孝一（法政大学教授）

２）谷津干潟の歴史と現在の課題　畔蒜義之（習志野市環境政策課主幹）

３）谷津干潟自然観察センターの紹介「保護から、保全と活用へ　～２０周年の構想」　芝原達也（谷津干潟自然観察センター）

４）『谷津の海　いのちとくらし』（DVD）上映と谷津干潟見学を踏まえた、グループワークとまとめ

第１部：谷津干潟から学ぶ

平成 24 年 10 月 25 日（木）14:00～17:00
谷津干潟観察センター

賀数弘（司会）：定刻の２時になりましたので、これより第４回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議　学習・交流会「市町村からサステイナブル・ツーリズムを考える　第１部　谷津干潟から学ぶ」を開催いたします。はじめにラムサール条約登録湿地関係市町村会長市である那覇市より、副市長の仲村家治から主催者あいさつを申し上げます。

１．あいさつ

１）那覇市副市長　仲村家治

「ハイサイグスーヨー、チューウガナビラ」。那覇市の副市長の仲村です。「皆さん、こんにちは」という沖縄の言葉であいさついたしました。那覇市では、この４月から、先祖から受け継いだ大切な言葉を守り伝えるために、「ハイサイ・ハイタイ運動」という取り組みをはじめております。「ハイサイ」とは、おはようございます、こんにちは、こんばんは、すべてこの「ハイサイ」という言葉であいさつができます。また、女性は「ハイサイ」ではなく「ハイタイ」という言葉を使っています。「ハイサイ運動」も水辺の自然を守り、次の世代に引き継ぐためのラムサール条約の趣旨にも共通する思いがあるので、ご紹介しましたが、皆様のそれぞれのお国言葉が語り継がれることを願っております。

本日は、習志野市長の宮本市長をお迎えして、開催地からのごあいさつを後ほどいただきますが、改めましてラムサール条約登録湿地関係市町村会議、主管者会議、学習・交流会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。

このたびは担当者の皆様に全国からお集まりいただき、多くの方々のご協力により、このような学習・交流会が開催できますことに心より感謝申し上げます。

さて、那覇市の条約湿地である漫湖が登録されたのが平成 11 年でしたが、その年の会長市が習志野市であり、主管者会議が開催された場所がこの谷津干潟でした。あれから 13 年がたち、那覇市が会長市となり、また、この谷津干潟で皆さんと一堂に会することができた巡り合わせを非常にうれしく思っています。この学習・交流会での内容が、本日、参加者の皆様の地域でのラムサール条約湿地の保全・再生活動、そしてワイズユース、つまり賢明な利用の一助になることを心から期待しております。

結びに、学習・交流会の開催につきまして、企画から運営までご尽力いただいた日本国際湿地保全連合の皆様、コーディネーターの笹川教授、そして開催地である谷津干潟自然観察センター、習志野市職員の皆様に深く感謝を申し上げまして、主催者のあいさつとさせていただきます。

本日は最後までよろしくお願いいたします。そして最後に、沖縄の言葉でありがとうということばで、締めさせていただきます。「イッペーニフェーデービタン」。

賀数：続きまして、習志野市 宮本泰介市長から開催地あいさつをお願いします。

２）習志野市長　宮本泰介

皆さん、こんにちは。ようこそ、この習志野市にお出でいただきました。今、ご紹介いただいた習志野市長の宮本泰介です。私は、昨年の４月に市長に就任しました。平成 11 年の第１回会議時には、前任の荒木勇市長が務めており、私が引き継がせていただいております。私は、平成 11 年に市議会議員として初当選したのですが、以後 12 年間、市議会議員としてこの谷津干潟、あるいはラムサール条約に関与してまいりました。よく、このような全国規模の会議などに出席しますと、若さ故か代理と間違われまして、「いや、代理ではないんですよ」と申し上げますと、皆さんに驚かれることがあります。そんな私ですが、今日はよろしくお願いいたします。

ご覧のとおり、この習志野市の谷津干潟は、コンクリートに囲まれているという大きな特徴があります。これは、ラムサール条約に登録されている干潟の湿地の中で、唯一と聞いています。それから、干潟の南部に谷津川、高瀬川という川がありますが、下流に川が流れているのは、おそらくこの谷津干潟だけではないのかと思います。

実は昨年３月 11 日の東日本大震災によって習志野市も大きな被害を受けました。東北３県が中心の被害でしたが、本市も被災地として認められています。主に液状化被害が中心ですが、実はこの谷津干潟の中も、液状化により、海底の地形が変わってしまっています。この影響により、いつもだと水の流れによって、それほど悪臭がなかったアオサが、震災以前に比べて滞留するようになってしまいました。

この近辺は、液状化被害によって傾いてしまった家、あるいは下水が完全に壊れてしまった家がまだたくさんあります。公共施設は、既に仮復旧は終わっておりますが、本復旧は平成 27 年度中に完了する予定です。皆さんからすれば、ちょっと意外だったかと思いますが、習志野市は千葉県の中でも非常に大きな被害を受けた町でございます。

そのような中で、本市でラムサール条約登録湿地関係市町村会議が行われることは、谷津干潟などを中心とした本市の魅力を、全国の皆さんに訴える良い機会であり、習志野市を見ていただくだけでも私たちには大変好機であると捉えています。遠くからお越しいただいたことにつきまして心から感謝すると共に、皆さんの日頃から熱心に取り組んでおられるお姿に、心からの敬意を表させていただきます。

今日からこの会議が行われる谷津干潟ですが、この谷津干潟自然観察センターの管理・運営を指定管理者にお任せしています。このようないろいろな施策、谷津干潟そのもの、そして周辺環境の視察を通して、ぜひ皆様の中でいろいろと感想を持っていただければと思います。都市部の中にある大自然ということで、そのままの姿にしておきたいという気持ちがありつつも、都会という環境の中で、市に対し苦情等が日々寄せられている事実があります。こういったこの習志野の、多分全国でも特徴的な、いや、世界でも非常に特徴的なラムサール条約登録地である谷津干潟で、有意義なひとときをお過ごしいただけたらと思います。

以上で開催地のあいさつとさせていただきます。本日から、よろしくお願いいたします。

賀数：では、これより司会をコーディネーターの笹川先生にお願いしたいと思います。

２．谷津干潟の取り組みから学ぶ

１）コーディネーター発題

法政大学　教授　笹川孝一

コーディネーターを依頼されました笹川と申します。事前打ち合わせ等で、皆さんお忙しいところご協力いただきました。ありがとうございました。

谷津から学ぶ、パネルディスカッション、グループワークによって「市町村からサステイナブル・ツーリズムを考える」

今日と明日にかけて、学習・交流会を行いたいと思います。この学習・交流会は３年前、加賀市で第１回目を実施し、高島市で第２回、それから去年那覇市で第３回を行い、今回が４回目になります。タイトルは「市町村からサステイナブル・ツーリズムを考える」です。２日間の日程がお手元のピンクのプログラムにありますが、今日はこの谷津干潟自然観察センターで、谷津干潟の歴史や現状、今後の課題、あるいはそこから自分たちの条約湿地のことについて、考えたことを話し合います。

プログラムの２ページ目、明日午前中は、パネルディスカッションです。ここは環境省と共催です。午後は、５つの分科会を設定しまして、分科会で議論し、全体として、この「市町村からサステイナブル・ツーリズムを考える」というテーマの締めくくりをする。このような３部立てで、かなりスケジュールがタイトですけれども、よろしくお願いします。

谷津干潟から学ぶ～第１部の進め方～

さっそく第１部ですが、これから、まずは谷津干潟について、ここで学んで、その後で外に出て実際の谷津干潟に行って、いろいろと現場で説明を聞き、それからまたこの会場に戻ってきてもらいます。会場右手の壁に貼ってある紙をご覧ください。谷津干潟について、それぞれが「このようになるともっといいのではないか」と思ったことを、これは何か審議して決定する場所ではありませんから、気軽に気楽に意見を出していただきたいと思います。

やや個人的なことを申しますと、私は、この近く、東京の葛飾区の柴又で生まれ・育ちましたが、この谷津干潟という所は、昔、東京の下町の子どもたちの遊び場だったところです。対岸には谷津遊園という京成の遊園地があって、この砂浜のところに「海上ジェットコースター」がせり出していて、中にはバラ園があり、今の時期ですと菊人形のお祭りがあり、それから当然のように砂浜は潮干狩りの場所でした。その昔は、これから見せていただくように、塩田だった時代、のり養殖場の時代などもあり、人とのつながりが非常に深いところでした。もちろんここも、東京湾の一部だったわけですが、いろんな事情からこういう形になってしまった訳です。しかし、こういう形ではあっても、残ったということには大変意義深いものがあると思います。

谷津干潟の歴史と現状を学んで、谷津干潟の皆さんに提言を出す

今お話のあったアオサの臭いの問題ですが、どうしていけば改善されていくのかという課題は、皆さんそれぞれの条約湿地でいろいろな課題があるのと同じです。もちろん現在、非常にいい施設があり活用されているわけですが、来年の 20 周年を機会に、より良くしたいということです。そこで、1 つは皆さんの方から谷津干潟に、「こういうことを感じた。こういうことを積極的にやったらどうだ」という提言を、習志野市、あるいはセンターの方に向けて出すということを行いたいと思います。

地元に帰って進めたいこと

それだけではちょっと一面的なので、右手の掲示に「谷津干潟で学んだこと」と書いてありますが、現場を見た上で、「地元に帰ってこういうことをやりたい」という、それぞれの地域で何をしたいかを考えて、発表していただきます。例えば与那覇湾は昔の谷津干潟のような景色がずっと今も広がっているので、今回見てみて「与那覇湾は絶対にこうはならないようにしようと思った」とか、ウミブドウは与那覇湾が発祥の地だという説もありますが、「地元に戻って資源を活かした地場産品に力を入れたい」ということでも結構です。これを紙に書いて、壁に貼り出していただきたいと思います。

そのことを前提に、これから谷津干潟についてのお話を伺いたいと思います。お話いただくのは、習志野市の畔蒜さん。「谷津干潟の歴史と現在の課題」というテーマです。では、畔蒜さんよろしくお願いします。

2）谷津干潟の歴史と現在の課題

習志野市環境政策課　主幹　畔蒜義之

それでは、谷津干潟の歴史と現在の課題について発表いたします。習志野市環境部環境政策課の畔蒜です。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、習志野市、谷津干潟の歴史、谷津干潟の取り組み、現在の課題、今後について、の 5 つに分けてお話します。でははじめに習志野市について簡単にご紹介いたします。

かつては軍都、現在は東京のベッドタウン

習志野市は千葉県の北西部に位置し、東京から約 30km、電車でおよそ 30 分の距離にあります。面積は 20.99km²、非常に狭い町です。古くは騎兵連隊、鉄道連隊が置かれるなど軍都として発展してきました。現在では東京のベッドタウンとして発展しており、人口は 16 万 4,000 人ほどです。習志野市について印象がない方もいると思いますが、野球や吹奏楽で有名な市立習志野高校があります。それで習志野市という名前を記憶している方もいるかと思います。

谷津干潟の概要

さて、谷津干潟の歴史について紹介します。

谷津干潟は、習志野市の南西側、東京湾の一番奥に位置しています。地図上で、ここが今いるところです。ちょうどオレンジ色になっているところが、この谷津干潟の自然観察センターです。そこに東関東自動車道と呼ばれる高速道路が通っています。

谷津干潟は谷津川と高瀬川という２つの川で海につながっています。この川ですが、水路のようになっています。後ほど現地に行きますので、谷津川のあたりを見ると、どういう状態かわかるかと思います。谷津干潟は周辺は住宅地や学校に囲まれており、都市の中にある湿地です。面積は約 40ha、周囲が大体 3.5km の遊歩道になっていて、ぐるっと、一周すると、小一時間かかります。ジョギングや散歩をする市民に親しまれています。谷津干潟の土地の所有者および管理者は国、環境省です。

塩田、谷津遊園、海水浴と潮干狩りの場所、周辺の埋め立て～谷津干潟の歴史～

次に、ラムサール条約登録までの経緯です。

古くは遠浅の海岸を利用した塩田による製塩が盛んでした。レジャー施設として、先ほど笹川先生が言われた谷津遊園がありました。そこの前の海岸が、海水浴、潮干狩り等の場所として、観光地としても賑わっていました。その後、徐々に谷津干潟周辺の埋め立てが進みました。

埋め立て反対運動と谷津干潟保全の動きとラムサール条約登録

その頃から市民や干潟の保全団体から埋め立ての反対運動、谷津干潟保全の動きが高まりました。そして、谷津干潟は埋め立てから逃れ、環境省が鳥獣保護区に指定しました。そして、1993 年、平成５年に、干潟としては日本で初めてのラムサール条約登録湿地となりました。

こちらは当時の航空写真です。海水浴や潮干狩りでこの地区は賑わっておりましたが徐々に埋め立てが始まってきました。こちらは 1967 年、昭和 42 年の頃の写真で、この上の方に谷津遊園がありました。数年後に埋め立てが進み、現在の谷津干潟となりました。後ろにもこうした変遷を語ってくれる写真が展示してありますので、見ていただければと思います。

「谷津干潟自然観察センター」、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」、「谷津干潟の日」

ラムサール条約登録後、1994 年、平成６年に、ここ「谷津干潟自然観察センター」が開設されました。観察センターでは定期的な観察会やイベント、ボランティアの方々によるさまざまなプログラムを実施しています。

その２年後、環境省主体ではありますが、1996 年、平成８年に「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」、現在の名称でいうと「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」に参加しました。

1997 年、平成９年には市民と行政が共同で取り組み、谷津干潟を貴重な自然財産として捉えるイベント、「谷津干潟の日」を制定しました。こちらの写真は「谷津干潟の日」の写真です。６月 10 日がラムサール条約登録日ですので、「谷津干潟の日」のイベントは直近の土日に行っています。この日はここの入館料が無料となり、多くのイベントを開催し、たくさんの方が来場します。

ブリズベン市と谷津干潟との湿地提携

次に 1998 年、平成 10 年ですが、オーストラリアのブリズベン市と湿地提携に関する協定を締結しました。ブリズベン市とは先に掲げた「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」にともに参加しており、ブリズベン市の湿地と谷津干潟が同じネットワークにあることから、湿地保全における情報交換、人的交流を目的として湿地提携を行いました。これが当時の締結時の写真です。

習志野市における谷津干潟での取り組み

続いて、習志野市における谷津干潟での取り組みを紹介します。谷津干潟の中に観察をするための木道があり、その場所を開放しています。安全面を考慮して、現在は期間を限定して開放しています。

先ほどご紹介したように、ブリズベン市との湿地交流における協定に基づき交流を行っております。今年は８月に、ブリズベン市職員や湿地センターのスタッフ等６人が習志野市を訪れました。こちらは市長表敬訪問の写真です。活動は４日間行われ、行政間での交流では、これまでの交流の確認、今後の方向性、互いの湿地や町について紹介しました。観察センターでは、湿地交流についての講演会を行い、参加者が観察センターのプログラムに参加し、実際に干潟の中に入り干潟内の状況を体験しました。

木道周辺整備の課題

さて、木道の位置を地図上で説明すると、観察センターがこちらで、ちょうど黄色いところが木道です。センターの反対側、干潟の北側に木道があります。ヨシ原に囲まれた中を歩きます。木道の下ではカニをたくさん見つけることができます。

しかし、ヨシやほかの植物が生育しており、干潟の水面が観察できない状態になっています。以前は干潟を再生する場所としてワークショップを行っておりました。ところが昨年の震災で中止となり、現在まで活動は休止状態です。木道周辺の整備が今後の課題として挙げられます。

環境省の取り組み

～検証実験、アオサ対策としてのかさ上げ試験、アオサ回収活動と鳥類のモニタリング～

続いて環境省の取り組みです。環境省では平成 22 年度より、国指定鳥獣保護区保全事業を行っております。これは谷津干潟の保全・管理を目的としており、調査研究や検証実験を行っています。

検証実験としてシギ・チドリの餌となるゴカイ類生息への効果と、影響の検証を目的とした底質改良試験、これは試験区に泥を追加して底質を改良した際の底生生物の変化や鳥類の変化を調査しております。

次に、アオサと呼ばれる海藻の堆積、腐敗の抑制・防止を目的としたかさ上げ試験を行っております。こちらは試験区をかさ上げすることで、アオサが岸に打ち上げられないように吹き寄せを防止し、腐敗する前に潮汐、流れによって海の方に流そうという意図で、かさ上げ試験をやっております。これらの試験については、現在も継続して実施しています。

ほかにアオサの回収活動や鳥類のモニタリング調査を実施しております。

この実証試験などを重ねながら、より良い保全対策を実施していくことを目的としています。また、保全事業については年２回程度、一般市民も参加可能な報告会を実施しており、その中で事業の説明や事業に関する意見交換を行っております。

アオサの繁茂、干潟の砂質化～現在の課題１～

続いて、現在の課題です。谷津干潟には生物生息環境における問題、保全・利用における問題、管理における問題があると考えます。生物生息環境はハードとしての側面を持つ問題、保全・利用と管理についてはソフトとしての側面を持つ問題と感じています。

こちらはアオサと呼ばれる海藻が大量に繁茂した際の干潮時の写真です。アオサは 1990 年代後半から増え出し、現在に至っております。緑潮と呼ばれるグリーンタイドが発生します。見た目はゴルフ場のようであり、とても干潟とは思えません。アオサの対策は谷津干潟における最も重要な課題です。

生物生息環境の問題としては、アオサの腐敗による底生生物への影響があります。アオサが干潟を覆ってしまい腐敗することで、干潟の中にいる生物を死なせてしまいます。生物が死ぬことで、その生物も腐敗してしまいます。アオサの腐敗臭による周辺住民への影響も大きな問題となります。アオサが腐敗することで、独特の悪臭が初夏から秋にかけて発生します。谷津干潟周辺は住宅地で囲まれていることから、住んでいる方々にとってはとても深刻な問題となっております。議会でも取り上げられており、環境省により、除去作業を実施しておりますが、完全な除去には至らず、いたちごっことなっているのが現状です。

そして、干潟の砂質化です。ラムサール条約に登録された頃は、谷津干潟は泥質、つまり泥の干潟で、ゴカイ類も多くいたと聞いています。周辺の下水道整備が進むにつれて、良質な泥がつくられず、また潮汐の影響によって泥質分が流され砂質化したと言われております。その影響もあり、ホソウミニナといった貝類が増加しているということです。現在も増えているか定かではありませんが、貝が増えたことにより貝殻が干潟を覆う原因となっております。また、そのほかホンビノスガイと呼ばれる外来種の貝が谷津干潟で確認されています。これらの問題により、鳥類の餌となるゴカイ類が減少し、鳥類も減る原因の１つになっているのではないかと言われています。

市民の理解を求め、谷津干潟の適正な利用を模索する～現在の課題２～

現在の課題の１つとして、干潟の利用があります。

最近、「干潟内に入ることで鳥類に影響を与えるのではないか、干潟への立ち入りを制限すべきだ」という意見が環境保護団体から寄せられました。谷津干潟は都市の中に囲まれた湿地であり、市民の利用の機会が多い場所と考えます。環境教育のため子どもたちが実際に干潟の中に入り、干潟を体験することが将来の保全につながると考えています。適正な谷津干潟の利用について、問われております。

また、谷津干潟の認知の課題もあります。狭い習志野市でも谷津干潟を知らない方、来たことのない方が多くいます。市内を含めた谷津干潟の PR が課題です。以前は観光地としてにぎわっていた谷津ですが、現在ではその知名度が失われています。「谷津干潟と観光を結びつけるべきか」。これは湿地の保全と利用に関わる課題ですが、今後は魅力ある谷津干潟にしていくことが求められます。谷津干潟を知らずに付近に住んだ方の中には、アオサの悪臭から谷津干潟を埋めた方が良いといった意見も出ているそうです。歴史を振り返る

清掃活動を通じて干潟を実感する

と、市民運動が起きて干潟保全の意識が高まり、現在に至ったということをどのように評価するか、問われています。アオサや干潟のにおい、移り変わる干潟の環境と、どのように付き合っていき、共生していくのかが課題です。そのためにも、まずは干潟への理解が必要と言えます。

行政側の課題もあります。

谷津干潟の場合、所管が環境省であり、習志野市が環境省に対して要請を行う部分が多くあります。平成 22 年度より、環境省主体の事業がはじまっていますが、公共工事的な部分が多く、周辺住民と協働していくような取り組みは難しいのが現状です。環境省が中心となった取り組みが今後実施されると、より意識の高まった事業が行えると感じています。

次に、どの分野でも同じだと思いますが、行政では人事異動により担当者が変わることがあります。事業の内容を大幅に変更する場合が生じたりしてしまいます。とくに環境保全では市民や保護団体等の方が、行政担当者よりも深く携わっている人が多く、行政側も戸惑うもあります。関係者も困る場合がございます。

ほかの自治体の皆様はどのように対応されているのか、工夫している点などありましたら教えていただきたいと思います。

平成 25 年の登録 20 周年を活用する～谷津干潟の今後について～

さて最後です。今後について。習志野市では今後も谷津干潟を所管、所有している環境省に対して、干潟の保全、利用について要請をしてまいります。とくにアオサ対策については環境省主体で効果的な対策を行うよう要請を行います。

さて、来年、平成 25 年度は、ラムサール条約登録 20 周年を迎えます。「谷津干潟の日」には、―先ほど申したように 6 月 10 日前後の直近の土日ですが―記念イベントを実施いたします。皆様も機会がありましたら、ぜひお越しいただきたいと思います。さまざまな企画を実施するに当たり、市町村会議の皆様にもご協力をいただく部分が出るかと思います。その際はぜひよろしくお願いいたします。

また、平成 26 年度は観察センター20 周年であり、節目の年が続きます。今後も谷津干潟に注目していただきたいと思います。

先ほど受付のときに配布した絵はがき、「きてきて習志野」という DVD、そして観光ガイドマップは、これは習志野市の谷津干潟をはじめ、習志野市内の各施設の紹介、観光 PR 用に作られたものです。どうぞご覧になり、習志野市を理解していただきたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

笹川：畔蒜さん、どうもありがとうございました。私が知っているのは谷津遊園の時代からですが、それ以前には塩田の時代、ノリ養殖の時代もあった。今の谷津干潟がおかれている制度上の枠組みと、谷津干潟そのものにもいろんな歴史がある。ですから、そうした歴史や、環境省の所有になっているという形態などの複雑さを踏まえて、何が谷津干潟の保全や活用につながるのか、幅広い市民と共に考え、行動する必要があるというお話だったかと思います。近くに住む人は毎日アオサのにおいがする。それの解決が遅れると「臭いから埋めてしまえ」という声が大きくなるというお話もありました。大変なことです。また、谷津は、昔は誰でも知っている谷津でしたが、最近はあまり知られていない。なかなか難しいことがたくさんあるということでした。

いろいろと難しい課題がある中で、様々努力をされていることは素晴らしいことですね。これは、今日お集まりの皆さんのラムサールサイトでも同じことと思いますが、今日みんなで谷津干潟について、現状を見て、感じて、考えて、提言をするなど、率直な意見交換ができたら、大変

すばらしいことですね。

「谷津干潟自然観察センター」島田所長のあいさつ

笹川：次に、このセンターの紹介を、職員の芝原さんにお願いしたいと思いますが、最初にセンターの所長の島田さんから一言いただいて、その後、芝原さんの報告に入りたいと思います。では島田さん、よろしくお願いします。

島田義夫：こんにちは。当センターの所長をしております島田義夫と申します。ラムサール条約登録湿地関係市町村会議として、当谷津干潟をご利用いただき、改めて御礼を申し上げます。

実は本年の３月にセンターの自主的な取り組みとして、「全国ファシリテーター会議」なるものを開催しました。当センターのような環境学習に従事している者たちが、全国約８箇所から自主的に集まって研修と会議を行いました。本日は行政間による会議ですけれども、このようにさまざまな立場の方々が集って情報交換を行うことは、非常に意味のあるものだと思っています。今日と明日、この土地で情報交換をしながら、この２日間が有意義なものになることを期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

笹川：島田所長、ありがとうございました。では、芝原さんから、報告をお願いいたします。

３）谷津干潟自然観察センターの紹介

「保護から、保全と活用へ　～20 周年事業の構想～」

谷津干潟自然観察センター　芝原達也

皆さん、こんにちは。ようこそ谷津干潟にいらっしゃいました。観察センターの芝原と申します。この施設は指定管理者制度で運営されていまして、今、社団法人アーバンネイチャーマネジメントサービスという団体が運営しております。

先ほどの畔蒜さんの説明で、谷津干潟の現状や取り組み、今後の課題の概要をおわかり頂けたかと思いますので、私の方からは、来年の登録 20 周年、再来年のセンター開設 20 周年で何をやりたいのかということについて、お話ししたいと思います。今、お手元にプリントをお配りしていますが、それが内容の概要です。

「20 周年」の２年間の活用～ラムサール条約湿地の「あるべき姿」を探る～

では、画面を使って説明したいと思います。テーマは「保護から保全とワイズユースへ」です。２年間にやりたいことのまず１つが、「ラムサール条約登録湿地というのは何をすべきなのか、ど

うあるべきなのか」ということを探りたい、ということです。「あるべき姿」というのは、「こうでなければならない」という唯一の正解があるわけではないと思うのですが、ラムサール条約という常に進化して展開していく条約の中で、谷津干潟の役割を考えていきたいなと思っています。

先ほどの歴史の話の中でありましたように、来年がラムサール条約登録 20 周年、再来年が観察センター開設 20 周年ということで、節目を迎えております。この期間に谷津干潟のこれからの将来にわたる姿、方針みたいなもの、その道筋をつけていきたいと考えています。

谷津干潟と人の関わりの変化について

谷津干潟は鳥獣保護区になっていまして、環境省のこの看板が随所に立っています。鳥獣保護区になったのが 1988 年なのですが、鳥獣保護区になった後しばらくは、この近隣の学校の先生が生徒を連れて干潟の中を案内したりしていました。要するに授業で使っていたわけです。それからさらに昔は、先ほど笹川先生からもお話があったように、アサリが採れる干潟でした。そういうわけで、魚を釣ったり貝を採る人がいましたが、1993 年のラムサール登録後は、だんだん人の利用、立ち入りというのが厳しくなってきました。

その後も「国設鳥獣保護区としてどうあるべきなのか」という議論が保護団体の方たちの間でされていて、中には「やはり鳥の保護区だから立ち入りをなるべく避けよう」という考えもあれば、「いや、やはり干潟の大切さを知るには触れることが必要だ」と、いろんな意見があったと聞いています。もちろん、環境教育で利用するのは今も認められていることではあるのですけれども、干潟に触れること、立ち入ることは無制限ではありません。これは鳥獣保護法の制約というよりも、あくまで谷津干潟の地元でつくられたローカルルールだと理解しています。

CEPA によって保全とワイズユースを進める～ラムサール条約の基本に立ち返る～

芝原氏の発表に耳を傾ける参加者

今、環境省によって鳥獣保護区の保全事業の取り組みがされていて、その事業の進め方の方針の中に、「住民との協働の仕組みづくりに努めます」という言葉があります。このように、ただ環境省が独断でやるのではなくて、周りの地域の方の理解を得ながら、例えば、アオサの対策を取っていくのが今の時代の流れだと思います。

みなさんご存知の通り、ラムサール条約湿地では、保全をすること、それからワイズユースを進めることが条約上で示されています。また、これらを進めていくための CEPA があります。CEPA の「対話、学び、参加、気づき」については、締約国会議の決議で述べられ、条約の中でも保全やワイズユースを進められる人を育成したり、研究成果を交流したりすることの必要性などが述べられています。この CEPA は、まさにこの観察センターの役割であり、これを進めることによって谷津干潟の保全とワイズユースに貢献したいと思っています。

そして、鳥獣保護区の保全事業の中で、「地域協働」という言葉が上がっていました。地域協働のためにも、それから参加や学び、気づきを進めるためにも、やはり干潟の体験、ワイズユースといったものが鍵になるのではないかと思います。

「近くて遠い谷津干潟」

これは、私なりに谷津干潟の歴史を、モデル図のような形でまとめたものです。

かつて干潟が広くあった頃、このグリーンは干潟のイメージです。漁業があり、共同体があり、文化があった。

しかし 1971 年に埋め立てが進んで、干潟が狭まると、従来あった漁業がなくなって、共同体や文化はこのようにちょっと薄れてしまう。そして埋立地ができて、そこに町ができて、新しい共同体、新しい文化が生まれている。そして、谷津干潟は真ん中に残っているけれども、周りの町と干潟は残念ながら一体化しているとは言えない。その原因の 1 つとして、目の前に干潟があっても、立ち入ることが難しく、腐敗したアオサのにおいだけが来るということがあると思います。つまり、立ち入りができないことで、だんだん人々の関心が失われてしまっているのではないかと考えています。もちろん、干潟に立ち入れば全ての問題がただちに解決するという単純な考えではありません。当然、保全とワイズユースという原則が付いてくると思います。

干潟について、地域の人たちが関心をもちコミュニケーションをする～将来の谷津干潟～

アオサの腐敗など干潟の現状を知る人は、「このままではいけない」と多くの人が思っています。

では、将来どういう形を描くか。そのときに、やはりラムサール条約というものの基本に戻って、それをヒントにして、CEPA、つまり、学習とか気づきとか啓発の取り組みを進めることによって、干潟と町が一体になることを目指したい、と思っています。

地域の皆さんが無関心ではなくて、常に干潟の水の色に関心を持ったり、「鳥の様子、今日はどうなのだろう」と気にかけてみたり、そういったことが挨拶などのコミュニケーション、やりとりが普通の生活の中でされるような姿にしていきたいな、と思っています。

ワイズユースの展示が充実した濤沸湖の水鳥・湿地センター

谷津干潟がどうあるべきなのか、そのヒントを探るために、先日 10 月 20 日、ちょうど 5 日ほど前に、「北海道ラムサールネットワーク」という、北海道の条約湿地のネットワークの集まりがあって、これに参加してきました。場所は濤沸湖の水鳥・湿地センターです。

このセンターは今年新しくできたばかりで、谷津干潟と違うところとして、ワイズユースの展示が非常に充実していました。それが、とても印象に残っています。それから、懇親会ではバーベキューをしながら、それぞれの施設の運営やそれぞれの湿地の悩み、良いところなどを、飲み食いしながら情報交換しました。これがそのネットワークの良さで、非常に素晴らしい取り組みだと思いました。

「谷津干潟の文化と技術」「東京湾の干潟の文化と技術」インベントリー

そして、北海道版「湿地の文化と技術のインベントリー」作成の作業に参加する機会もありました。これは辻井先生が会長を務める北海道ラムサールネットワーク、WIJ（日本国際湿地保全連合）や笹川先生が今、中心になって取り組んでいるものです。これはまさに、その湿地の良さを見つけて、みんなで確認して、共有して、将来にわたって残していこう、というものでした。そのための目標となる文化を整理する、そういった作業でした。

非常にヒントになりました。保全とワイズユースにつながっていくように願いながら、これも谷津干潟でやってみたいなと思います。できるならば、谷津干潟だけではなく、東京湾全体を視野に入れて、地域の人々とともに、「谷津干潟の文化と技術」「東京湾の干潟の文化と技術」を作っていく活動ができたら素晴らしいだろうなと、夢を描いております。

ジュニアレンジャーと若い世代の取り組み～子どもたち、若者たちの活動～

濤沸湖では、こちらの大人のグループの活動と並行して、子どもたちの交流があって、約 50 人の子どもたちが参加していました。こちらも、大事な宝を確認するという意味で同じです。各地の子どもたちが濤沸湖に来て、いろんな体験をして濤沸湖の良さ、自分の湿地の良さを認め合うというところは、湿地の文化と技術のインベントリーづくりと同じ活動だと思いました。

子どもが活動するプログラムについては、谷津干潟でも、既に実施している部分もありますが、確かなものとしてこれからも続けていきたいと思っています。その具体的なものとして、「ジュニアレンジャー」というプログラムに去年から本格的に取り組み、人材育成、特に子どもを育てる活動を行っています。

現在、習志野市が制定したラムサール登録記念日である「谷津干潟の日」の来年度のイベント企画を考えているところですが、若い世代、高校生や大学生がこれからの谷津干潟を自分たちで考えて、行動し、例えば、他の湿地の良いところを体験し、谷津干潟らしいワイズユースはこうではないか、といった意見が発表できるような場ができたらいいなと考えています。これからの谷津干潟を考えるのは、一部の大人や専門家、関係者だけではないだろうと考えます。

人材育成によって干潟とまちを結ぶ活動

これらの活動を通じてやりたいことは、「谷津干潟とまちを結ぶ」という活動です。子どもたちや若者がメッセンジャーとなって大人たちに関わっていく。大人たちは子どもたちや若者を通じて谷津干潟を注目していく。子どもや若者たちだけでなく、もちろん我々大人も頑張らなければいけません。この谷津干潟で人材育成をすることで、成長した子どもや若者たちが谷津干潟の保全やワイズユースにもちろん関われるようにする。同時に、将来、子どもや若者たちの誰かが、谷津干潟のある習志野市以外の場所に移り住むことがあった場合、その地域にある湿地で、その保全やワイズユース、CEPA の分野で活躍してくれるような人材として育ってほしい。そういうことをやっていきたいなと、思っています。

谷津干潟から、世界の湿地保全へ貢献を

最後に、これは谷津干潟だけで何かをするのではなく、それを世界に還元したいというのが夢というか願望です。まず東京湾にある干潟として、東京湾の保全とワイズユースに貢献したいと思います。そしてラムサール条約湿地としてアジアをはじめとする国々にも。

谷津干潟にも、JICA の研修でいろんな開発途上国の方がいらっしゃいます。この谷津干潟で、これまでの歴史について、湿地の保全やワイズユースはどうあるべきなのか、人材育成にどういうふうに取り組んでいるのかを見ていただいています。こうした経験やノウハウは、ほかでも役立てられると思います。また、湿地提携を結ぶオーストラリアのブリズベン市の湿地との交流を活かして世界に発信できたらと思います。また、水鳥フライウェイ・パートナーシップのネットワークにも参加しています。

谷津干潟はこの習志野市にありますが、ラムサール条約を始めとして、広いネットワークの中で活動していくことを念頭に置いて世界の湿地保全に貢献していきたいと思っています。

幅広い交流の中で

地域の人たちと協力しながら、これから様々なことを進めていきたいと思っています。

谷津干潟の歴史や現状課題を一緒に考え、地域の人たちがじかに接することで谷津干潟を身近に

感じてもらい、「谷津干潟の文化と技術」インベントリー作成や子どもを育て、若者と一緒に育つことによる人材育成。そういうことを中心に、学習・研修施設としてこのセンターの機能をさらに強化していくことを目指して、２年間頑張っていきたいと思います。

それを、世界や日本の幅広い交流の中で、いろんなヒントをいただき、意見交換をしながら進めていきたいと、願っています。

今日はラムサール条約湿地関係市町村会議の会議ですが、皆さん方、全国の市町村の方々はもちろん、先ほどの北海道ラムサールネットワークという地域組織の方々、都市の中にあるラムサールサイトの皆さん、干潟のラムサールサイトの皆さん、色々な湿地と交流する中で、自分たちの役割、谷津干潟の役割は何かを、確かめていきたいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

笹川：芝原さん、どうもありがとうございました。

「保護から保全と活用へ」という筋で、「近くて遠い谷津干潟」の現状を変え、地域の人たちに親しみを持ってもらえる谷津干潟にしていきたい、ということで、今後の抱負を述べてくださいました。保全と活用のバランスをどう取っていくか。地域の人々に幅広く親しんでもらうにはどうしたらいいか。それを地域の日常生活の充実・活性化にどのように結び付けていくか。このことは、どこのラムサールサイトでも共通の悩みであり、課題であり、チャレンジですね。

大都市の中の湿地として、沖縄の漫湖、名古屋の藤前干潟では、いま芝原さんが述べられた事柄はどうなっているのでしょうか。明日の分科会では「都市化の中のラムサール条約湿地」という分科会がはじめてつくられましたが、ぜひ交流を進めていただきたいと思います。

また、ラムサール条約湿地のある市町村の多くは過疎化で悩んでいて、今の谷津干潟とは対照的のようですが、「地域の人々とともに」「地域の日常生活の充実・活性化」という点は、共通点も多いかと思います。

「夢」として、「できれば谷津だけではなくて東京湾全体で」湿地の保全と活用、CEPA を含む「湿地の文化と技術」インベントリー作成という話もありました。東京湾のラムサールサイトは、現在、谷津干潟だけですが、東京湾には見るべき湿地がたくさんあります。ラムサール条約は、条約湿地だけを対象としているのではなく、「条約湿地をはじめとしてすべての湿地」の保全とワイズユース、そのための CEPA の活動を行うことを求めています。それは、今年、ブカレストで開かれた第 11 回ラムサール締約国会議（COP11）の決議文などにも、たくさん出てきます。

今の芝原さんの決意表明、夢が現実になるように、私たちもみんなで一緒に考えていくのが、市町村会議らしいかなと思いながら聞いていました。

続いて、このセンターで作成された DVD『谷津の海　いのちとくらし』を一緒に見たいと思います。私もこの会議の準備過程で一部分を見せていただきましたが、なかなか素晴らしいものです。昔の谷津干潟を知っている人、今の谷津干潟を知っている人にインタビューして編集されているようです。こういう DVD はどこでも必要とされ、作れるものかと思いますが、ぜひご覧下さい。またその後で、谷津干潟の見学をいたします。その後、再びこの部屋に集まって、グループワークをしたいと思います。では、よろしくお願いします。

（DVD『谷津の海　いのちとくらし』鑑賞、谷津干潟見学）

４)『谷津の海　いのちとくらし』(DVD)上映と谷津干潟見学を踏まえた、グループワークとまとめ

DVD『谷津の海　いのちとくらし』鑑賞、谷津干潟を見学した後、７班に分かれてのグループワークで、「谷津干潟への提案」と「視察を踏まえて、自分の湿地でどんな取り組みがしたいか」というテーマを話し合った。その後、一人ずつ、谷津干潟への提案・今後の各自の活動への意気込みのそれぞれをＡ４の用紙１枚に箇条書きにし、壁に張り出した。以下は、グループワークの後に、その提案内容について参加者が発表した際の記録である。

グループワークのようす

提案・意気込みを貼り出す参加者

生きものの生態をじっくり観察したうえで、活用の時期・場所・方法を考える

笹川：では、代表的と思われる感想を書いた方に、説明をお願いしながら進めたいと思います。まず、金井さん、谷津で人が利用することを考える際には、場所や時期、ゾーニングも必要ということですが、どうぞ。

金井裕：日本ツル・コウノトリネットワークから来ている金井です。先ほどグループワークで話したのですが、1980 年前後に千葉で大学生をしていて、その当時、ここ通っていました。そして、1990 年当時は、かみさんとここから５分位のところに住んでいました。ですので、昔、保護運動が盛んだった頃、いろいろやっていた頃を知っています。その頃は、干潟には鳥がたくさんいて、この周りにもセンターはなく、家も全然なかったのでいろいろと無茶ができました。干潟ではクリーン作戦でゴミ拾いしながら生きものを見るようなこともしていました。

今はアオサがこんなにあって、鳥がいる場所も生きものの場所も少なくなっています。こんな状況の中でどんな活動をするかは、やはり今の生きものをよく見て、どの時期・時間帯ならどんなことができるのか、どういう場所をどう使えるのか、考えなくてはと思う。いろいろやっていた頃でも「鳥を脅かしてはいけない」と言っていたのですが、今はもっと大変な状況なので、なおさら、さらにじっくり見ないといけないのかな、と思います。今、協議会をつくっているという話もありましたが、生きものが置かれている状況をなるべくみんながわかった上で、どうしたら生きものに影響が少なくできるのか、じっくり皆さんで考えたら良いのではないかと思います。

もう１つ、干潟の周りの緑地を使って活動の幅を広げるという提案については、埋立地に何も

なかった昔、観察センターのある辺でたき火して芋煮会をしていた時代があります。観察センターができた当時、「家がこれだけ建っちゃっているし、公園化するとできなくなっちゃったね」という話をしました。でも緑地については、生きもののことがある干潟の中とは違って、うまく使って、多少無茶をしても良いのかな、と考えたりしていました。

貼り出した提案・意気込みについて参加者から発表

アオサの活用
～谷津干潟の文化や産業の文化を学ぶ材料に～

笹川：「アオサの活用」という意見がかなり多いのですが、大崎の高橋さん、いかがですか。

高橋直樹：宮城県大崎市の高橋です。ただ「アオサの活用」というと漠然としているのですが、例えば、アオサというと、みそ汁に入れて飲むというようなイメージが非常に強いですね。あれだけアオサが多そうなので、以前にはそうした活用もされていたのではないでしょうか。今は環境教育に力を入れているようなので、そうした文化的な面を学ぶ場を提供していくのが、この地域におけるワイズユースの中心になるのではないかなと、思いました。文化や、産業の文化という視点は、人の暮らしの中身を知る上でも役立ちます。そうしたときに、アオサのようなたくさん生えているものから、それと対峙しつつ活用していっては、という趣旨で書きました。

笹川：畔蒜さん、習志野市としてはこの件についていかがですか。高橋さんを含め、３人の方から、いろいろ使ったらどうだ、中に入ったらどうだという意見が貼り出されていますが。

畔蒜：そうですね、中に入るのは子どもたちにとってみれば本当に楽しみだと思いますので、もう少し入れる機会を設けたい。生徒さんも一生懸命やっているなと思いますので、いろいろな団体もありますが、その辺はうまく調整を取りながら干潟をどんどん活用していきたいです。

笹川：ラムサール条約は保全とワイズユースを求めているにもかかわらず、一部には、「ラムサールだから人が入ってはいけない」という妙な誤解があるようです。那覇市の漫湖でも同じような議論がありましたが、最近、ようやく合意が形成されて、カヌーのルールづくりがようやくできたと聞いています。もちろん、場所や時間のゾーニングは必要だと思います。島田さん、今の声を聞いていかがでしょうか。

「近くて遠い谷津干潟」から「普通の人が集う場」に
～干潟・アオサの正しい理解が環境保全につながる～

島田：センター長の島田です。私、紙には「生きがい、やりがい、にぎわいの場所」と書きました。今「住宅密集地にあって、人との距離が近いですね」という感想もありましたが、私たちセンター職員の立場から見ると、今の谷津干潟は「近くて遠い谷津干潟」なのです。このセンターは「知っているけど入ったことのない観察センター」。近隣の公団住宅にはたくさんの人が住んでいますが、その大半は来たことがない、入ったことがない、というのが現状です。この周辺を散歩、ジョギングする人はいますが、干潟をよく見る人はあまりいません。

「近くて遠い谷津干潟。知っているけれども入ったことのない観察センター」。この関係を少しでも向上させるためにどうしたらよいか。前のセンター長に 20 年前、ここがラムサールに登録されるときに一番苦労されたことを聞いたら、意外にも「島田さん、谷津干潟は多分全国で一番ラムサール登録するときに苦労がなかった。簡単に登録できたんだ。」とおっしゃいました。いろい

ろな見方ができますが、その頃はさまざまな人の熱い思いがあったのかもしれない。でも 20 年を経て、「近くて遠い谷津干潟」になってしまった。ですから、近隣の普通の人、つまり、鳥や生きものや環境問題に特別に興味のない普通に暮らしている人々が、自分なりの生きがい、やりがいを求め、にぎわい、人が集まれる場にしていくことが、ひいては今の環境問題のステップアップにつながっていくのではないかなと。

アオサについては、悪臭で苦情があります。でも、アオサのことを正しく知っている人は少ない。もっと言うと、アオサ自体触ったことがある人が少ないです。アオサがくさいと思っているのです。でも、アオサがくさいのではなく、アオサが腐るからくさいのです。腐らなければアオサはとてもきれいで、生きものが付いてきて、その付いている虫を食べる生きものもいるほどです。アオサは干潟にとって重要な生きものの１つなのです。そのことも知らずに、アオサが腐るままにされていて、その結果、「アオサは迷惑」になってしまう。

アオサを正しく理解してもらうために、皆さんの思う有効利用とはまた違うかもしれませんが、アオサを使った環境教育をしようと思っています。何年か前には、アオサも有機物ですので、アオサを使ったバイオマスのボールペンを作りました。このことはニュースにも大きく取り上げられました。また、肥料にして使う試みもあります。人間の英知を集めて、工夫によってはこのアオサも人間との距離感を縮める役に立つ。正しい理解が、環境保全、環境教育につながっていくと思っています。

こうした今日の意見は、今後のセンターの活動にとってものすごくありがたい。応援歌のように聞こえました。ありがとうございます。

ラムサール条約湿地のワイズユース～人と自然との関係性の中で保全を目指す～

笹川：「ラムサール条約湿地になったので、保護から保全と活用へ」という話が、芝原さんの話にもあったのですが、ラムサール条約はそうしたものを応援する条約なのでしょうか？

柳谷牧子：多分、芝原さんのおっしゃっていた「保護」は、プロテクションという人の関与について排他的な意味合いで使われることの多い「保護」だと思います。ラムサール条約自体が、ワイズユースを前面に出していますし、今、環境省でもあまり「保護」という言葉を使わずに、どちらかというと「保全」という言葉を使うようにしています。それは、里山のように、人が入っていたからこそ維持できていたタイプの自然が日本は特別多いので、そうした自然をどうやって守っていくのかを考えたときに、「保護」という言葉はあまりにも排他的過ぎて、逆に自然保護から離れてしまう。

今、こういった時代の中で、非常に薄れてきてしまった人と自然との関係性をどうやって再構築できるのかが、残っている自然の保全のまさに課題だと思っています。ですので、すべてのとは言いませんが、大方の自然において、あまり排他的な形での自然保護を推奨しても、日本の自然を守ることはできないのではないかと思います。

笹川：資料にも入っている『ラムサール条約 40 周年記念冊子』では、ワイズユースが第１番目の柱と述べています。さっき芝原さんも「進化するラムサール条約」と言われましたが、条約でもそのようにシフトしてきている。ご存知ない方もいらっしゃったかと思いましたが、環境省の野生生物課のラムサール条約担当の柳谷係長でした。柳谷さん、ありがとうございました。

では、もう時間の残りが少なくなりましたので、今後の意気込みを書いた掲示をご紹介したいと思います。

「地元に戻ったら『渡良瀬ジュニアレンジャー』を企画したい」というのもあります。那覇市の古波蔵さんは、「那覇でも習志野のような地域の湿地の歴史を入れた DVD を作りたい」と書いておいでです。「たくさんボランティア組織が充実しているビジターセンターが欲しい」「もっと施設を充実させたい」というのもあります。「まだまだ谷津干潟には利用価値がある。頑張りたい」というのは、習志野の木下さんでしょうか。

皆さんのグループワークの結果についての意見交換をほんのわずかに行いました。もっと続けたいところですが、時間の関係があり、ここで、このセッションは閉じることにいたします。この後懇親会もあり、会議はこれから明日の午後までありますので、引き続き、意見やアイディアの交換をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

＜谷津干潟への提言＞

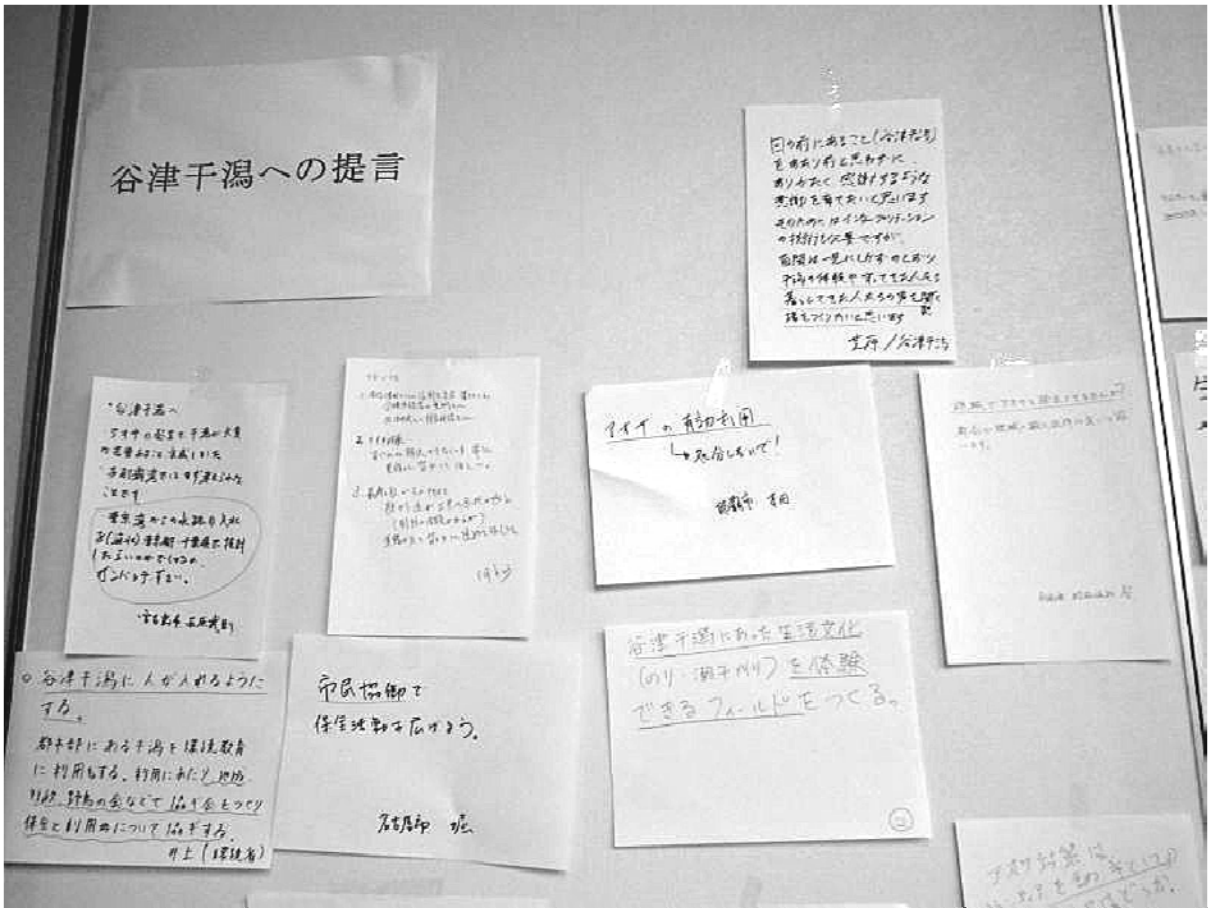

「アオサの除去作業を、周辺の小中学校の体験学習として行っては」「アオサは処分しないで、ぜひ有効利用してほしい」「住民が気軽に見ることができるような谷津干潟になると、良いのでは」「谷津干潟に合った生活文化（のり、潮干狩り）を体験できるフィールドをつくっては」「干潟の利用・活用について、市民がたのしく関わることのできる体験（文化）を、市が積極的につくっていってほしい」などの提言がありました。

＜谷津干潟で学んだこと～地元に帰って実践したいこと＞

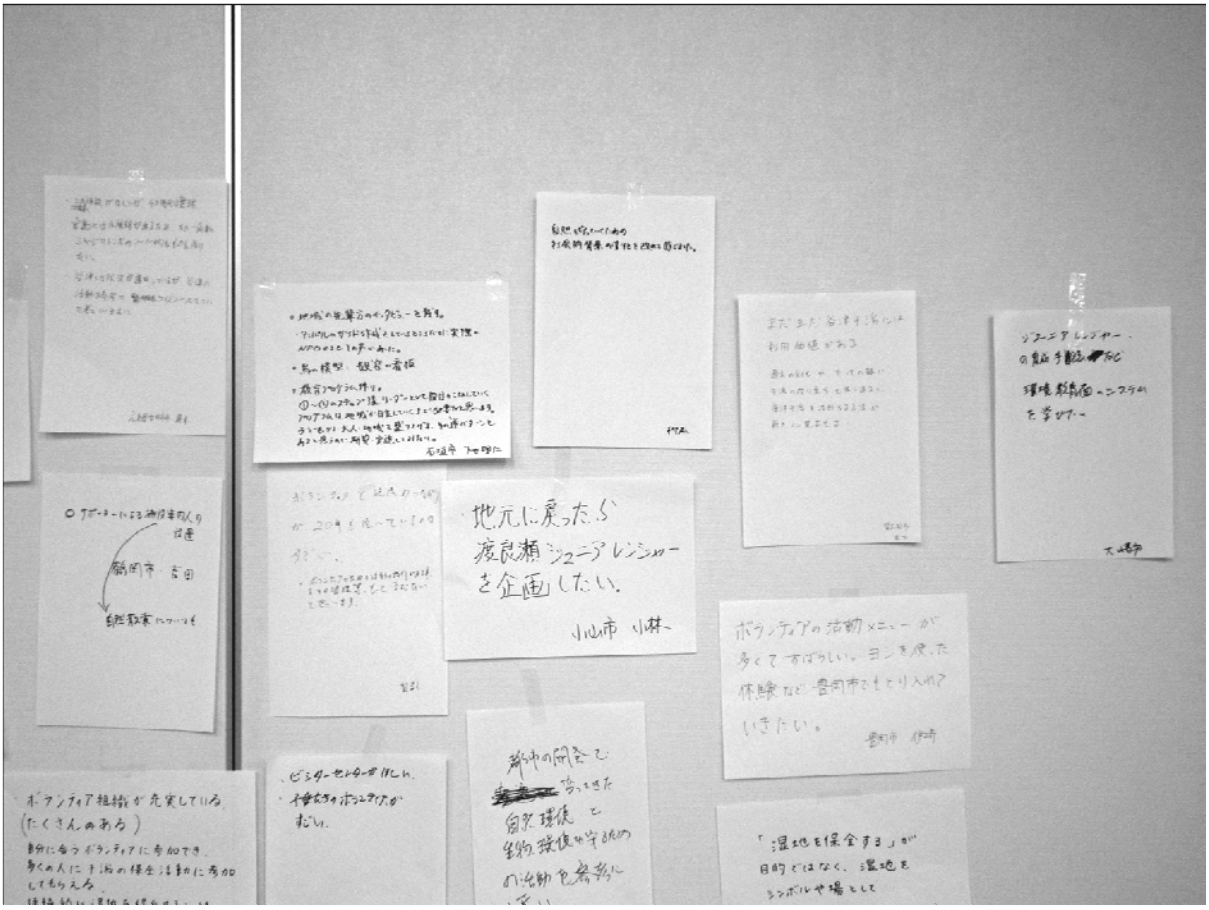

「ジュニアレンジャーやボランティアガイドの育成の大切さを学んだ」「自分の地域でもぜひ、ジュニアレンジャーを企画したい」「持続的な湿地の保全には、いろいろな団体、人が関わることが大切」「合意形成の重要性と難しさを実感した」「自分のところの活動や人の声を、映像の記録を残したい」など、考え方から具体的なアクションまでのさまざまな声が集まりました。

第２部：パネルディスカッション
「サステイナブル・ツーリズムを考える
～ラムサール COP11 とその成果～」

司会：古波藏千明（那覇市環境保全課主事）

１．主催者あいさつ
　１）翁長雄志（那覇市長）（仲村家治副市長代読）
　２）中島慶二（環境省自然環境局野生生物課長）

２．コーディネーター発題　笹川孝一（法政大学教授）

３．基調報告
　１）柳谷牧子（環境省自然環境局野生生物課登録調査係長）
　「COP11 概観及びサステイナブル・ツーリズムに関する決議とこれから」
　２）神田優（黒潮実感センター長）「サステイナブル・ツーリズムの到達点と課題　～黒潮実感センターでの取り組みを踏まえて～

４．市町村の事例報告
　１）星明彦（桧枝岐村総務課長）「尾瀬のツーリズムと桧枝岐村の地域づくり」
　２）中貝宗治（豊岡市長）「コウノトリの野生復帰とサステイナブル・ツーリズム」
　３）座間味昌茂（渡嘉敷村長）「慶良間地域が取り組んでいるエコツーリズムの紹介」

５．コメントとディスカッション
　１）朝岡幸彦（東京農工大学教授）
　２）大島順子（琉球大学准教授）
　３）報告者からのコメント

６．会場からの発言とディスカッション
　仲村家治（那覇市副市長）、中島慶二（環境省野生生物課）、山村嘉康（加賀市環境課）、高橋直樹（大崎市産業政策課）、名執芳博（日本国際湿地保全連合）、中貝宗治（豊岡市長）、菊地義勝（釧路市環境保全課）、堀利明（名古屋市環境企画課）、小林方人（小山市企画政策課）、西原武則（宮古島市みどり推進課）、関口昌弘（習志野市環境政策課）、島田義夫（谷津干潟自然観察センター）、田尻浩伸（日本野鳥の会）、武者孝幸（ラムサールセンター）

７．まとめの発言

８．閉会あいさつ　仲村家治（那覇市副市長）

第２部：パネルディスカッション

「サステイナブル･ツーリズムを考える～ラムサール COP11 とその成果～」

平成 24 年 10 月 26 日（金）9:00～12:00
谷津コミュニティセンター

古波蔵千明（司会）：本日は、ラムサール登録湿関係市町村会議学習交流会の２日目です。午前中は、第２部「サステイナブル・ツーリズムを考える～ラムサール COP11 とその成果～」と題して、パネルディスカッションを行います。

まず、主催者あいさつを、ラムサール条約湿地関係市町村会議会長の翁長雄志那覇市長代理の仲村家治副市長より申し上げます。

１．主催者あいさつ

１）那覇副市長　仲村家治

昨日同様、沖縄の言葉であいさついたします。

ハイサイ、グスーヨーチュウーガナビラ、皆さん、おはようございます。先ほど司会から紹介があったように、会長の那覇市長・翁長雄志は別用務のため、副市長の私から会長のあいさつ文を代読します。

「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議学習・交流会の開催に当たり、ごあいさつを申し上げます。本日の第２部は、環境省との共催ということで、自然環境局野生生物課の皆さまに多大なるご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、今年７月には、ブカレストにおいてラムサール条約締約国会議 COP11 が開催され、国内９箇所が新たに条約湿地として登録されました。それに伴い、国内の条約湿地は 46 湿地となり、当市町村会議の役割もますます重要になると考えています。

第４回目となる今回の学習・交流会は、メインテーマを「サステイナブル・ツーリズムを考える」とし、会員市町村のほかに、環境省はじめ新規登録地の市町村、全国的な NPO、NGO など、幅広い皆さまにご参加いただき、多くの基調報告、事例報告が行われます。

回を重ねるごとに内容が充実していく学習・交流会を通して、湿地の生態系や生物多様性の保全や、賢明な利用について、市町村間で有意義な情報の共有が図られることを主催者として期待しています。

結びに、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が、市町村間の情報交換や協力を推進し、地域レベルの湿地の保全活動と適正管理に寄与する組織として発展することを祈念するとともに、本学習交流会の開催にご尽力いただきました皆さまに深く感謝申し上げまして、私のあいさつとします。本日はよろしくお願いいたします。

平成 24 年 10 月 26 日ラムサール条約登録湿地関係市町村会議議長 那覇市長 翁長雄志。」

以上、代読でした。そして、最後に、「イッペーニフェーデービタン」。（拍手）

古波蔵：仲村副市長、どうもありがとうございます。

続きまして、学習交流会第２部の共催である環境省自然環境局野生生物課・中島慶二課長、よろしくお願いいたします。

２）環境省自然環境局野生生物課課長　中島慶二

ただいまご紹介いただいた環境省自然環境局野生生物課長の中島と申します。どうぞよろしくお願いします。

主催者の一人としてごあいさつを申し上げます。

今回、この会議の準備にご尽力をいただいた那覇市の皆さん、それから、開催地の習志野市の皆さん、そして、今回お集まりいただいた皆さんに、まずはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

「自然の恵み＝経済的なメリット」を地域の人々が実感するように

いきなり私事で恐縮ですが、私は環境省のレンジャーとしてこれまで 30 年近く自然保護の仕事をしてきました。その約半分位は現場の仕事をしています。北は北海道から、尾瀬にもいましたし、日光、阿蘇、それから那覇にもおりました。地域の人たちといろいろな話をしながら自然保護の仕事に関わる中で、私なりの結論というか、個人的な思いがあります。それは、自然保護は地域の皆さん方が本当にその自然を大事にしようと思わないと成り立たないということです。これが、これまでの実践から学んだ、私の自然保護に対する考え方です。

ぜひ「自然でたくさん儲けて」ほしい

そういう意味では、自然の持ついろいろな魅力や恵み、メリットをしっかりとその地域の方々が感じることが非常に大事です。ですから、言い方は少しおかしいのですが、誤解を恐れずに言えば、自然でたくさん儲けてほしいと思うのです。経済的なメリットを感じてもらうことによって、地域の人たちがその自然を大切にするようになるでしょう。

ところが、日本人はもともと真面目でストイックな民族で、自然保護で儲けるのは後ろめたいように思われることが多い。ただ、それは少し違うと私は思っています。できるだけ自然のメリットを人間側が上手に引き出すことが非常に大切なことだと常々思っています。そういう意味で誤解を恐れずに言えば、自然でたくさん儲けてほしいのです。

自然を資源に地域が永続的にメリットを受けていくためのしくみづくり

たくさん儲けるのは良いことですが、１つ問題が生じ得ます。自然は誰のものでもないので、誰かが先に使ってしまうとほかの人が使えなくなることが、ままに、生じるため、持続的に資源を維持できるようなしっかりとしたしくみが必要です。ここが環境問題の解決の本質の部分だと思っています。その概念が、今回のテーマになっているサステイナブル・ツーリズムであろうと思います。観光のしくみ、あるいは都市と地域の交流のしくみの中にサステイナブルという概念をしっかりビルトインしていく。これが、自然を資源として地域が永続的にメリットを受けていくための大事なポイントだろうと考えています。ラムサール条約の中でこうしたことが議題にな

るのも、地域の方々が自然のメリットを十分に受けるためのしっかりしたしくみを、それぞれでつくってほしいという考えからだろうと思います。

「踊る大捜査線」の青島刑事が言うように、事件は必ず現場で起きていて、自然保護の問題も常に現場でいろいろな問題が起きています。今日は、それぞれの現場を抱える皆さんにさまざまな問題を共有いただき、私たちも今後いろいろなしくみを考えていく上での参考にしたいと思います。

また、今回の会議が皆さまにとっても実り多きものになることを願って、私からのあいさつとします。どうぞよろしくお願いいたします。

古波蔵：中島課長、ありがとうございました。

では、第２部のコーディネーターの笹川先生にマイクを渡したいと思います。先生、よろしくお願いいたします。

２．コーディネーター発題

法政大学　笹川孝一

笹川です。よろしくお願いいたします。

今、お二人の主催者、市町村会議の会長さんと環境省の野生生物課長さんからごあいさつをいただきました。２つ、この交流の良い効果があったと思います。１つは、今回で４回目となる学習交流会について、翁長会長のセリフの中に、「だんだん進化している」という言葉がありました。それから、中島課長の言葉に、条件付きではあるけれど「ラムサール条約で儲けてほしい」と。

昨日の第１部「谷津干潟に学ぶ」の意見交換とまとめでは、干潟に入ることについて、習志野市も観察センターの皆さんも、子どもをはじめとして谷津干潟を実感してほしいけれど、いろいろな意見があるということでした。ラムサール条約の柱が保全とワイズユース、そしてそれを支える学習交流会のような CEPA にあることは皆さんもご存じの通りですが、世の中一般に必ずしも浸透していないという感じもします。今のお二人の主催者あいさつでは、そうしたことをより具体的なところから、じかに起きている現場から明確にしていこうという、基本的な姿勢が示されていたと思います。

配布資料の説明

皆さんのお手元にピンク色の冊子があります。これは、去年、那覇で開かれた第３回学習・交流会の記録です。今回もこうした冊子になる予定です。もちろん、ご発言は加除訂正した上で収録されます。それから、お手元には第２部の進行を掲載したプログラム、本日の報告者の要旨およびパワーポイントをプリントしたものが入っていますので、適宜ご覧ください。豊岡市の中貝さんに関しては、「コウノトリと共に生きる」というパンフレットをもって要旨に代えるということです。大変立派なパンフレットですので、ご覧いただきたいと思います。

もう１つ、「決議 XI.7　観光・レクリエーション・湿地」という、COP11 の決議文の対訳があります。原文は英文のテキストです。日本語の方は、私どもで仮訳したものです。間違いもたくさんあると思いますが、「ないよりはまし」ということで、何が書いてあるか大体の見当はつくと思いますので、どうぞ参考にしてください。

それから、コメンテーターの大島さんの論文「ESD をつくる」があります。今日は沖縄からコメントのためだけに来ていただきました。大島さんがサステイナブル・ツーリズム関連で書かれた論文です。これも参考にしていただきたいと思います。

地域の持続性が生態系の持続性に直結する～テーマ設定の背景～

私からは、テーマ設定の趣旨を簡単にお話します。

１つは、なぜこうしたテーマを設定したのか、です。昨年の段階で、COP11 のメインテーマがサステイナブル・ツーリズムになるという発表があり、それで準備をしてきました。最終的なメインテーマは「Wetlands: Home and Destination」に変わりましたが、サステイナブル・ツーリズムに関する決議が採択された。

この決議が採択された背景には、ラムサール条約湿地の現場でいろいろな動きがあると思われます。先ほど中島課長もおっしゃったように、生態系のサステイナビリティーのために、ホストコミュニティという言葉も使われているようですが、その地域のサステイナビリティーがなければ生態系の維持もできないという視点があったように感じます。

そして、日本のラムサールサイトには、谷津干潟も含めて、歴史的な経緯も踏まえながら、「新しい観光地」にしていくという発想もあり得るかと思います。今回報告される、各地でツーリズムが広い意味で行われている事例は、それぞれの現場にとっても、大いに参考になるかと思います。

これは私も確かではないので皆さんに教えていただきたいのですが、「エコツーリズム」と「サステイナブル・ツーリズム」というのは、何が同じで何が違うのか。私なりの浅い読み方で恐縮ですが、「エコツーリズム」の進化した形が「サステイナブル・ツーリズム」ではないかと漠然と感じています。先ほど申し上げたように、ラムサール条約の１つの重要な柱は、言うまでもなく「湿地の生態系の持続性」ですが、ホストコミュニティが持続しなければ湿地の持続性もない。つまり、地元のサステイナビリティーと生態系サステイナビリティーを両立させていく必要がある。その間の重要な取り組みとしてツーリズムがあるとすると、エコツーリズムも地元の文化や社会、雇用や収入機会ということを言っているのでしょうが、サステイナブル・ツーリズムでは、地元と生態系のサステイナビリティーの両立という点を、さらに強調しているように感じます。

サステイナブル・ツーリズムは自治体の趣旨と合致する

「地方自治体の論理は地方自治法に示されている」ということを私から自治体で仕事をされている皆さんに言うのは釈迦に説法ですが、「住民の福祉のための総合的・効率的な行政を行うのが地方自治体の責務」とされています。

その中で、人間ことを除外したいわゆる「生態系」の問題だけを扱うことは、地方自治体の行政としては簡単ではない。つまり、雇用などのいろいろな問題があるので、いわゆる生態系の問題だけを行政のコアとして位置づけようとすると、結果としては生態系の問題は後回しになりかねない。だから、人間を含めた生態系という捉え方をする必要がある。そういう意味では、今回のサステイナブル・ツーリズムという発想は、地元と生態系のサステイナビリティーの両立を実現しようとする点で、地方自治体の主旨と合致するのではないかと感じます。

「生態系」「コミュニティの社会的・文化的伝統の尊重」「安定した雇用・収入の確保」等

繰り返しになりますが、サステイナブル・ツーリズムというとき、次の３つの点を強調しているように思われます。柳谷さんの報告で詳しく説明があり、間違い等をご指摘をいただきたいと

思いますが、１番目は、もちろん生態系、２番目は、そのコミュニティの社会的・文化的伝統の尊重、３番目は、安定した雇用・収入の確保等々、この３つの鼎立です。

本日は、２つの基調報告と３つの現場からの事例報告、お二人のコメント、そしてさらに会場全体でのディスカッション、これらを通して少しでも、サステイナブル・ツーリズムに迫っていこう、ということです。

具体的な進め方

もう１度、プログラムに戻って、全体の流れについて申し上げます。

まず、ここはいろいろな肩書きの人がいるので、全部「さん」づけで通したいと思いますので、ご了解ください。

最初の基調報告は、環境省野生生物課登録調査係長の柳谷さんです。２番目の基調報告が黒潮実感センター長の神田さんです。それから、市町村からの事例報告として、檜枝岐村総務課長の星さん、２番目に豊岡市長の中貝さん、３番目に渡嘉敷村長の座間味さん、そして、コメントの１番目が朝岡さん、２番目が大島さんです。ここで少し議論した後、皆さんとの質疑ややりとりなどをしてまとめ、12 時までには終わりたいと思っています。

それでは早速、１番目の基調報告を柳谷さんからお願いします。よろしくお願いします。

３．基調報告１：

COP11 概観及びサステイナブル・ツーリズムに関する決議とこれから

環境省自然環境局野生生物課登録調査係長　柳谷牧子

おはようございます。環境省野生生物課の柳谷です。

先日７月にラムサール条約の COP11 に代表団として参加してまいりました。その結果報告とツーリズムの決議などについて、今日は報告させていただきます。先日の湿地学会の内容とかなり重複するところもありますが、どうぞご容赦ください。

初めて東欧で開かれた COP11

COP11 は７月６日から 13 日にかけて行われました。この直前には別の常設委員会というものが行われ、２週間ほど会議室に缶詰の生活をしていました。開催場所は、ルーマニアのブカレスト国会宮殿という大変大きな建物だったのですが、今回は東欧で行われる初めてのラムサールの COP でした。ヨーロッパ一の大きな湿地と言えるドナウ川の河口干潟のあるルーマニアで、ラムサールの COP が開催できるということで、東欧ではかなり盛り上がりを見せたのではないかと思います。COP11 のロゴマークになったペリカンが、ドナウの河口にいて、ちょうどこの COP 期間中にひなが見えると聞いていたのですが、残念ながらそんな時間は全くなく、期間中はまさに缶詰状態でした。

22 本の決議、辻井先生のラムサール湿地保全賞の受賞、９つの湿地の新規登録

決議については、「湿地とツーリズム」に関する決議をはじめ、22 本が採択されました。スライド左上は、新規に登録された条約湿地の市町村長からのご講演や、認定証の授与をするサイドイベントの際の写真です。もう１枚は、ラムサール賞を受賞された辻井先生が、授賞式で韓国の常設委員会議長から賞を手渡されている写真です。日本人のラムサール賞受賞は中村玲子さんに続き２人目ですが、科学部門でははじめての受賞でした。日本からこの賞の受賞者が出たのは非常に喜ばしいことでした。最後の写真は、プレナリーの会合中に、重要な決議案の審議が終わり、ほっと喜んでいる写真です。

これは日本のラムサール条約湿地の所在を示した図です。既にご存じかと思いますが、今回、日本の９つの湿地が新たにラムサール条約湿地として登録され、関係市町村としては 14 の新たな市町村をラムサールのファミリーに迎え入れることができました。

現場でのさまざまな取り組みを決議に反映するための努力

～決議 XI.15 「農業と湿地の相互作用：水田と害虫管理」～

この度採択された 22 本の決議ですが、議論としては条約をどう維持していくのか、というものが大きかったのですが、そのほか、資料にあるような決議が採択されました。

今回、われわれ環境省側で最もエネルギーを割いて当たった決議が、決議の XI.15、最終的には「農業と湿地の相互作用：水田と害虫管理」というタイトルになったものです。この決議案については、もともと、COP の行われる１年前に、水田と農薬に係る決議案が出るようだと、情報を仕入れていました。話を聞いてみると、稲作における農薬使用を非難する決議でした。もちろ

ん、田んぼで農薬は使っているし、使わないのは理想的かもしれない。しかし、その決議案は日本やアジアのモンスーン気候の国が築いてきた伝統的な稲作までも否定し、ニューテクノロジーを導入して農薬の過剰使用による問題を解決しよう、というものでした。現場での稲作、それも環境保全米などさまざまな取り組みのお話を聞いており、私自身も現場を訪れて稲作が育む生物多様性を見させていただきました。ですから、日本からの代表として、これが通るのは大きな問題だろうと考え、１年間、非公式の場、公式の場、ウェブ会議等々を通して、この決議を何とか良いものにするように闘ってきました。

NGO、地方自治体、アジアの稲作諸国との協力

NGO を含めたいろいろな方々の協力がありました。この決議を、生物多様性を育む稲作を進めていらっしゃる方々が納得のいくものに修正して通すため、日本側の主張を伝えるためのサイトイベントを開催しました。その際にも、今回いらしている中貝市長を含めて、 多くの方に参加いただきました。最終的に、日本の現場で行われていることの実績をもって、また、他の稲作国も一丸となって決議を変えていくことができました。中国もフルサポートでしたし、韓国も最終的にサポートにつき、タイも修正の必要性を述べてくれたのが、非常に印象的でした。

稲作で生物多様性保全を進めている優良事例集作成と EU 代表団のサポート

稲作で生物多様性保全を進めている優良事例集を、COP11 に向けて作りました。日本のものがほとんどですが、韓国の事例も含まれています。これまで稲作国が営んできたトラディショナルな稲作がどれだけ生物多様性を育んできたのかを事例集としてまとめたものです。大変評判が良く、COP11 で EU 代表団の目にも留まりました。最終的に、この優良事例集は有用であることを締約国が認識するよう促す文を決議の中に入れるべきだと、EU 代表団が全体会合で発言してくれました。結果的に、その一文が入り、本当に嬉しかったです。まさに現場での実践が決議に反映された象徴的なことで、私は会議を担当してきただけですが、交渉官としてやりがいを感じさせてもらった瞬間でした。

モニタリングを含む注意深いアセスメントの必要性と、伝統的な稲作の価値が承認された

今回は時間の都合上、詳しい説明は割愛させていただきますが、決議文の３段落目に入っている、農薬を減少させるための代替の国策についても、生物多様性や生態系サービスに負の影響を及ぼさないことを保証するための、モニタリングを含む注意深いアセスメントが必要だ、という視点を入れるのに苦労しました。新しい技術を次々と投入しようとする非稲作国の一部の勢力があり、何でも新しければ良いのかという疑問を呈する役割を担うことになった段落でした。最終案にあるような「伝統的かつ固有の稲の種を維持して、また守るように奨励」という言葉も、長い交渉の結果入れることができた箇所です。

Wetlands: Tourism and Recreation から Wetlands: Home and Destination へ ～COP11 のテーマの変更の趣旨～

「ツーリズム、保養そして湿地」という決議決議 XI.7 が採択されました。

今回の COP11 のテーマは「Wetlands: Home and Destination」です。締約国会議の準備会合として、常設委員会が行われるのですが、第 43 回常設委員会のときに「Home and Destination」に変更になりました。それまでのタイトルは「Wetlands: Tourism and Recreation」でした。

そのときの議論で、どの国が発言していたか忘れてしまいましたが、「湿地保全という側面が表

現されておらず、軽すぎて、また人間が中心過ぎるのではないか」「搾取も肯定的に取られかねないから、これは少しおかしいのではないか。ツーリズムやレクリエーションだけに絞らず、もっと許容範囲の大きなテーマにするべきだ」という話が出たため、「Home and Destination」になりました。

一見どういう意味なのかわかりにくいですが、つまり、もともと水鳥の条約でしたが、水鳥にとって湿地は最初に生まれた場所であり、そして渡って到達する場所です。人間にとっても、湿地で生活の糧を得て、時にはどこか出掛けてほかの湿地で泳いでみたり、ダイビングをしてみたり、川で遊んでみたり、稲を植えてみる体験をしてみたり、湿地が目的地になるときもあるという意味です。別にツーリズムがテーマから外れた訳ではないけれど、誤解を招かない、もうちょっと許容的なテーマにしようとしたようです。結果としてはわかりにくいテーマになったかもしれませんが、案よりラムサール条約らしいテーマになったと思います。

UNWTO の「サステイナブル・ツーリズム」と「エコツーリズム」の定義の差異

とくに今日皆さまにお伝えしたいのは、この決議において、サステイナブル・ツーリズムとエコツーリズムについて、UNWTO、国連ワールドツーリズムオーガニゼーション（国連世界観光機関）という機関の定義を用いて、２つのツーリズムの差を明確にしていることです。

UNWTO の定義によると、「サステイナブル・ツーリズム」とは、環境資源の適正な利用を行い、地域コミュニティの抱える社会文化的正当性を尊重するものです。社会経済面でも地域コミュニティへ「公正に」利益を分配し、長期的な視野で経済を運用する。そのためには、自分たちの持っている資源の状態がどうなっているのか「見える化」する必要があるので、モニタリングを定期的に行う必要がある、と言っています。

もう一方の「エコツーリズム」は、この定義によれば、主として自然文化・伝統文化の観察を行う自然がベースの全てのツーリズムです。ツアーオペレーターやガイドが必要で、少人数グループで案内するもので、マスツーリングとは少し違います。それから、自然や社会文化的環境への悪影響を最小限にすることが必要とされています。社会経済面でも地域への還元は必要としながら、「公正に」というレベルまでには踏み込んではいません。

社会経済的にも自然資源の観点からも資源を搾取しない

～サステイナブル・ツーリズムの特質～

サステイナブル・ツーリズムは、自然的、社会的、両方の側面において資源を搾取しないという点をとても強調しているツーリズムだと考えれば良いかもしれません。エコツーリズムは、資料にはありませんが、搾取を最小限にしましょう、地域にもお金が落ちるようにしましょうという程度のことは書いてありますが。

サステイナブル・ツーリズムは、自然資源だけでなく社会経済的な部分も公正に地域に還元しなければならない。例えば、都市部からツアーを組んで地方の村に入ったとして、ジュースを１本買って地域にジュース１本分の金が落ちたから良いという話ではなくて、公平に分配されなければならない。つまり、社会経済的にも自然資源の観点からも資源を搾取してはならないと言っています。それがまさにサステイナブルである。私としては、今日はその点をお伝えできれば良いかなと思っています。

「サステイナブル・ツーリズムとは、ワイズユースとイコールである」
～決議 XI.7 はすべての湿地における観光を望んでいる決議ではない～

決議 XI.7 では「サステイナブル・ツーリズムとは、ラムサール条約で言うワイズユースとイコールである」と言っています。エコツーリズムではなく、サステイナブル・ツーリズムを採用し、こちらがワイズユースとイコールである、という決議でした。この決議はどこの湿地でも観光をやりなさい、と単に観光を推奨しているような決議ではないのです。

宮島沼の「田んぼのオーナー制度」～サステイナブル・ツーリズムの事例～

資料の写真は、北海道美唄市のラムサール条約湿地である宮島沼に隣接する田んぼです。「田んぼのオーナー制度」を実施していて、都市部から、例えば札幌や、わずかですが首都圏からも人が訪れて、田んぼを借り、田植え体験などをしています。

私は、これはまさにサステイナブル・ツーリズムになると思っているのですが、もともとツーリズム、観光がやりたくて始めた事例では全然ないのです。彼らが「ふゆみずたんぼ」や無農薬米を試みるに当たって、農家さんが、これまで農法に関し指導を受けてきたことと違うことを頼まれているといって戸惑われた。指導と違うことをして、収量を確保できるのか心配があったわけです。宮島沼水鳥・湿地センターの牛山さんも非常に熱心で、農家の生活を犠牲にしてまでということにはならない中でどうするのかと考えたときに、まず、土地を１年契約のオーナー制度で貸して、先にレンタル料で最低限の収入を確保し、さらにオーナーになった人には田植えや除草、稲刈りで宮島沼周辺の田んぼに訪れてもらうようにした。これもサステイナブル・ツーリズムになるのかなと私は思っています。

「観光」という言葉の固定的なイメージを取り払って考える

UNWTO が定義するエコツーリズムでは、ガイドが引き連れて少人数制で云々といっていますので、少人数でない本事例は合わないかもしれない。でも、サステイナブル・ツーリズムにはなる。いわゆる「観光」という言葉からイメージする固定観念を取り払って、ツーリズムを柔軟に考えていけると良いかと思います。

パンフレット『湿地のツーリズム、すばらしい体験
―責任あるツーリズムは湿地と人々を支える―』の活用を

これまで環境省としてサステイナブル・ツーリズムの定義を説明することはなかったので、ラムサール条約事務局が 2012 年世界湿地の日に向けて発行した英語版のパンフレットを和訳し、印刷して配布しました。印刷部数には限りがあるため、環境省のラムサール条約に関するホームページ（http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/）にも掲載しています。原本の英語版はヨーロッパで作られているので、ヨーロッパナイズされ過ぎている感じはするのですが、参考になるところが多くあると思いますので、ご覧いただければと思います。

オーバーユース防止や外部者による荒らしへの対策に役立つ
～「エコツーリズム推進法」の活用を～

もう１つ、環境省は国交省との共管で「エコツーリズム推進法」を持っています。ここで言うエコツーリズムは、先ほど説明した UNWTO の定義とは異なっています。明確にエコツーリズムを定義しているわけではなく、大まかな説明です。市町村が必ず参加したうえで、地域の方や NPO、その他関係者や専門家が入り、エコツーリズム推進協議会をつくります。そこが策定した全体構

想を国が認定し、ある意味で法的拘束力のある全体構想にすることができる、というボトムアップ型のものです。ですから、オーバーユースや、例えば、「自分たちで持続可能な利用に一生懸命取り組んでいるものの、外部者に荒らされてしまう。止めるよう注意しても止まらないが、どうしたら良いものか」と悩んでいるようなケースでは、策定された全体構想に法的拘束力を持たせることができるので、こうした地域の方々には何かしら役立つのではないかと思います。

特定自然観光資源の指定とその損傷の禁止、モニタリングによる順応的管理
～地域の関連産業との連携調和を大事にすること～

もう少し詳しく説明すると、全体構想の中で「特定自然観光資源」を定め、それを損傷することを禁止する、または、それを守るために利用者の数を制限することができるようになりました。これについては、座間味さんからまさに実践のお話があると思います。

全体構想については、モニタリングの必要性や、モニタリングによる順応的な管理が重要だと基本的な指針で述べています。次に、罰則や自主ルールを適宜使いながら資源管理をすること、また、モニタリングの実施に当たり、地域の実情に応じて専門家によるしっかりとした調査と地元の人々の長期的な調査を適宜織り交ぜて行うこと、最後に、ツーリズム以外の地域の関連産業との連携調和を大事にすること、以上が基本指針に記載されています。

地域の伝統的な暮らしぶりを維持するための一方法としてのサステイナブル・ツーリズム

最後に、これは佐潟の潟普請の写真と、阿蘇の野焼きの写真です。田んぼの写真は、宮島沼の田植えの様子です。また、こちらの写真は海外で第１次産業を持続可能な形で行っている、里山の例です。こうした伝統的な暮らしぶりを維持するために、適度に人を呼ぶことが必要だといったときに、サステイナブル・ツーリズムという形を取ったり、Ｉターンの第一歩にする形を取ったりする方法もあるようです。

いくつか現場を見せてもらう中で、地域の暮らしを維持するためにツーリズムを行うケースも多くあることを実感しましたし、サステイナブル・ツーリズムの定義がそれに役立つものではないかと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。

農家、市町村、NGO 国・環境省の協力と国際連携の力で
現場の努力が国際的な決議に反映された、素晴らしい内容

笹川：柳谷さん、どうもありがとうございました。ブカレストで行われた COP11 で辻井達一さんがラムサール科学賞を受賞されたこと、今日関係市町村から出席がある、渡良瀬遊水地、円山川とその周辺水田など９箇所が新たにラムサール条約湿地として登録されたことや、会議の全体の雰囲気を、まず話していただきました。

また、その中で、前回の COP10 で日本と韓国の共同提案採択された水田決議に関連する「農業と湿地の相互作用：水田と害虫管理」という決議が採択されたことについてもお話しいただきました。その決議の最初の案は、「非稲作国が稲作を非難する決議」だったので、日本の市町村や NGO の人たちと協力して、稲作で生物多様性保全を進めている優良事例集を作り、韓国、中国、タイの人々、さらには EU の代表団の協力を得て、「伝統的で固有の稲の種を維持し、守るように奨励する」という文言も入った、よい決議にすることができた、ということでした。大崎市は「ふゆみずたんぼ」を推進してこられたし、お話にもあった宮島沼の他、加賀市、高島市、豊岡市な

どたくさんのラムサールサイトのある市町村で環境保全米が作られているわけですが、地域の農家の皆さん、市町村の皆さん、NGO の人たち、そして国・環境省の代表団の皆さんの協力、さらに国際連携の力で、現場の努力が国際的な決議に反映されたという、素晴らしい内容で、これからの市町村と国との連携の方向性を示していると感じました。

「持続可能性」についてチェックし、国の制度を活用しながら
既に行われている沢山の事例を発展させる、という方向性

もう１つは、今日の全体テーマと直結する「サステイナブル・ツーリズム」のお話でした。まず、UNWTO の「サステイナブル・ツーリズム」の定義と、「エコツーリズム」の定義との差異を述べられ、「社会経済的にも自然資源の観点からも資源を搾取しない」ことがサステイナブル・ツーリズムの特質で、決議は、「サステイナブル・ツーリズムとは、ワイズユースとイコールである」と述べているのであって、はどこの湿地でも観光をやりなさいと言っているわけではないということを強調し、宮島沼の「田んぼのオーナー制度」を１つの典型例として紹介されました。そして、環境省が翻訳出版したパンフレット『湿地のツーリズム、素晴らしい体験、責任あるツーリズムは湿地と人々を支える』が参考になるので活用してほしいということでした。

さらに、これから報告いただく慶良間諸島のように、「エコツーリズム推進法」の活用によって、オーバーユース防止や外部者によって荒らされる事態に有効に対処できるツーリズムが実現可能であること、それは、特定自然観光資源の指定とその損傷の禁止、モニタリングによる順応的管理、地域の関連産業との連携調和を大事にすることなどが柱となっていると、説明されました。そして新潟市の佐潟の事例のように、地域の伝統的な暮らしぶりを維持するための一方法としてサステイナブル・ツーリズムが活用されている、という見解を示されました。

つまり、市町村ではすでに、サステイナブル・ツーリズムの事例をたくさん持っているので、それらを互いに共有し、検討して、それぞれの地域でのサステイナブル・ツーリズムの発展に取り組んでいくことが肝要だ。その時に国の制度の活用と、「サステイナビリティー」「持続可能」という点についての厳しいチェックが重要だということと理解しました。

ところで、 決議 XI.7 について、お配りした仮訳の「付属文書１」として、Aのところにサステイナブル・ツーリズムについて 2004 年の UNWTO の定義が、Bのところに 2001 年のエコツーリズムの定義、Cのところに 1992 年のサステイナブル・ユースの定義が載っています。訳はまだ間違いも多いと思いので、ご指摘いただければと思いますが、何かの参考になればと思います。

ラムサール COP11（ブカレスト）本会議場

それでは、基調報告の２番目として神田さんにお話いただきます。配布資料には、報告者のプロフィールが載っています。神田さんは、第６回エコツーリズム大賞を受賞されています。ラムサール条約湿地としては、過去に、霧多布や、大崎の田尻も受賞されているそうです。そういう意味では、市町村会議の皆さんと、すでに仲間であるという感じもします。

では、神田さん、よろしくお願いいたします。

基調報告２：「サステイナブル・ツーリズムの到達点と課題

～黒潮実感センターでの取り組みを踏まえて～」

黒潮実感センター長　神田優

皆さん、おはようございます。先ほどご紹介いただいたNPO 法人黒潮実感センターの神田です。どうぞよろしくお願いします。

「サステイナブル・ツーリズムの到達点と課題」は非常に大きな題です、20 分ではとてもお話し切れないので、ある程度割愛しながら早目に進めていきたいと思います。

豊饒の海・柏島

私たちの活動地は、高知県の一番西の端にある、足摺岬の西北西方向に位置する大月町の柏島という場所です。ここが私のフィールドになっています。島といっても、現在は橋が２本つながっているので、半島のような位置づけです。人口約 500 人程度、周囲をぐるりと回っても 3.9km しかない、非常に小さな島です。少子高齢化が進む過疎の島ですが、大月町の中では最も活気のある場所であると言われています。昔、人口の一番多いときは、1,500 人から 2,000 人近い人が住んでいたそうです。主な産業は、漁業、そして、最近では、磯釣り渡船業やスキューバダイビングのメッカとして有名になってきていますが、そうしたお客さんを泊める旅館・民宿業が主な生計になっています。

これが柏島の湾内です。現在は、タイやシマアジ、カンパチ、クロマグロなどの養殖をしています。こうした養殖が始まる以前は、湾内に定置網が３つほどありました。普通、定置網というと、この辺では「ブリ定置」といってブリを捕るのですが、何と柏島では「マグロ定置」ということで、あの湾の中で１m 半ぐらいのキハダマグロが捕れました。多いときには１網に 2,400 本がかかったといいます。世界的に見ても類をみないでしょう。それが、あの小さな湾の中にいたことから、豊饒の海・柏島というイメージがありました。

最近、柏島が有名になっている理由は、こうした生物多様性を含めた海中景観のすばらしさにあります。私の専門は魚類生態学ですが、ここは昔から魚の種類が非常に多いと言われてきました。一体どれぐらい多いのか、さまざまな研究者が入って、約 30 年間にわたるデータの蓄積があります。1996 年の報告によると、その当時、884 種類の魚の種類が報告され、それ以外に、新種の可能性のあるものや、日本初記録種という魚たちも 100 種類ほど含まれていた。現在は 1,000 種類を超えていて、記録に基づく魚類相リストによると、日本で最も魚の種類が多いのが、この小さな島の周りであるということです。これは、実は驚くべきことだと思います。

これがどういった理由によるものかが私の研究テーマでもあります。１つには、沖合から流れ込む暖流黒潮の影響が強い。暖流黒潮が流れてくると透明度が高くなり、平均で約 20m、ちょうど今の９月、10 月、11 月だと 30m から 40m にわたるような透明度になります。ここでは、温帯や亜熱帯の魚も共存しており、非常に豊かな海だといわれます。

島全体を丸ごと博物館に～自然環境、人々の暮らしをふくむ「持続可能な里海づくり」～

そこで、私たちが考えたのは、この豊かな島全体を丸ごと博物館、ミュージアムと捉えるコンセプトです。博物館の中身は、豊かな自然環境はもちろん、それ以外に、島で生活している人々の暮らしも含めて、丸ごと博物館と捉えています。その中で、将来的なゴールは「持続可能な里海づくり」に置いています。ここに行くために、私たちのセンターでは大きく分けて３つの取り組みを行っています。１番目は、自然を実感する取り組み、２番目に、自然を生かした暮らしづくりのお手伝い、３番目に、自然と暮らしを守る取り組みです。

自然を実感する取り組み～第１の取り組み～

細かく紹介すると、まず、自然を実感するには、そこにある自然環境を正確に理解してもらいたい。そのためには基礎的なデータが必要であると考え、海洋生物等の調査・研究を高知大学等と一緒に行い、その成果を地域の方、ダイバー、釣り客にわかりやすく還元するための里海セミナーを実施しています。その中では、私も高知大学で「柏島学」という授業を開講しており、もう 10 年やっています。

そのほか、そうした内容をベースにした海の環境学習や体験実感学習を、次代を担う子どもたちのために行っています。最近では、それを成人向けのエコツアーとして開催しています。こうして柏島に価値付けをし、それを島内外へ情報発信することで自然を実感してもらおうという考え方が、スタートになっています。

地元の人が主体となった、自然を生かした暮らしづくりのお手伝い～第２の取り組み～

そこで、「実は柏島ってすごいところなんだな」ということが、島の人や、それ以外の方にも知ってもらえるようになったのですが、しかし、地元の漁協の組合長からすると、例えば「ただ自然があるだけ。環境じゃ飯は食えんぞ」といった言葉をよく言われました。確かにそのとおりで、私自身は柏島の出身ではなく、高知市内の出身で、高知が非常に大好きで、高知のためにと思って活動しています。今ここにある柏島の自然やそこの暮らし、つまり、そこにある風景を、次の代まで残していきたいと考えています。そうしたときに、自然を守る主体は誰かというと、よそから来る観光客やダイバーにももちろんお願いしたいのですが、やはり地元の人が主体となって守っていってもらわなければいけない。そのためには、「豊かな自然環境があるからこそ自分たちの暮らしが成り立つ」というしくみをつくらなければいけない。そこで、今、豊かな漁場づくりのお手伝いや、ダイバーと漁業者とのコンフリクトを解消する活動をしています。

自然と暮らしを守る取り組み

そして、自然と暮らしを守る取り組みとしては、定期的な調査、モニタリングをしていく中で、海洋のことだけでなく、自然と暮らしを守るためのルールづくりとして「柏島里海憲章」をつくる活動を行っています。

人と海の生き物が共存できる「里海」

「里山」という言葉はメジャーになっていますが、最近は「里海」という言葉も少し知られてくるようになりました。ちなみに、この「里海」という言葉は 1998 年に私自身がつくったという思いでいましたが、九州大学の柳さんが 1996 年に提唱されたようです。私は、この「里海」という言葉にこういう思いを込めました。つまり、「人が海からの豊かな恵みを一方的にもらうだけではなく、人もまた海を耕し育み、そして守る。人と海の生き物が共存できるような海」、それ

を里海と捉えています。

体験の次のステージにある「実感」を大事にした「体験実感学習」

資料にあるのは島丸ごとミュージアムのイメージと、ツーリズムとしてのイメージです。私たちの黒潮実感センターは、過疎で廃校になった旧柏島中学校を大月町から借りて使わせてもらっています。湾内や外洋においてさまざまなアクティビティができます。そこにある自然環境だけでなく、地域の文化、歴史も学ぶような体験実感学習というイメージでやっています。少人数を対象に、きめの細かい、体験学習ではない、体験の次のステージにある「実感」を大事にしたいという思いで、「体験実感学習」を行っています。

「ダイビングのメッカ」となっている柏島

ところで、柏島は、もともと漁業で栄えた島ですが、漁業資源の枯渇や魚価の低迷により、漁業がどんどん衰退してきています。そんな中で、地域資源としての環境がクローズアップされ、現在では、ダイビングのメッカとして、さまざまな雑誌で毎月のように取り上げられています。

実は、私は、学生時代に沖縄県の座間味村でダイビングガイドをしていたことがあります。柏島も、ちょうど学生時代から潜っていました。柏島は、大月町にありますが、「大月町でダイビング業を始めたい」という漁業者の方がいて、それを手伝うことになりました。それが、高知県における最初のガイドダイビングになりました。その当時は、この柏島近辺で私たちは 50 数ポイント持っていましたが、それまで高知県では、ガイドすることでお金がもらえるという考えは、存在しませんでした。「ダイビング＝物取り」で、「行って物を取らせもしないのにどうして金を取れるんだ」と普通にみんなが考えていました。

しかし、物は取らなくとも、ガイドして楽しんでもらい、お客さんが来て仕事になることに気がつくと、高知市内からダイビングショップが入ってきて、現在は、小さな島にダイビングショップが 14 軒もあります。座間味も非常にダイビングショップの多いところですが、密度で言えば、こちらのほうが高いかもしれません。

オーバーユースやダイビング圧～ダイビング客の増加と漁業とのコンフリクト～

ただ、こうしてどんどんダイビング客が増えてくるにしたがって、もともとあった漁業とのコンフリクトもあり、さまざまなところでトラブルが起きてダイビングポイントが閉鎖されてきました。現在では、町内のダイビングポイントは約 30 に減っており、その中でも条件付き解放という場所が数カ所あります。ショップ 1 件当たり 1～3 隻のダイビングボートを所有していることを考えると、保有船数に比べ、ダイビングポイントの数が足りなくなってきているという状況です。

とくに 2000 年ごろ、ダイビングのバブルのような時期があり、どんどんお客さんが来ました。もともと島の周囲にあったサンゴ群集へ、平気でアンカリングして船を泊めて潜ったり、「有名な珍しいものを見たい」というダイバーが希少種目的に多く来たりすることによって、そういうところに集中するダイビングスタイルが出てきました。あるいは魚が非常に多い流れの強いところに行くと、上も下も右も左も見えないぐらい魚がわいているのですが、そういう漁場とのバッティング等があり、オーバーユースや、ダイバーによるダイビング圧も問題となってきました。

漁業者とダイバーとの協力による磯焼け対策～コンフリクトを協力の原動力に～

ダイビングはどんどん伸びていってお金が入ってくる。しかし、外部の人が入ってきてショップを始めたことに対して、島の人は当然あまりよく思っていませんでした。漁業が衰退していく

中で、ダイビング産業が伸びていく。それと相まって、島の人の貴重な収入源であるアオリイカの漁獲が減少している時期が重なりました。漁業者からすると、ダイバーが潜るからイカが釣れなくなった。だから、ダイバーを追い出せといった非常に強硬な意見が出ました。ですが、本当にそれで解決するのかどうかは定かではなかった。そこで、「ダイバーを追い出しても水揚げが上がるかどうかわからないのであれば、漁業者とダイバーが協力してイカを増やしたらどうでしょうか」という提案をしました。

その背景にはこういった問題があると私は捉えていました。これまで、柏島には、サンゴだけではなく非常に多くの藻場がありました。ところが、磯焼けがどんどん深刻化しています。大型海藻が生えていたところがなくなり、がらんとした状態になるのを磯焼けと言いますが、こうなると、そこに生息する魚の稚魚や幼魚が減ってしまう。藻場はアオリイカの産卵場所にもなっているので、産卵場所である藻場の減少が原因ではないかと考えたわけです。

「海の中の森づくり」～地元の子どもたちの環境教育のプログラムとして発展～

そこで、やり始めたのが「海の中の森づくり」という活動です。

当初は、ダイビング業者と漁業者とのコラボで開始した活動ですが、２年後にはそれを地元の子どもたちの環境教育のプログラムにしました。その中では、子どもたちに磯焼けの原因等も説明します。例えば、柏島では必ずしもそうではないのですが、山からの栄養源の不足が磯焼けに影響していることもある、ということを話して聞かせます。そういった学習の中で、海の子どもを山に連れていき、人工林の間伐体験をする。これを通して、間伐によって良い山をつくってそこの表土をつくり、そして、山からの栄養源の供給を促すことを、実感しながら学ぶ。

ここで、スギ・ヒノキの間伐をするのですが、木の部分は使い道があるにしても枝葉は捨てるしかない。その枝葉に目を付け、枝葉を使ってアオリイカの産卵床を作ります。それをダイバーと漁業者が一緒になって船に乗り込み、ポイントに持っていって海底に設置します。これまで漁業者は、シバづけといって、こうした木の小枝に石をつけて放り込む漁法は知っていた。それをダイバーの関わりによって、潮に流されないように海底にくいを打ち込んでダイバーがセットする、固定式でやり始めました。こうしてより収益を上げよう、という趣旨で始めたわけです。

これが海の中に現れた人工の森のような、海底にスギやヒノキの林ができている、ちょっと異様な絵ですが、そこにイカが集まってきます。イカが非常にこれを気に入り、どんどん産卵にやってきました。このイカは胴の長さが 50～60cm、目方にすると３kg もあって、１kg あたり大体 2,000 円から 2,500 円で取引されるものです。それがどんどん卵を産みに来て、約２m 半ぐらいのシバに最大１万 5,000 房ぐらい、卵の個数でいうと 10 万個ぐらい卵を産むので、クリスマスツリーのようなものがずらっと並ぶ。そういうことをビジュアル的にわかりやすく出しました。

子どもを核とする漁業者、ダイバー、林業関係者による三位一体の協力関係

それを地元の子どもたちや漁業者に対して報告会を行う。これまで漁業者とダイビング業者との仲が悪かったことで一緒にやった事業に対して、子どもを核にすることによって、関係のなかった林業関係者も含めて三位一体となって動きがスムーズに回るようになり、現在で 12 年続いています。

ウニの定期的除去とリーフチェック～柏島のモニタリング～

一方で、海の中の森づくりの根本的な問題として、やはり磯焼けを解消しなければいけない。その原因は、山は全然荒れていないのですが、温暖化に伴う問題がある。そこで見ていったとこ

ろ、そこはウニによる捕食圧が非常に高いということがわかりました。ウニの定期的な駆除を行うと同時に、母藻である海藻を移植することにより、受精卵が落ちてそこは藻場が育ちます。これはウニを定期的に除去しているところとそうでないところですが、違いが明確で、除去しているところはどんどん海藻が繁茂していきますが、そうでないところはそのままに維持されている。現在はこのように藻場が再生しています。

一方で、サンゴの健全度を把握するリーフチェックも行っています。先ほどのサステイナブル・ツーリズムでも言われていたように、モニタリングは非常に大事です。それを、地元のダイバーやボランティアダイバーと一緒に行っています。客観的なデータを取っていくことにより、今そこにある環境がどういう状況になっているのかを把握することは非常に重要だと考えています。それにより、例えばサンゴを食べる巻き貝が繁殖している場合はその駆除をしたり、台風によってぼろぼろに壊されてしまうサンゴに対しては、それを修復したりする事業を地元のダイバーと一緒に行っています。

ローカルルールとしての里海憲章

～訪れる人も住んでいる人も気持ちのいい島づくりのために～

一方で、柏島が良く知られるようになり、ダイバーも含めて全国各地から海水浴客、キャンパーが来ることに伴い、さまざまなトラブルも出てきています。受け入れ体制が未整備であることが原因の１つです。柏島には非常にすばらしい海があるわけですが、非日常を提供するようなリゾート地ではなく、あくまでもここは島民の生活の場です。つまり、ここでは、訪れる人も住んでいる人も共に気持ちのいい島づくりをしていかなればいけない。そのための地元主体のローカルルールが必要であると考えています。

その１つとして柏島の水事情があります。柏島には川がないため、水は対岸の別の集落からのもらい水に依存しています。ほんの 30 年ほど前までは、島に唯一の井戸水をくんで飲み水としていたくらいでした。そういった島の状況をよそから来た人にもわかってもらうためには、単に「節水してください、水を大切にしてください」というだけでなく、島の情報も出していくことが必要だと思っています。

こうした里海憲章の策定の中で、レジャー客の受け入れ体制を整えると同時に、島独自のローカルルールを情報発信していくことで、これまで全国各地で失敗してきたような消費型の観光立島ではなく、持続可能な環境立島を目指す、という意思をはっきり出していこうとしています。

持続可能な里海づくりには、今、２つのアプローチを行っています。まず、自然科学的なアプローチとして、海に興味・関心を持ってもらうことから始める。そのためには、身近な海洋生物の生態観察やエコツアー、海洋観測などの地道な活動を積み重ねて、人も自然の一部であるということを認識してもらう。一方で、社会科学的なアプローチとして、人の暮らしと海とのよりよい関係を考える上で、利用と保全、守るための方策と利用する際のルールが必要であると考えています。

これまで、実感センターでは、「実感する、活かす、守る」の三角形に 10 年前から取り組んできました。私自身はとくに ESD もサステイナブル・ツーリズムも意識してやってきたわけではありませんでしたが、結果的に、現在の流れである ESD にもエコツーリズムにもフィットする形になっています。

サステイナブル・ツーリズムによる循環するしくみづくり
～コンフリクトを共存に転化する智慧が大切～

私たちの取り組みは、サステイナブル・ツーリズムによる循環するしくみづくりと考えています。「実感する」に対しては、ガイドの質を上げることにより、エコツーリズムでも言われている質の高いガイドを提供する。そうして、より多くの観光客を招く。観光客に対しては、柏島の自然環境資源の２つの特徴である、優位性と脆弱性を認識して、そのことをしっかり伝えることが大事です。これは、地元の住民に対しても同様です。そして、ここで産業が興ったからといってどんどん進めていくと、先ほど話したように既存の産業である漁業と新産業である海洋レジャーとのコンフリクトが起きてくる。そこをどのように共存させていくかが、問題です。

モニタリング、ルールづくり・合意形成、保護区設定と対外的アピール

ただ観光地化が進んでいくだけだと、一時のバブルのようになってしまい、結局、資源が枯渇して何もなくなってしまう。そうではなく、資源を活かすところでは、ベースランニングするようなイメージで、まずモニタリングを実施する、あるいは受け入れ体制を整えていく中で守っていこう。そこではルールづくりが必要です。しかし、私たちは行政ではありませんので、ルールをつくっても法的拘束力はない。ですから、いかに合意形成を図るかが、非常に大事になってきます。そして、守る中で保護区を設定し、資源を目減りさせないようなしくみづくりを行いながら、自然環境が維持されていることを逆にアピールしてより質の高いお客さんを呼び込んでいく。このような循環をつくり出そうと取り組んでいます。

収容能力の算出、産業の多様化との相互リンク～今後の課題～

後は、さらにいくつかの課題があります。つまり、制約の根拠となる環境収容力はどう算出するか。これは大事だと言いながら、これを出すのは非常に難しい。そして、決められたルールを遵守させる方法。どのセクションが取り締まるのかも含めて、産業の多様化と相互リンクすることによって、１つの産業だけが独り勝ちするのではない社会をつくっていく必要があると考えております。

以上で発表を終わります。どうもありがとうございました。

市町村の取り組みと NGO との取り組みの交流の大切さ

笹川：ありがとうございました。今の神田さんのお話を伺って、たくさんの方が自分たちのところと重なるようなことを感じ、考えられたと思います。ここには市町村会議ですから、地方公務員の方が多くいらっしゃいますが、神田さんのような NGO の立場の方から実践例をかなりクリアに説明していただく中で、それぞれの自治体の取り組みが整理される効果が生まれるかと思います。例えば高島市では、昨年から、琵琶湖を里湖（さとうみ）と呼ぶ「びわ湖源流の郷たかしま戦略」という生物多様性地域戦略を作成されています。高島市の渕田さんは、どのようにお考えになっているでしょうか？いろいろな方が、たくさん共感しながら神田さんのお話を聞かれたかと思います。神田さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここから市町村の報告となります。

市町村の事例報告の最初は、尾瀬の福島側の入り口の檜枝岐村から、星さんに発表いただきます。では、星さん、よろしくお願いします。

４．市町村の事例報告１

「尾瀬のツーリズムと桧枝岐村の地域づくり」

桧枝岐村総務課長　星明彦

福島県桧枝岐村の星と申します。よろしくお願いいたします。

本来ですと村長が事例報告をするところですが、本日は別の日程が入っているため、私より「尾瀬のツーリズムと檜枝岐村の地域づくり」と題して、報告します。

桧枝岐村の村づくり

檜枝岐村は、福島県の最南端に位置しています。栃木、群馬、新潟の３県に隣接しています。人口は、平成 24 年５月末現在で 607 名、高齢化率が 33.7%、となっています。過疎と山間の小規模の自治体です。面積は 390.5 ㎢で、その 98%を林野が占め、98%の林野のうち、95%が国有林です。日本一人口密度の低い村です。産業別の人口割合は、第３次産業が約 93%以上を占めています。旅館、民宿、売店等、観光に関連した職業が主産業となっています。

さて、本題の村づくりですが、村内のインフラ整備に関しては、昭和 50 年に下水道の普及率 100%を達成しています。同時に、全家庭に温泉を配湯し、全戸全村、温泉の村です。これに加えて、平成 23 年度に経団連未来都市プロジェクトに指定され、NTT 東日本の協力により、全戸にテレビ電話を配置し、光ケーブルで結んでいます。今後は、この ICT 基盤を活用した教育や遠隔地医療、介護などの分野の整備を行い、住民福祉の向上を図る計画です。

桧枝岐歌舞伎、山人料理、温泉、ミニ尾瀬公園～尾瀬と温泉を活用した滞在型観光の推進～

左上の写真は、当村に 270 年にわたり受け継がれている伝統芸能の檜枝岐歌舞伎です。花駒座という村民で組織された一座により、11 目の演目があります。国の有形文化財である檜枝岐の舞台で年３回上演され、毎回 1,000 名以上のお客さまにお越しいただいています。

画面左下は、「山人料理」と呼ばれるものです。昔から標高が高く、水が冷たいことから、稲作には適さず、米に頼らない生活を営んできました。ソバや山菜、キノコ、クマ肉、イワナ、サンショウウオなどを巧みに使ったヘルシーな郷土料理で、この名は、マタギや山で生活をする人々の総称である「山人」に由来しています。

画面右上は、村内の温泉施設です。ラムサール条約では、温泉も「地熱性湿地」という「湿地」だということですが、桧枝岐村には、燧の湯、駒の湯、温泉館アルザ尾瀬の郷など、たくさんの温泉があります。アルザには温泉プールも完備されており、スポーツも兼ねた温水利用ができます。

次の画像は、ミニ尾瀬公園です。これについては、尾瀬の麓の山里に咲くさまざまな花が観賞できるように人工的な公園を造っています。周囲約２kg、総面積８万 m²、100 種 100 万株の高山植物が植生されています。園内はバリアフリー化され、車椅子やベビーカーでの入園が可能です。気軽に尾瀬の雰囲気が味わえるよう人工的に造った湿原ではありますが、尾瀬でしか見ることができないトンボなどの昆虫類の生息も近年確認されています。これもサステイナブルな保全の１つであると考えています。このように、当村では、尾瀬と温泉を活用した滞在型の観光の推進を図っています。

尾瀬の入山者の推移と原発事故の風評被害の苦しみ～オーバーユースとはかけ離れた現状～

尾瀬の入山者の推移ですが、これまで、ごみの問題や生活雑排水が大きく取り沙汰され、オーバーユースと言われてきました。平成８年度の 64 万 7,000 人をピークに、以降は、日本の経済の低迷により減少が続き、さらに昨年の東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、空間線量が低いにもかかわらず、福島というだけで風評被害に苦しめられています。昨年は過去最低の 28 万 1,000 人とピーク時の 43.3%まで減少しています。オーバーユースとはかけ離れた状況となり、当村経済は大きな影響を受けています。

小中学生を対象とした尾瀬自然環境学習

次は、小中学生を対象に尾瀬自然環境学習事業の実施です。村で独自の小中学生に対する補助制度等を設けています。平成 24 年には 18 校、約 1,000 名が参加しています。認定ガイドの利用も可能なので、次世代を担う若者に尾瀬の本当の姿をぜひ学習してもらいたいと思っています。

ニホンジカとツキノワグマによる植生被害
～尾瀬における野生動物の増加による被害とその対策の現状～

次は、全国的に問題となっている野生動物の増加についてご報告します。

左上の写真は、「ぬた場」と呼ばれるもので、ニホンジカが自分の体に泥を塗りつけたりして、まるでトラクターで耕しているようです。ニッコウキスゲ、ワタスゲ、ミズバショウなどが食害を受けています。尾瀬沼の大江湿原のニッコウキスゲの大群落、これは 2006 年と 2011 年の比較ですが、今年、その群落は姿を消すこととなりました。ナイトセンサスでは一晩に 100 頭以上が確認されています。このままではニッコウキスゲが絶滅するのも時間の問題だと言われています。

このように、昼間でも湿原内でシカを見かけることがあります。それから、尾瀬でもツキノワグマの個体数が年々増加し、シカの問題と並んで大きな問題となっています。人身事故も起きています。管理の対策として、一部の地域での追い払いと木道周辺の刈り払いのみで、全地域での対策はまだです。一度追い払ってもまた元に戻ってくる習性が確認されており、これではさらなる増加を招き、大きな問題となってしまうことが予測されます。シカの対策と同様、大規模な駆除を行う必要があると考えられます。

自然が自然を破壊する～生態系保全にとっての脅威と猟師減少の問題～

このように、今まで生息が確認できなかったニホンジカの食害やツキノワグマの増加は、自然が自然を破壊していくことになってしまい、持続可能な生態系の保全からはかけ離れてしまうと危惧しています。過去の動物の保護政策や、猟をする猟師がいなくなったことが大きな原因になっていると思います。

捕獲に関しては、近年は、わなを用いて捕獲しているのですが、狩猟技術を持っている人の減少、高齢化、そして、尾瀬は国立公園の特別保護区で、国有林となっているため、さまざまな法律の網がかかっています。マンパワーの不足と法的規制が大きな壁となっており、大変厳しい状況です。

ワイズユースを念頭に置いた計画的な管理・保全を

このような状況の中で、駆除の実施主体は、国立公園の管理者である国が責任を持つことが対策の柱であることは言うまでもありません。国の対策が地元の自治体や住民の心配や危惧をよそ

に後手後手に回ってきたのも事実です。これからは、やはり、財源の確保と地元経済の活性化を図りながら計画的な管理・保全を行うことが必要であり、これらに立ち返れば、ラムサール条約の柱の１つであるワイズユースが大変重要な意味を持つと思われます。これまでのように保護を放置に置きかえただけの保全ではなく、計画的な自然との共存共栄が新たな形態ではないかと考えられます。

本日お集まりの皆さまより、貴重なご意見をいただけることを切に願い、檜枝岐村からのご報告とします。

ご清聴ありがとうございました。

笹川：星さん、ありがとうございました。今のご報告のシカの食害、ツキノワグマの問題は、私もよく知りませんでしたが、尾瀬公園はある種の博物館だと思うんです。ここに、有名な山岳写真家の白簱史朗さんによる、大江湿原のニッコウキスゲのものすごくきれいな写真が大きく飾られていますが、今のお話だと、それが絶滅の危機にあるということです。プロフィールにもあるように、星さんは、見晴十字路にある弥四郎小屋の弥四郎さんのお孫さんで、尾瀬に行ったことがある人はたくさんいると思いますが、尾瀬に住んでいたと書かれています。それだけに、星さんの心配は非常に重いものがあるのではと思います。どうもありがとうございました。また意見交換の中でいろいろ議論できればと思います。

それでは、市町村の事例報告の２番目として、豊岡市長の中貝さんから、「コウノトリと共に生きる」ということでお願いいたします。

市町村の事例報告２

「コウノトリの野生復帰とサステイナブル・ツーリズム」

豊岡市長　中貝宗治

コウノトリ野生復帰の歴史的瞬間

コウノトリは、羽を広げると２m もある白い大きな鳥です。かつては日本の各地で見られる鳥でした。里山の大きな松の上に巣を作って周辺の田んぼや川の浅瀬で餌を取っていました。カエルやナマズやドジョウやフナ、ヘビも食べる完全肉食の大型の鳥です。しかし、明治期の鉄砲による乱獲、第２次世界大戦中の松林の伐採、戦後の環境破壊によって数を減らしていって、1971 年、日本の野生最後の１羽が豊岡で死んで、コウノトリは日本の空から消えました。とどめを刺したのは、農薬です。

絶滅の前に、コウノトリを守ろうという運動が豊岡で起きて、そして、1965 年、飛んでいた鳥を捕まえて人工飼育が始まります。しかし、最初の 24 年間、来る年も来る年も一羽のひなもかえりませんでした。待望のひなが誕生したのは 1989 年、人工飼育の開始から実に 25 年目の春でした。そして、それから、さまざまな努力が重ねられて、2005 年の９月 24 日、歴史的瞬間がやってきます。野生での絶滅から 34 年ぶりに５羽のコウノトリが空に飛び立ちました。

コウノトリもすめる豊かなまちをめざして

今、156 羽のコウノトリが豊岡とその周辺に暮らしています。そのうちの 62 羽が再び自由に豊岡あるいは豊岡の周辺の空を飛んでいます。コウノトリもすめるような豊かなまち、豊かな環境をつくる、そのためにいろいろな努力を重ねてきました。

湿地の再生が決定的に重要でした。そこで、まず、ビオトープ水田、休耕田を利用して湿地にする。市内に 12ha あります。さらに、冬に水を張っていただいています。これは大崎市から学んだことで、冬期湛水と呼ばれます。水鳥が羽を休めることができるように、そしてアカガエルが田んぼに卵を産むことができるように、冬に水を張っています。豊岡では中干しといって、６月ごろに一度田んぼから水を抜いています。水を抜くことで大量のオタマジャクシがひからびて死んでしまいます。そこで、農家にお願いして中干しを後ろへずらしてもらっています。その間にオタマジャクシはカエルになり、水がなくなっても逃げていくことができます。こういった水田が 137ha あります。

農薬に頼らない、コウノトリ育む農法の作付面積も広がってきました。このお米は減農薬タイプ、通常よりも 75%農薬を減らしたもので、６割から７割高く、無農薬タイプで 10 割高く売られています。今、これを扱うお米の店は、全国で 505 店舗にまで広がってきました。

水田と水路をつなぐ水田魚道で、生き物が行き来できるようにもしてきました。国土交通省も頑張っていて、円山川水系の河川敷を浅く掘って湿地にする。これまでに 125ha の湿地が新たに再生されています。これは円山川の中の島です。水の流れを阻害していました。治水対策上、全島掘削の計画が上がりました。しかし、自然も大切だ。折り合いがついて半分だけ掘削がなされました。そうしたら、ちゃんとコウノトリはやってきて餌場として利用するようになりました。

これは、城崎温泉の近くの田んぼです。大変な湿田で機械が入らない。農業は大変な重労働でした。こんな田んぼは嫌だということで土地改良の工事が始まりました。その順番を待っている間、休耕にしていると、夏、絶滅危惧種のミズアオイが一斉に花を咲かせ、2005 年の夏、大陸からやってきた１羽の野生のコウノトリが毎日のように餌を取りに来るようになりました。このまま放っておくと工事が進んでこの美しい光景は未来永劫失われてしまいます。守ってほしいという声が上がり、豊岡市が４ha、農家と話をして用地を確保し、県と工事を分担して湿地公園にしました。この公園では５年連続野外でひながかえり、巣立っています。

その近く、海辺に田結という小さな村があります。コウノトリが時々やってくるようになりました。村人は大変喜んで、休耕田を活用して湿地に変えてしまいました。コウノトリはしばしばやってくるようになりました。村人は大喜び、民宿のお客さんも増えました。

経済波及効果

一番上は日本海、円山川、左手が城崎温泉、これがハチゴロウの戸島湿地です。そして、今年の７月、ラムサール条約の登録湿地になりました。

観光客も随分増えました。最近少し減っていますが、年間 30 万人以上の方がコウノトリの郷公園にやってきます。その経済波及効果を慶応大学の大沼教授らが調査しました。毎年 10 億円。これはどういうお金かというと、豊岡に、そばだけでまちおこしをやった出石というところがあります。年間 80 万人ぐらいのお客さんが多いときには訪れます。そのそばが 1 人前 800 円。10 億円というのは 125 万人前に相当します。コウノトリを空に返そうという環境行動が、確実に豊岡の経済を支えるようになりました。

「環境経済戦略」

今、豊岡市は「環境経済戦略」というものを進めています。

環境と経済というのは相いれないと固く信じられてきました。しかし、そうではなく、環境を良くする行動、環境行動によって経済は活性化する。それが誘因になって環境行動がさらに広がる。環境と経済が共鳴する関係を「環境経済」と名付けて、私たちはそれを豊岡で広げる活動を続けています。

「環境経済戦略」の３つのねらい

ねらいが３つあります。

まず、持続可能性です。環境行動自体の持続可能性です。環境行動はすばらしいということは誰だって頭でわかります。しかし、長続きしない。これが環境行動の厳しい現実です。しかし、環境行動は、長く続け、仲間を増やさないと結果を出すことはできません。そのためには経済によって裏打ちされることが最も有効です。

２つ目は、自立です。豊岡の地域も自立を強く求められています。人々の暮らしも財政も経済が支えています。経済を元気にしなければいけない。では、どういう分野なら経済活性化の可能性があるのか。それは環境だということが２つ目です。

最後は、誇りです。豊岡がもし、環境を破壊することによってではなく、環境を良くする、まさにそのことによって生計を成り立たせている、そういうまちになることができれば、私たちは自分自身を大いに誇りに思うことができるはずだ。誇りはまちづくりのエネルギーになります。

環境経済の具体例

具体例をいっぱい進めています。少しだけ紹介します。太陽電池をつくるカネカソーラーテックという会社です。世界中の人々が地球温暖化対策に貢献しようとしてこの会社の太陽電池を買えば買うほど、この会社は儲かります。税収も増えて雇用も発生する。そして、その利益をさらなる研究開発に投資すると、より安価でより高効率の太陽電池ができて地球温暖化対策はさらに進む。環境と経済の共鳴の一例です。

心豊かな時代を取り戻す

もちろん、農業も決定的に重要です。これは、1960 年、52 年前に豊岡市内で撮られた写真です。写っている農家の女性、一昨年 99 歳でお亡くなりになりました。 7 頭の但馬牛、12 羽のコウノトリが、この距離で暮らしていました。20 年ほど前、私たちはこの女性を突きとめました。そして、市の職員と新聞記者がインタビューに行きました。ところが、この女性は、当時のことですから、30 年以上前昔の写真、しかも後ろ姿だ。自分かどうかはわかりません。でも、多分私でしょうと。なぜなら、その女性のそばにいる牛は、うちの牛ですと。一軒のうちに仲良く暮らしていた時代がありました。そして、この女性は、コウノトリのことはほとんど話をされず、ひたすら牛の話をされて、最後にこう言われたそうです。「あのころは、心が本当に豊かでした」。私たちが何を失ってきたのか、何を取り戻そうとしているのか、この写真が象徴的に示しています。1960 年、52 年前の写真です。

2007 年、同じ場所の写真です。ここまで戻ってきました。しかし、まだここまでしか戻っていません。

円山川流域全体を活用した環境経済

2012 年、これも同じ場所です。左上のほうが先ほどの川です。そして、この画面の真ん中あたり、ここは堤外農地でした。河川敷の田んぼ。しょっちゅう水に漬かってしまう。農家としてはもうどうしようもない。国交省に働きかけて全面買収をしてもらいました。そして、今、湿地に戻す作業が進められています。この湿地をどのようにこれから管理していくのか。ここを使って、あるいは円山川流域全体を使ってどのように環境経済を進めるのか、今、その検討を進めているところです。

「いのちへの共感」～私たちを突き動かしてきたもの～

私たちをこの 50 何年間、コウノトリを保護させ、保護し、そして野生復帰に向けて突き動かしてきたその原動力は何か。それはこれだと思います。「いのちへの共感」です。生態系サービスのような概念ではありません。人間とコウノトリと姿形は違うけれども、同じ命だ。その共感こそが豊岡を野生復帰に向けて突き動かしてきた、そのように思っています。

「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の制定

今年の６月、豊岡市は、２年間の議論を踏まえて、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」をつくりました。具体的な活動を通じて豊岡を命への共感に満ちたまちにしよう、という決意を新たにしたところです。

関係の皆さんのそれぞれのところでも、命への共感にあふれた地域ができれば良いな、そういうふうに願っています。

「いのちへの共感」という共通キーワード

笹川：中貝さん、どうもありがとうございました。今の中貝さんの報告のキーワードは「いのちへの共感」でした。

先ほどの神田さんの報告の中に、人間も自然の一部であることをしっかりわかってもらうことが重要だ、というお話がありました。星さんの報告の中にも、尾瀬における「自然が自然を破壊する」時代は避けたいという話がありました。また、昨日見せていただいた、かつての谷津を知る人たちのインタビュー映像も、海苔や谷津の海で楽しむ子どもたちの命の躍動への共感が表現されているようにも思います。柳谷さんからご紹介のあった、農業と湿地の相互作用の決議やサステイナブル・ツーリズムの決議にも、自然の命と人の命との共存という視点が貫かれているかと思います。「いのちへの共感の舞台として湿地を創造していく」ということが、これまでの報告に共通するキーサードかな、と思いながら伺っていました。

そういう視点から、歴史を振り返り、自然と社会、経済と文化を視野に入れて「環境経済戦略」「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を進めているという、大変チャレンジングに今を、未来を構想していくことを実践している、すばらしい事例だったと思います。ありがとうございました。

それでは、事例報告の３番目として、「慶良間地域が取り組んでいるエコツーリズムの紹介」という題で、渡嘉敷村長の座間味さんにお話をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市町村の事例報告３

「慶良間地域が取り組んでいるエコツーリズムの紹介」

渡嘉敷村長　座間味昌茂

皆さん、おはようございます。沖縄県の県都那覇市から一番近いところに、慶良間諸島があり、そこは２つの自治体から成っています。前のほうが私の渡嘉敷村です。それから、後ろのほうが私と同じ名前の座間味村で、先ほど学生時代に神田さんがダイビングガイドをしていたという村です。地図に現れている島はご覧のとおりですが、島となるものが 30 余りあるわけです。渡嘉敷島、前島、この辺が渡嘉敷村の管轄で、この後ろのほうが座間味村です。周囲の海域は、一番深いところでも 80m から 90m ということで浅い海域になっています。那覇市から約 30km から 40km の範囲内にこの全体があるということです。人口からいうと、座間味に今、約 1,000 名、渡嘉敷に 700 名、両方で 2,000 名弱です。

生活の糧を海に求めて生きてきた歴史

歴史的に言うと、その昔、琉球王朝時代に中国との進貢船で貿易をしていたころ、今の福建省福州市あたりと盛んに交流していた時代がありました。その船の船員、そのころは「水主（かこ）」と言っていましたが、３分の２はこの慶良間地域の人たちだったということです。1400 年代から 1800 年代までですが、今でも福建省の福州市の琉球館というところに墓標があります。先日、中国に行ったときに２つだけ確認したのですが、「琉球国渡嘉敷間切仲村渠親雲上（ペーチン）とか、新垣筑殿（チクドゥン）」とありました。「親雲上」や「筑殿」というのはそのころの身分、階級の名前です。盛んに中国と貿易をしていたころは、ここの人たちが船員をしていたということです。慶良間全体は平地が少なく、ほとんど高い山に囲まれています。そういうことで、昔から自然に生活の糧を海に求めて生きてきた歴史があります。

沖縄のカツオ漁の発祥地

明治のころにここでカツオ漁が発祥しました。沖縄のカツオ漁の発祥地はこの慶良間地域です。風光明媚な島ですが、周辺でカツオが捕れていた。そして、山があり、水があるため、カツオブシを生産して一大産業にしました。そのころ、沖縄では各地域から移民として南米やハワイ島に随分出ていますが、慶良間地域では全く移民がありません。つまり、地域で生活が成り立ったということです。自然に海に生活の糧を求めて、海の保護を受けていた。豊かな自然の恵みを受けていました。

サンゴ礁の保護とダイビング業者との合意形成のための「エコツーリズムの計画」

さて、近年、慶良間地域が海域の国定公園になり、ラムサール条約に登録され、さらにまたエコツーリズムの計画が進んでいる。それから、近いうちに今度は国立公園に指定される予定です。そういうことで、自然を生かしたツーリズム的な観光が盛んになってきています。

私たちが今大事にしているのはサンゴ礁の保護ですが、慶良間には、先ほどから説明しているように、渡嘉敷村と座間味村があります。そこで、両方の地域で協議しながら組織を立ち上げています。とくに、ダイビング協会等もできて、今、盛んにその運動をしているところです。

近年は、沖縄本島にもダイビング関係の業者がいっぱい出ています。このように非常に近い地域なので、どんどん入り込んできて、組織に入っていない業者が数多くいます。そうした部分の協議がまだなされておらず、荒らされているのが現状です。そういうことを踏まえて、これから一緒に協議しながらやっていけるように、進めているところです。

「観光入域税」を地域の自然保護に活かす

それもあって、私の村では、これは全国的にも少ないのですが、今、「観光入域税」を徴収しています。 船に乗る人全部、村の人も一律 100 円を取っており、これが渡嘉敷村だけで年間 1,000 万円ほどの収入になっています。それを自然保護にうまく利用している点が、ほかのところと少し変わったことではないかと思います。この税を先に計画したのは座間味村でしたが、なかなか議会が承認せず、向こうでは環境税の徴収をまだ始めていません。私のところでは、すでに可決されたので、財政面でとても活用されています。

児童生徒によるサンゴ保護の植え付けの取り組み～学校教育から全ての面に拡げていく～

サンゴの保護は、学校教育から全ての面に影響を拡げていこうと、今、盛んに児童生徒にサンゴの植え付け等を実施させて、それを海に返しているところです。ただ、先ほどから申し上げているように、よそからの業者とのいろいろなトラブルがあり、それをクリアしていく必要があります。

ダイビング船の 100%漁船登録の実施

それから、漁業者との関係については、ダイビング船を漁船として登録するのは、本来は非常に難しいのですが、私たちの慶良間地域ではダイビング船を 100%近く漁船登録しています。両方兼ねているということです。サンゴの保護への関心の高さに応じて、サンゴを大事にしながら漁業を進めています。

ダイバーの協力により実施するオニヒトデの駆除

先ほど、サンゴの被害の状況が出ていましたが、近年、オニヒトデというサンゴの天敵が大発生しました。猛毒を持っていることもあり、一匹一匹駆除する以外に方法がなかったのですが、それでも年間何万という駆除をしています。沖縄県からも駆除の補助をいただきながら進めています。ほとんどが、ダイビングショップのダイバーたちの協力により実施されています。これは非常に危険な仕事で、これに刺されると、直接命に関わるほどではないのですが、猛毒です。最近は技術が発達し、注射器を持って潜り、一匹一匹注射し、死滅させるという新しい方法が出ています。これが今後普及していくことを期待しているところです。

ザトウクジラの戸籍作り～冬季の観光アトラクション～

冬になると、慶良間地域は、ザトウクジラの子育ての場になり、12 月から 3 月ぐらいまで回遊してきます。座間味村ではクジラの戸籍を作っています。去年も来たものが今年も来た、というのがわかるようにまでなっています。クジラは尻尾の模様で個体を識別するということです。中には名前を付けている方もいると聞いています。座間味村ではダイビング協会を立ち上げて、渡

嘉敷とも協力しながら一緒にやっています。これは冬の観光にプラスになっています。

エコツーリズム推進のための条例制定

今後、エコツーリズムを進めるために、村では条例の制定を今、急いでいます。できれば 12 月議会に間に合わせて条例を制定する。それが間に合わなければ３月議会になると思いますが、両方協力して、ぜひ今年度中に条例を制定してエコツーリズムを進めていきたいと思っています。風光明媚な慶良間地域です。サンゴを大事にしながらエコツーリズムを進めていくのが私たちの願いです。

以上で報告を終わります。

各地で広がる保全・活用計画

笹川：ありがとうございました。ご承知のとおり、ラムサール条約の第３条では、「締約国は」という主語になっていますが、いわゆるラムサール条約湿地に関する保全と活用についての計画を作成し、実施すると書かれています。例えば今日いらしているところだと、大崎市はそういう名称のものをつくられている。先ほど、柳谷さんの話でも出た宮島沼が一番早かったようです。新潟は佐潟の「保全計画」という名称ですが、事実上、保全活用計画となっています。保全活用計画という名称のものは、あまり多くないようですが、今の渡嘉敷村の座間味さんのお話のエコツーリズムの条例は、事実上、保全活用計画になっているわけですね。それをできれば 12 月議会で制定したいという話でした。豊岡の中貝さんのお話にあった「環境経済戦略」「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」でも、そのような枠組みがあるのかと想像します。

尾瀬の場合はそういうことがまだ十分でないのか、国立公園法の利用計画が代替している状況なのか。谷津の場合も、そこをどのようにつくっていけるのかという、共通の課題が浮かんできたと思います。今度の「生物多様性国家戦略 2012」には、ラムサール条約湿地の保全活用計画を、この関係市町村会議と連携して作っていくという趣旨の文言が入りましたが、今後、さらに重要な課題となっていくことと思われます。

いずれにしても、今までの５つの報告それぞれが大変充実していて、なかなか聞き応えがある、スライドも見応えがあるものだったと思います。皆さん、どうもありがとうございました。

５．コメントとディスカッション

笹川：ここで、２人の方からコメントをいただきたいと思います。まず、東京農工大学の朝岡さんにお願いします。朝岡さんは、環境教育学会の事務局長もなさっていますが、農民教育論で博士号を取得されていて、そういう方面にも詳しい方です。では、朝岡さん、お願いいたします。

１）コメント：東京農工大学教授　朝岡幸彦

ただいまご紹介いただいた東京農工大学の朝岡と申します。私どもの大学には、農業と工業、農学部と工学部と２つあるのがポイントです。「農工大（のうこうだい）」と申します。

私の職場は農学部にありますが、今、笹川さんからご紹介いただいたように、社会教育と環境教育を専門としています。長く日本環境教育学会という学会の事務局を引き受けている関係もあり、環境教育の関係者に知り合いがたくさんおり、その流れの中で今日お呼びいただいたのだと思います。

「持続可能な開発のための教育の 10 年」から何を得るのか？

本日は大島さんがいらしているので、ツーリズムとの関係については大島さんにお任せし、私はちょっと教育学者らしく、「何を学ぶのか」について少しだけコメントします。

先ほど一度お話に出ましたが、私ども環境教育の関係者では ESD という概念がとても重要な概念として使われています。ESD は「持続可能な開発のための教育 Education for Sustainable Development」の頭文字を取ったものです。環境教育とどう違うのかについては、結構複雑な話があります。私も、基本的には環境教育の行き着く１つの先が ESD だろうと思っています。

その中で、今、「持続可能な開発のための教育の 10 年」、DESD と略されていますが、この期間に入っています。あと２年半後にこの DESD が終了するにあたり、日本国内を含めて一体われわれは何をそこから得るのかということが、大きな問題になっています。

環境保全・景観維持とトレイル運動～自然学校関係者の雇用問題とも関連して～

DESD に直接関わるわけではありませんが、私が今注目している、非常に切実な問題があります。環境教育学会には 1,400 人ぐらいの会員がいますが、その中にかなりの数の自然学校の関係者が含まれています。つまり、自然学校で飯を食っている人がいる。彼らがどのようにこれから先、飯を食い続けるのか。つまり、雇用の問題が鍵になっています。

その中で１つ大きく注目している事例があります。イギリスのフットパスをモデルにして、日本国内各地でトレイルをつくる運動がだいぶ広がってきている。先日、日本ロングトレイル協議会の代表委員の方と知り合いになり、日本全国歩いて回れるようにしようという発想があり、これはおもしろいと思いました。何よりも、歩いて回れば当然休むところが必要です。休みながら学ばなければいけない。そこに自然学校がはまるのではないか。これは雇用の創出にもなるし、環境の保全にも景観の維持にもつながるだろうと大きく期待しています。

スタディ・ツアーとしての一面をもつ「サステイナブル・ツーリズム」
～自然との一体感や共感を自分の目線で体験し直す～

私が言いたかったのは、サステイナブル・ツーリズムはスタディ・ツアーとしての側面を持っていることを、もう一度思い出してほしいということです。つまり、「何をどのように学ぶのか」を大事な視点として位置づける必要がある。

私が最近非常に気に入っているキャッチフレーズは、「キツネにだまされる能力」というものです。もともとは、内山節さんという哲学者が、1965 年以降、キツネに日本人はだまされなくなったという本を書いていて（内山節『日本人はなぜキツネにだまされなくなったのか』講談社　2007 年）、そこから着想を得ています。もう一度日本人がキツネにだまされるようになるためには何が必要なのだろうか。そのためには、自然との一体感や共感をたくさん味わう、いろいろなものを自分の目線で体験し直していくことが、非常に重要ではないかと、思っています。

「キツネにだまされるための学習とは一体何なのか」？ただ、本日は里海や水辺の話なので、キツネがふさわしくなければ、ぜひふさわしいものを考えていただいたらどうでしょうか？とにかく、人間が野生動物と対等に、場合によっては、化かし合いをしながら付き合う環境を再生するということを、どうすればこの枠組みの中に位置づけることができるのかもぜひ考えてもらえると、おもしろいのではないかと思っています。

大変言葉足らずですが、ここで終わりとします。どうもありがとうございます。

カワウソ、河童、タヌキにだまされるための学習？

笹川：朝岡さん、ありがとうございました。ラムサール条約について具体化すれば、「カワウソにだまされるための学習」あるいは「河童にだまされるための学習」ということになるのでしょうか？また、地熱性湿地としての温泉を発見した「開湯伝説」のなかで、キツネが発見したというのは管見にして知らないのですが、島根県の温泉津温泉（ゆのつ・おんせん）のように、タヌキが発見したという場所もありますから、「タヌキにだまされるための学習とは一体何なのか」という問いもありうるかと思います。それはさておき、野生動物との対等な付き合いがどういうものかという朝岡さんの提起は、先ほどの柏島の「実感する」ことの大切さにも出ていましたし、尾瀬、豊岡、慶良間の渡嘉敷の話でも、いろいろな意味での緊張関係が重要ということだったと、思います。

「生態系・気候系の持続性」＝湿地の保全・再生、「社会の持続性」
＝湿地のワイズユース、「人間そのものの持続性」＝湿地に関わる CEPA
～ESD の３つの持続性とラムサール条約の親和性～

また、ESD のサステイナビリティーについては、生態系・気候系の持続性、社会の持続性、人間そのものの持続性という３つの持続性が重要と思います。それがラムサール条約の湿地の保全・再生、ワイズユース、CEPA に対応しているようにも思われますが、いかがでしょうか？

それでは、ツーリズムは大島さんに任せるということですので、サステイナブル・ツーリズムという論文もお書きになっている大島さん、どうぞお願いいたします。

２）コメント：琉球大学准教授　大島順子

琉球大学の観光産業科学部の観光科学科に所属している、大島順子です。よろしくお願いします。

観光資源としての湿地の保全・活用を
自然科学的・社会科学的に追求する～観光を科学する～

「観光を科学する」というのは非常に新しいコンセプトで、観光というと、これまではいわゆる実務教育で、観光はとても華々しい現場というイメージが一般的です。ですが、今日のお話のように観光資源と考えてみると、湿地というエリアが観光の資源になり得るかという視点で議論がなされているということです。その保全の仕方、活用の仕方を自然科学的に、そして社会科学的に追求していくのが、まさに「観光を科学していく」ということになるのではないかと思います。

「ツーリズム」という用語は響きが良いのか、商業主義と取られがちなのか？
～「Tourism and Recreation」から「Home and Destination」に少し変わった意味～

皆さんから３つの事例報告を通して私自身学べるものが非常に多くありました。今日のテーマはサステイナブル・ツーリズムですが、ラムサール条約の締約国会議において、テーマが「Tourism and Recreation」から「Home and Destination」に少し変わったという話がありました。活用の仕方の視点から「ツーリズム」の方が響きが良いのかも知れませんが、あるいは「ツーリズム」と言うとどうも商業的な、皆さんが危惧しているようにお金儲けに走ってしまう印象だけに焦点が絞られてしまいがちだす。それを、「Home and Destination」という非常に柔らかい、ある意味あいまいな言葉に変更したという感触を私はもちました。この変更が何を生み出すのか今後注視していく必要があるでしょう。

ニューツーリズムの１つとしての「ウエットランド・ツーリズム」の可能性検討
～「エコ」バブルがはじけて細かく専門化されている～

３つほど焦点を絞って私からのコメントをお話ししたいのですが、コーディネーターの笹川さんからも、今、「エコツーリズム」が「サステイナブル・ツーリズム」へと変わっていき、進化しているのではないかというお話がありました。もともと、いわゆるサステイナブル・ディベロップメント（持続可能な開発）という考えの中で、観光という領域がどのように応用できるかが、サステイナブル・ツーリズムの出発点でもあったという意味では、進化とも言えます。

一方で私は、進化というよりも、エコツーリズムの「エコ」の考え方がある意味でバブルを終え、さらに細かく専門化されていっている、という表現をしてみたいと思っています。いわゆる、ニューツーリズムと呼ばれる新しいツーリズムがたくさん出てくる中で、ウエットランドという湿地をどう生かすかという意味で、「ウエットランド・ツーリズム」と言った言葉が出てきてもおかしくないと感じています。時代の人々が持つ価値観に影響を受けて新しいツーリズムが登場してくるのが観光という社会現象だからです。

「ワイルドライフ・ツーリズム」と
客による定期的なモニタリングの実施を伴う「ボランティア・ツーリズム」

そうした中で、「ワイルドライフ・ツーリズム」が世界の中では専門化されて取り組まれています。私も、現在ワイルドライフ・ツーリズムを沖縄でどう進めていくかという実践的研究に取り組んでいます。ワイルドライフ・ツーリズムを体系的に推進している国の１つにオーストラリアが挙げられます。オーストラリアという国は自然をうまく守りながら生かすという視点でエコツーリズムを先進的に進めてきた国ですが、ワイルドライフ・ツーリズムが非常に盛んです。

関連して今日のお話の中で紹介されたインパクトに関する定期的なモニタリングの実施をツアーの１つのアクティビティとしてプログラム化し、最近では「ボランティア・ツーリズム」と呼ぶものが盛んになってきています。参加費や滞在費、食費等、訪問地にお金を落としてもらいながら、科学的なデータの収集等に参加してもらうのをツーリズムの旅行商品にしていく。これも新しいツーリズムのスタイルと言えると思います。

質・安全・消費者の満足～３つのポイントを確保する～

２つ目として、ツーリズムの質の維持という問題です。ここでいう質とは、単一的なプログラムの中身のことだけでなく、ツーリズム全体の質の保証を意味しますが、そこには、安全性の確保から導き出される参加者のビジターサティスファクション（Visitor satisfaction）と呼ばれる、消費者の満足度を指標にすることが大切です。訪れる場所の整備も含み、これらをきちんと確保するためのインフラはどうあるべきかを考える必要があります。クオリティ（Quality）、セーフティ（Safety）、ビジターサティスファクション（Visitor satisfaction）、は、サステイナブル・ツーリズムを推進していく際の必要要素です。

「湿地を守ることが観光資源を守ること」という事実を当事者が理解し合う
～湿地という資源と観光客という資源をつなぐ「ウエットランド・ツーリズム」の役割～

３つ目は、今日はすでにたくさん出ていますが、「自然を守ることが観光資源を守ることだ」という事実をいかに関係当事者が理解し合えるか、といった視点です。このことは、自分たちが湿地をどう守りどのように生かしていきたいのかというアイディアや危惧している点等を率直に出し合う作業でもあります。湿地という資源と観光客という資源をつなぐのがツーリズムの役割であり、ツーリズムを手段として生かしていくことを共有する。そして自然を守ることが観光資源を守ること、これをステイクホルダーとある様々な関係者がきちんと同じ土俵で理解し合えるかどうかがカギになります。

以上、手短ですが、３つの視点からお話しさせていただきました。

笹川：ありがとうございました。お二人からお話がありましたが、大島さんのお話は、「観光学をやっている人は表現が違うな」という感じが、不勉強な私には新鮮でした。朝岡さんの、足で全国を歩くというお話、北海道でもそういう試みがあったと聞いています。加賀市で開かれた、この学習交流会の第１回では、加賀市の職員の池田さんから、「ラムサールサイトの八十八カ所巡り」のように、スタンプラリーをしてはどうかという話が出たのを思い出しました。

３）報告者からのコメント

ここで、先ほどの５人の報告者の方から、補足もしくは、ほかの人への質問、コメントをお願いします。

現場に行ってみたい

柳谷：それぞれの場所で行われているツーリズムの形態と、お悩みのことも伺ったのですが、皆さまの発表を聞いて、どちらかというと、お話だけでなく現場に行って見てみたいなという気持ちになりました。

笹川：では、神田さん、どうぞ。

海域ならではの資源管理の難しさ

神田：私たちもこうした活動を実践している中で身をもって実感していることが多くあります。先ほど、「経済活動と自然環境保全は両立する」というお話がありました。ぜひそうしていかなければいけないと思う反面、その辺が一番難しいのだろうなとも思います。

同じ一次産業でも漁業、農業、林業とある中で、それぞれの産業に従事している人の気質は違います。漁の従事者がやっていることは、ダイビングにしても漁業にしても、基本的には共有地からの搾取です。それが農業だと、自分のエリアが決まってくるので、そこを管理している。さらに言えば、林業ももちろん管理をするわけですが、彼らはどれぐらいの視野で見ているか。林業では、基本的に、自分の代、子どもの代ではなく、孫の代のことを考えてひたすら山に木を植える、という非常に長いスパンで物を考える姿勢がある。農業は、自分の代もしくは子どもの代のことを考えて土づくりをします。

一方で、水産業では、養殖は別にしても、いつ物が捕れるかわからない。今日漁があっても明日もあるとは限らない。だから、あるときに捕ってしまう。そうしたスタンスの違いや、スパンの短さのようなものがあり、それがダイビングなどにしても同じような問題があるのかなと。さらに言えば、海域はつながっているので、動いている資源をどう管理していくか。海域には資源管理の難しさがあるのは、実感しています。

笹川：その辺りは、後で座間味さんからも伺ってみたいと思います。

今の神田さんのお話では、「山の人は一番長期的に見ている」ということですが、星さん、よろしくお願いします。

シカがすんでいても良い地域に、食べ物が増える取り組み

～柏島のウニの問題と尾瀬の鹿や熊の問題～

星：私は、尾瀬と共に歩む村として、今ほどの神田さんの報告の中で、海の中の森づくりについて、私のところのシカと重ねて考えました。海の中でも、ウニが増殖してああいう状態が起きる。例えば尾瀬の中でも、尾瀬になぜシカが来るかというと、食べ物を求めて来るわけです。シカがすんでいても良い地域に、食べ物をたくさん作って置いてやるような取り組みをすれば、シカが入ってきては困る地域でその影響を受けずに済む。どこの地域でも、シカの食べるものをなくしてしまう、クマの食べるものをなくしてしまう、そういうことをするから嫌がられると思うのです。そんなことを感じて皆さんのご報告を聞いておりました。

笹川：では、中貝さん、お願いいたします。

「コウノトリの野生復帰の主体」は誰か？

中貝：コウノトリの野生復帰の主体は誰か。コウノトリは兵庫県が管理をしています。兵庫県の機関であるコウノトリの郷公園が実際には飼育をしていて、ここが放鳥するので、放鳥主体であることは間違いない。

しかし、放鳥主体イコール野生復帰主体ではありません。野生復帰とはどのような状態かというと、自然界に放されたコウノトリが自分の力で餌を取り、カップルになってひなができ、そのひながまた自分の力で大きくなってカップルになってひなをかえす。その状態を安定的につくり出すことです。

これをつくり出すためには、いろいろなことをしなければいけません。例えば有機農業を広げて田んぼの湿地生態系機能を回復する。川の自然をもっと強めていく。水路とつないでいく。あるいは環境学習や環境教育も必要だろう。さっき言った環境経済戦略を広げていく必要がある。結局、コウノトリもすめるような豊かな環境を、自然環境と文化環境の両面から、つくろうということです。

豊岡という地域社会が野生復帰事業の主体

一体、コウノトリもすめるような豊かなまちをつくることに、誰が責任を負っているのか。兵庫県は、豊岡の中に郷公園という事務所を置いていますから、彼らも豊岡という地の一員です。国土交通省は、豊岡で円山川の自然再生を進めています。彼らも豊岡の一員です。最近は環境省にも仲間に入っています。県もいろいろな部署がある。豊岡の市役所がある。市民もいる。市民の中には子どももいるし、農協もいるし、農業者もいるし、経営者もいる。あるいは外から豊岡を応援して仲間としてやっていただいている方々もいる。そういうみんなから成る豊岡という地域社会そのものが、実は野生復帰事業の主体であって、みんなは兵庫県の自然放鳥に協力をしてやっているわけではなく、まさに自分たちの地域をどういうまちにしたいのかという選び取りの中で、コウノトリと共に暮らすことを選んだ。このことをしっかりと押さえる必要があると私は思っています。

しばしば外から来た人たちがかき混ぜていくのはあることであって、地元とのあつれきは起きるわけですが、その意味では、まさにそれぞれの地域が自分たちの自治の問題だという覚悟、あるいは明確な方向性を認識した上でやっていく必要がある。トキでも同様で、国に協力をして佐渡の人たちが有機農法をやっているのではなく、トキが普通に暮らすような地域をつくろうとしている佐渡の人々こそが、実はトキの野生復帰の事業主体なのだと思います。

そういう意味では、湿地を守るとか生物多様性の保全を進めることは極めて文系の問題であって、現場だとおっしゃいましたけれども、まさに現場こそが事業主体である、そういうふうに思っています。

笹川：では、座間味さん、お願いいたします。

沖縄戦のときよりもはるかに海が変わった戦後の 67 年間

座間味：慶良間地域で、戦後 67 年間にどれだけサンゴ礁にすむ魚や魚介類が少なくなったかであります。67 年前に沖縄戦という上陸戦がありました。この大戦でアメリカ軍が最初に上陸したのがこの慶良間地域です。座間味と渡嘉敷です。そのときに両方で約 700 名の人が集団自決をしたという悲しい歴史があります。

そのころ、海にも山にもあれだけの爆弾が落ちて、今考えてみると、海が変わったのではないかと思われますが、戦後は魚も非常に獲れて、カツオ漁も盛んにやって、餌も獲れた時代でした。

戦後、これまでにどれだけ海の生態が変わったのか、非常に気になるところです。この状態であと 60 年もすると大変なことになるということで、今、サンゴの保護に力を入れなくてはいけないのではないかと思っております。子どもたちの環境教育にはとくに力を入れていきたいと思っています。

先ほど神田さんのお話を聞いて非常に感心したのですが、海の中に森をつくるというのは良い話だなと。神田さんは慶良間の海を十二分にご存知です。学生時代にインストラクターをなさっていたので、慶良間の海と柏島の海とどう違うのか、聞いてみたいと思っています。

笹川：そういうリクエストがありましたので、神田さん、どうでしょう。

明るい慶良間の海と、味のある柏島の海

神田：私が座間味にいたのはもう 20 数年前です。今はオニヒトデや白化でサンゴがダメージを受けていますが、その当時はまだきれいで、初めてダイビングをしたころ、沖縄に行くのが夢でした。「沖縄へ行って沖縄で潜りたい」と思っていたので、慶良間の海を見たときには非常に感動しました。何でこんなにきれいなんだと、ものすごく感動して足繁く通うようになりました。

高知県の海を見たときに、柏島、沖の島というところがあるのですが、ここはもちろんサンゴ群集はありますが、サンゴ礁域ではなく、岩盤の上にサンゴが付着しているような環境ですので、海中の景観は沖縄などのサンゴ礁域と比べると少し暗いんです。沖縄の海底はサンゴの骨格が砕けた砂で覆われているところが多いので、光を反射して海中は明るい。ただ、水色はどちらも青くて非常にきれいです。

どこが違うかというと、座間味も慶良間も非常に魚が多かったのですが、高知びいき、地元びいきというのも多分にあると思いますが、柏島では魚がすれていない。そして、色とりどりの魚だけではなく、おいしい魚も含めて、魚で向こうが見えないくらいいる、そんな海です。上も下も、右も左も魚に囲まれて何も見えないのを体験したことで柏島の豊かさを実感しました。さらに言えば、魚が人を怖がらない。里海という言葉が生まれた背景にはいろいろな思いがありますが、例えば人の手が入っていないような離島の無人島などで魚がすれていないのは当然考えられますが、人が生活しているすぐ前の海で、ビーチからエントリーして、物の数歩、海につかるだけで魚がうじゃうじゃいて、本当に捕まえられるぐらいの距離にいる。何でこの魚たちは人がこれだけ暮らしているのにこれだけフレンドリーなんだろうというところがすごく魅力的で、そういったところにほれ込んだところはあります。

ただ、どちらも海の豊かさという意味ではすばらしいところで、明るい慶良間の海と、明るいというよりもむしろ、味のある柏島の海、というふうに私は考えています。

笹川：ありがとうございました。

６．会場からの発言とディスカッション

笹川：それでは、今、前に座っている人たちから伺ってきましたが、皆さんから質問やコメントなど、自由にご発言いただきたいと思います。手を挙げて、所属と名前と言っていただいた上で、発言願いたいと思います。いかがでしょうか。

環境保全には、近隣の自治体の協力体制が大切

仲村：那覇市の仲村です。夕べは皆さん、本当にお疲れさまでした。現在那覇市では、市民に対して、離島の観光振興と住民同士の交流を目的に、往復フェリー代と宿泊代１泊 2,500 円を上限に、渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜の慶良間４島の島へ泊まってもらえるよう、助成事業をおこなっております。その関連で、先ほど渡嘉敷村長から、一律 100 円を来島者からいただき、それを環境税として環境の保全に使っているとお聞きしました。お互いさまではあり、主体である行政の皆さんが主となりますが、近隣自治体との協力体制をいかにつくっていくかが、エコをお互いに共有するという意味では大切ではないかと思っています。皆さんのほうから、ほかの地域との協力関係のアイディアがあれば、発表いただきたいと思います。

笹川：ありがとうございました。少し意見を出していただいてからパネリスト、コメンテーターの方からお話しいただこうと思います。ほかにいかがですか。

　では、中島さんがいらしているので、さっきの尾瀬の話はなかなか深刻そうですが、どんな感じでしょうか。

狩猟者の大幅減少と積雪量の減少

中島：尾瀬に限らず、日本全国でシカが爆発的に増えています。イノシシもそうで、原因にはいろいろ説がありますが、基本的に、狩猟している人たちの大幅な減少あるいは高齢化が１つの要因だと考えています。もう１つ、積雪量がかなり減ってきています。シカは積雪量が多いところにはすめません。尾瀬なんかは昔と比べて積雪量がかなり減っており、周囲のもともとシカが生息していたところから入り込みやすくなってきている。この２つが大きな原因ではないかと考えているところです。

シカの数をコントロールする必要があるという方向転換と取り組みの開始

　対策として、野生生物による農業被害あるいは林業被害に対しては、被害を受けている方々が被害防除に取り組むのが一般的なことになっていて、それに対して主に農林水産省から補助が出るというしくみになっています。ところが、生態系、自然そのものが被害を受けている場合は、これまであまり例がなかったため、確かに先ほど星さんがおっしゃるように後手に回った面があります。しかしながら、国立公園の自然環境保全のために環境省みずからシカの数をコントロールする必要があると既に方向転換をして、そのための取り組みを始めています。

息の長い取り組みを積極的にやっていかねば

ただ、シカのポピュレーションが全国的なスケールで大きくなっているので、少し対策をとったぐらいではすぐに効果が出るところまで行っていないのが現状です。現在、環境省として、狩猟者の数を増やしていくための取り組みと、国立公園の中で地域社会の方々と連携しながら防除を進めていく取り組みという２つの面で進めているところですが、今すぐ解決するという問題ではない。少し息の長い取り組みを積極的にやっていかなければいけないと考えているところです。

笹川：そのほかに、全体を聞いていて感想があれば、どうぞ。シカのことに限定せずに。

いろいろな実践を理念に基づく理想の形に近づける

～エコツーリズム推進法をつくったときの考え方～

中島：エコツーリズム推進法の話がありました。議員立法でできた法律ですが、私はつくる作業をした役所側の当事者で、エコツーリズム推進法は、中身に関して言うと、私がつくったと自負しています。

サステイナブル・ツーリズムという言葉とエコツーリズムという言葉が今日出てきて、一体どこが違うのか、どういうふうに考えたらいいのか、少し戸惑っている方がいるかもしれませんので、若干解説しますと、エコツーリズムは、まず、理念で出発している言葉です。サステイナブル・ツーリズムも同じですが、いろいろな形のエコツーリズムを実践している方がいて、それを理念に基づく理想の形に持っていこうというのがエコツーリズム推進法をつくったときの考え方です。

持続可能性がエコツーリズムの中心的概念

その中の１つの重要な概念が、資源を持続的に使えるようにすることでした。つまり、その部分だけを取ってみるとサステイナブル･ツーリズムという考え方の核心部分になります。一方で、エコツーリズム自体は、資源がサステイナブルかどうかということ以外に、そもそも継続的に事業ができるのか、あるいは資源を保全するためにかかるいろいろな費用をツーリズムの側から提供していくしくみをつくったほうが良いのではないか、あるいはガイドの質を高めていくなど、幾つか派生している問題があります。

エコツーリズムの議論にはそういったことも含まれますが、中心的な概念はサステイナブルだということ。ですから、違うものではなくて、エコツーリズムという理論の中心的な概念として、サステイナビリティーが入ってくると思っています。

笹川：ありがとうございました。あえて滅茶苦茶ことを言うと、素人が思うことという意味で聞いていただきたいのですが、環境省のレンジャーの人が狩猟免許を取ったらどうかなと。これは全く滅茶苦茶なことかなと思いつつの素朴な疑問です。

中島：レンジャーの中には狩猟免許を取っている者もいます。ただ、それは業務命令でやっているわけではありません。個人の関心としてレンジャーみずから、ワイルドライフマネジメントのために個人的に取り組んでいる人は結構います。ただ、今のところ、業務として職員がみずから銃を撃つとかわなを仕掛けるといったところまでは行っていませんし、そういう方向には行かないのではないかと。一般的に言うと公務員の給料は民間の給料より高いと言われていますし、専門的な人にアウトソーシングしたほうがより効率的にできると考えているので、自らやるというよりは、専門集団を作って、そういった人に任せていくという方向ではないかと思います。

笹川：北海道のどこかの大学では、若い人にハンターの資格を取らせることでエゾシカ対策を試みているという話をテレビで見たことがありましたが、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。どうですか、加賀の山村さん、何か。

坂網猟師とバード・ウオッチャーとのあつれきと、観察館レンジャーによる調整

山村嘉康：貴重なお話をありがとうございました。ツーリズムという面で、とくに、既得権益者である漁業の関係者の方と、新たなる価値を見出すダイバーの方という形は、片野鴨池でも似たような問題があります。

うちのほうで翻って考えると、伝統の坂網猟の猟師がいて、そこにバード・ウオッチャーの方が入ってきました。観察館ができて再来年で 30 周年になりますが、いろいろとあつれきがあり、レンジャーの方が前面に立って解決した経緯もあります。

まち全体を舞台とした保全の活動と観光とのかみ合わせが参考になった

また、豊岡の話で、いわゆるラムサールサイトだけではなく、まち全体を舞台として保全活動にストーリー立てをした観光価値ができるという話をお聞きして、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと感じました。

笹川：まち全体といえば、例えば大崎も旧田尻町で見るとまち全体かなという感じもするのですが、農政や国交省等含めてまちづくりに努力し、「マガンの里研究会」や蕪栗沼の保全活用計画も作って実施して来られましたが。

合併後の市町村内の温度差を感じる

高橋直樹：大崎市役所の高橋です。感想ですが、まち全体という面では、正直言って合併市になってからの温度差をすごく感じています。ツーリズムというと、大崎市には鳴子温泉郷を持ち、観光一本でやってきた鳴子町があります。とにかく観光イコール温泉という形になっていて、市の端と端ですから、田尻のところにマガンが来る。「何を言っているんだ、マガンなんかで飯が食えるか」ということをとおっしゃる方もいる状況です。

小学生から高校生までの学習プログラムで育った人が大学生になっている
～長い目で自然学校の運営基盤から支える人づくりを～

大崎市で最近問題だと思っているのは、先ほど自然学校の方のお話がありましたが、自然学校の人たちがどうやって食べていくのかです。蕪栗沼と化女沼というラムサールサイト２つがあるところに、４つの NPO 法人が関わって地元の保全活動を行っているのですが、やはり財政的な基盤が非常に弱く、自治体が委託事業をしないとなかなか食べていけない状態になっている。

最近、ここからどうしたら抜け出せるのかという話をしていて、子どもを育てるしかないということで、小学生から高校生までの学習プログラムをつくって、シラバスづくりを地元の NPO でやっています。要は、子どもを育てて、その子どもたちが自分たち NPO の後継者ないしは NPO 活動に対して会員という形で支援者になってもらえるすそ野づくりを今からしないと、とても間に合わない。始めたときの子どもが今ちょうど大学生になっていて、彼らが会員になっているらしいです。大崎市に小中学生

が１万 1,000 人ほどいますので、彼らに対するプログラムを提供し、とにかく底辺を広げ、自然学校等々を支えてくれる人づくりをしたいです。

ラムサール条約湿地が多数の市町村にまたがる場合の、都道府県の役割は？

もう１つ感想ですが、自治体の会員の中で都道府県の存在はどういう位置づけになっているのか、今日話を聞いていて、違和感を持っています。というのも、大崎市の周辺に３つのラムサールサイト、伊豆沼・内沼と、化女沼、蕪栗沼、マガンの約８割が越冬するラムサールサイトがあるのですが、こちらは３つの自治体が関連していて、その間の調整（連携施策の実施等）が比較的難しい。都道府県の持つ役割について、自治体のネットワークの中でもぜひ何らかのアプローチをしていただきたいという思いがあります。

笹川：これは、名執さんに伺ってみたいと思います。今、大崎の高橋さんからありましたが、県の役割はというお話です。ここには環境省の今の課長さんも係長さんもいらっしゃいますが、名執さんが市町村会議をサポートされてきたご経験から、何か思うところがあれば。

市町村が自ら始めた市町村会議

名執芳博：この市町村会議自体、環境省が音頭を取ってできたものではなく、1993 年の釧路会議をやるときに、それをぜひ成功させようと釧路市などが音頭を取って、むしろ市町村のほうから始まった会議です。世界の中でも、ラムサール条約湿地に関わる市町村が国単位でネットワークを組んでいるのは、非常にユニークで有意義な事例ということで大変評価されていますし、環境省としても、湿地に一番近い人たちを知っている市町村が構成員となっているこの市町村会議の取り組みを側面から応援させています。

都道府県については、例えば北海道は、道が主体ではないかもしれませんが、北海道の中のラムサール条約湿地がネットワークを既につくっている。そういう形で協力が広がっていけばいいのかなと思っています。

笹川：沖縄は、比較的、沖縄県がつなぎ役を今やろうとしている感じもするのですが、中貝さんは、県庁の職員でもあった時代があったとプロフィールに書かれています。今、市長として豊岡市という立場も経験され、同時に県の職員ということも経験されている。そうした立場から、今の高橋さんの意見についてどんな感想をお持ちでしょうか。

活動の主体は市町村

中貝：県はあまり出てこないほうが良いんじゃないでしょうか。実は、コウノトリの管理団体は兵庫県になっているのですが、実際の飼育はずっと豊岡市役所が委託を受けてやってきました。豊岡にとって、コウノトリは豊岡の鳥だったんです。県の教育委員会は補助金を右から左に出す処理をするだけで、コウノトリに対する思いは全く持っていないというのが実態でした。だけど兵庫県を動かさないといけないので、私は当時県会議員で、県をとにかく説得して、野生復帰の方向性を出すところまで行って、拠点としての県立コウノトリの郷公園ができた。出てきたコウノトリを受け入れてコウノトリもすめるまちをつくる、これは兵庫県の仕事ではなく、豊岡の仕事なので、豊岡市長をやろうといって市長選挙に出て、やっています。

思い入れの深度

例えば、今日のテーマはツーリズムですが、ツーリズムをやろうとすると豊岡だけに限るわけではない。もう少し広域でやったほうがうまくいくことはたくさんありますから。そういう意味

で、広域的な団体である県が関わるのは非常に有効だと思います。でも、そもそも、「じゃあ、マガンのすむような場所をつくりましょう」というのは、やっぱり大崎市の仕事なのだろうと思います。そこへの思い入れの深さが全然違うと思います。大崎市役所の人たちは大崎が大好きで、このまちをどうしようかと朝から晩まで考えているけれど、恐らく県の職員は、宮城県をすごく良くしようと、大崎市の職員が考えているほどには考えないと思います。コミュニティとの距離の問題があって、良いか悪いかというよりも、そもそも扱っているものが違う。

したがって、まず、何はともあれ、行政では市町村が頑張り、そこに住むコミュニティの人たちが頑張り、応援する人たちがつながっていく。それを都道府県がバックアップする。だけど、ものによってはバックアップする決意を持っていないことがしばしばあります。だから、そこは巧みに巻き込むということではないかと思います。そうはいっても圧倒的に力が県と市では違いますから、うまく耳元でささやきながら引っ張り込んでいく、そういうしたたかさが要るのではないかと思っています。

笹川：釧路の菊地さん、どうですか。市町村会議は釧路から始まったという名執さんの話がありましたが、北海道庁とのお付き合いというのはどう役に立っているか、どうささやいているのか。

都道府県は広域的な連携のつなぎ役

菊地義勝：釧路市の菊地です。日本の他の都道府県と比べても北海道は面積が広く、他の県の自然環境とも少々違うところがあるかもしれませんが、道庁の方々が考えている広域的な役割は、この広大な地域にある市町村の連携を図るため、つなぎ役というか接着剤のような役目に徹することだと考えているようです。道庁の方たちと日々、接するときにこれを感じます。今、中貝さんがおっしゃったように、早く言うと、つなぎ役というのはハンバーグのつなぎのようなもので、大切な食材ですが、焼いてしまえば見えなくなり、食べられる肉本体は、大崎市さんも含めて市町村のわれわれがやっている仕事そのものです。

そのような意味で、つなぎも大事で欠かすことができませんが、これに過大に頼るだけでなく、肉そのものとしての地域のわれわれができることを頑張らなければなりません。情報提供してくれるのは、もちろん県庁の仕事として我々にとって必要なことですが、地域が期待するほどのもれなくいろいろな役割は果たしてくれるかどうかわからないときもあります。まず、われわれの力でできることを見極めてから始めるべきだと思います。

笹川：名古屋の堀さん、大名古屋市なので、そもそも県なんて相手にしないということかもしれませんけれども、いかがですか。

市民の関心は干潟から生物多様性・ESD に～住民と近い市町村の首長の方針が鍵～

堀利明：今日のお話は、ほとんどが普通の規模の市町村ですが、名古屋市は、「大いなる田舎」と言われるような都市で、人口 220 万を抱えており、名古屋市役所は県の規模ほどあります。

藤前干潟は、10 年前に認定されて、今回 10 周年ということで名古屋市としてそれなりに活動してきましたが、名古屋市全体の中では、２年前に国際会議を開いたことをきっかけに関心が干潟から生物多様性に移っている。昨年、生物多様性センターをつくり、そこでは職員５名ぐらいと NPO の方など、地域で協議会をつくりさまざまな活動をしています。２年後には、ESD のユネスコの世界大会を名古屋で開くことになっており、うちの企画課で担当しているのですが、今年に入ると、どちらかというと ESD のほうへシフトしている。名古屋市としても、大き過ぎて干潟だけというわけにはいかない。干潟を認定したときは、その当時の市長の思いもあって、ごみの処分場から干潟の保全となり、その後、生物多様性へ移ってきました。

名古屋でも、「藤前干潟ふれあいデー」は実行委員会形式で、愛知県も入るのですが、やはり地元の干潟を守る方々がメインで、事務局は名古屋市がやっているという形です。県も参加しているのですが市町村や地域が中心に活動していくのは大切かなと思っています。

笹川：今回、豊岡も新規登録ですが、ほかにも幾つか新規登録のところからいらしていただいています。小山市の小林さんもしくは篠原さん、いかがですか。聞いていて、市町村会議は初めてだと思うのですが、感想を。参考になったとか、あんまり参考にならないとか、この人の話はおもしろかったとか、いろいろあると思いますが、どうですか。

渡良瀬遊水地がまたがる４市２町で協議して進めたい

小林方人：私たちは４県４市２町にまたがっている渡良瀬遊水地から参りました。県を巻き込んでというお話もありましたが、やはり県は、なかなか住民との距離があるので、４市２町がいつもまとまって打ち合わせなどをしながら進めてきました。渡良瀬遊水地も自治体の温度差があって登録まで紆余曲折あり、本当に登録できてよかったというのが現状です。

今回は、皆さま方の意見を聞いて、これから渡良瀬遊水地をうまく活用して、ワイズユース、つまり活用していくために４市２町がどのように連携していけるかの参考にしたいと思い、条約湿地に関係する４市２町すべてが参加して２日間話を聞きました。戻って話をする素材ができ、非常に参考になりました。豊岡の中貝さんの取り組みや大崎市の取り組みを、小山市として参考にしていますので、今日、新たにお話が聞けて、またほかのところのお話も聞けて非常に良かったです。戻って、また４市２町でこの話題で盛り上がっていけるかなと思っています。ありがとうございます。

笹川：もう１つ、宮古島市の西原さん、与那覇湾も同じく新規登録ですが、今日のこのセッションの感想はいかがですか。

観光客と与那覇湾をどのようにつなげていくかが課題

西原武則：宮古島市の与那覇湾から来た西原と申します。宮古島市は、今まではエコツーリズム主体で走っていたのですが、今回のツーリズムの議論に非常にびっくりしました。それと、宮古島市には海があります。海の観光がほとんどの観光資源で、日本全国から観光スポットの宮古の海を見に来ます。それに関連して与那覇湾がすぐ近くにあります。今、危惧しているのは、観光客と与那覇湾をどのようにリンクしていくか。ダイバーたちのそれが一番のこれからの課題だと、今日お話を聞いて痛感しています。

笹川：開催地である習志野の課長さん、いかがでしょう。

市民団体と話し合いながら課題を解決したい

関口昌弘：皆さんの発表をお聞きして、いろいろと苦労されているなと感じました。習志野市の谷津干潟もいろいろな課題や問題点、苦情等も多いところです。何度も申し上げていますが、アオサの問題、干潟の利用・活用の問題も、そういう団体からのご意見があるので、できるだけ話し合いながら、お互いに満足するような形で進めていきたいと、今日聞いて感じました。

笹川：谷津のセンターの方、どなたか、いかがでしょうか。

首都圏と地方の温度差～地方の方が意識されやすい湿地の価値～

島田義夫：谷津干潟自然観察センター所長の島田と申します。

今、お聞きして一番思ったのは、首都圏と地方の温度差ということです。

センターでは、いろいろな湿地関連の施設の方々との交流事業を行っているのですが、つい先

日も、宍道湖から子どもたちと関連施設の方々が来られました。そのときに、鳥取県、島根県の職員の方が来られて、積極的に協力してもらいました。「谷津はどうですか」と聞かれ、ちょっと答えに窮した状態でした。

実感的、体感的には、首都圏より各地方の方が、エコツーリズムを含めて、湿地が貴重な財産であり、有効に使わなければいけないとすごく意識されているように実感しました。今日も同じです。私たちのように首都圏にいると、いろいろな情報を持っていて、チャンネルがたくさんあり、極端なことを言うと、谷津干潟にこだわらなくても、楽しみ方がいろいろあるのでそんなに熱くならなくても済んでしまう。そういう温度差が首都圏よと地方ではあるのかなと感じました。

笹川：お隣の田尻さん、ずっと加賀市の片野鴨池にいらして、今、東京の野鳥の会の本部にいらっしゃるわけですが、今日の議論をどのように聞かれたでしょうか。

既得権益者と新参者の力を合わせることでよりよい保全に

田尻浩伸：たびたび出てきた、既得権益を持った方と新しく入ってきた方々の間のあつれきという部分で、私は日本野鳥の会の職員ですので、30 年ぐらい前に新しく入るようになった者（日本野鳥の会）の立場でお話ししたいと思います。

当時、かなりけんかがあったり、今現在でも、「おまえらがいるからカモが捕れないんだ」ということをよく言われたりします。けんかをすればそれで終わりですが、そんな中でも一緒にやれば、もちろん猟師さんたちは猟師さんたちなりにカモの生態を詳しく知っているし、われわれも科学的な知見からカモを保全したいと調査研究をしているので、両方合わせることによって地域がより良くなっていく。より保全に、完成に近づいていくことができるのかなと考えています。

今回、同じようなお話をいろいろと聞けましたので、片野鴨池でこれまでおこなってきたことは多分間違いではなくて、このまま続けていけば、皆さんのところまで追いつくのは難しいのかもしれませんが、お手伝いはできるのかなと感じました。

笹川：ラムサールセンターの武者さん、どんなふうに聞いていらっしゃいますでしょうか。

「ワイズユース」「ツーリズム」は目的ではなくアプローチ

武者孝幸：NGO の立場であえて言わせてもらうと、全国の湿地を巡っていて、ワイズユース、つまり活用しよう、活用しようという考えが、目的化されているところがなきにしもあらずだと感じます。これは NGO の立場で、苦言ではないのですが、今日は行政の会議ですので、一線を引いた上で話をします。

ワイズユースというのは、保全をするためのアプローチですから、極端に言えば、何もしないのが一番保全ということです。現状をどう守るかをきちんとやっていただくのが理想ではないかと、私は考えています。その中のアプローチの１つとして、確かにツーリズムが位置付けられるのですが、全国を見ていると、やや今、皆さん、そこのところで旗を振り過ぎているというのが、NGO の立場からの１つの意見です。

「ESD のための子どもラムサール」

それから、ラムサールセンターでは、2005 年から、「ESD のための子どもラムサール」という活動をしています。全国の条約湿地 46 湿地の子どもたちを交流させることによって湿地の価値をお互いに見比べ、自分の湿地にあるものとないもの、ほかの湿地で新しいものを発見できる、どういうふうに保全しているのかを学ぶ、それによって全国の仲間が日本全体の湿地の問題を考える、という活動です。さっき名古屋市からありましたが、2014 年の DESD のまとめの会議に向

けて、今、全国で子どもラムサールをさらに大きな運動にしていこうとしています。これまで 46 条約湿地の中の 15 湿地ぐらいで交流会をやりました。参加者としては 46 湿地の中の 30 数湿地の子どもが来てくれて交流活動をしていますが、さらにこれから２年間継続して盛り上げていきたいと思っています。来月、藤前干潟で 11 月 17・18 日に、同じように全国の子どもたちを集めた ESD のための子どもラムサールを開きます。

重要な市町村会議の役割

もう１点だけ補足すると、先ほど名執さんが指摘されましたが、今年の COP11 で、日本の関係市町村で、湿地の問題を自治体が主体となって保全していることが非常に高く評価されました。これはまさしく、私も全国を回って歩いて実感しています。これは 1993 年の釧路の COP5 から始まりましたが、来年の 2013 年は、COP5 プラス 20 という節目の年になります。今、ラムサールセンターでは 20 年をレビューしようと準備しています。関係市町村の同じような機関の方にご協力いただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

笹川：武者さん、ありがとうございました。今、スクリーンの右側にポスターが貼ってありますが、これがブカレストの COP11 に市町村会議として出したポスターですので、昼休みにでもご覧になっていただければよいかと思います。

それから、もう１点、武者さんがおっしゃった中でこれは大いに議論が必要だろうと思うのですが、条約の中にはもちろん、「保全と活用」と書いてあるのですが、ラムサール条事務局が 40 周年でつくったパンフレットには、「柱の第１がワイズユースである」と書いてある。私もそれを読んだときに、条約本文に照して、ちょっと言い過ぎではないかと、驚いたのですが、この辺の推移はどういうことなのでしょうか。生物多様性条約の中で、生物資源から得られる遺伝子資源の公平な分配という経済的な事柄が入ってきたこととの関係で、ラムサール条約の解釈もある種の「生き残りをかけて」、そのようになったのかな？と、ぼんやり思ったりしています。生物多様性条約とラムサールの関係も、大いに議論が必要だと思います。

その点では、昨日も少し言いましたが、生物多様性条約を体現する典型的なエリアがラムサール条約湿地である、その点がラムサール条約の強みだと考えたらどうかと思っています。今日は議論できないのですが、こういう点も今後重要な論点かと思います。

もっと議論をしたいところですが、午後のグループワークもありますので、そこでまた皆さんにいろいろご議論いただきたいと思います。

ラムサール COP11 で市町村会議の活動を紹介した展示用ポスター

７．まとめの発言

笹川：最後になりますが、コメントいただいた大島さんから、今度は柳谷さんのほうに向かって、今日の感想や今後に向けた課題をお一人１分以内ぐらいで、お願いします。

保全関係者と観光従事者がウィン・ウィンの関係を築くように

大島：市町村会議ということで、現地の皆さんがどんなに苦労されているかが話を通してよくわかりました。ワイズユースという賢い利用という考え方がある中で、ツーリズムの展開が意味を持ち、影響をおよぼしてくという意味で、ツーリズムと上手につき合っていくことが必要です。本日の会議は、いわゆる守る側の皆さんが多勢ですが、自治体の中には観光の部局もあるわけです。環境保全と観光の部局が、いわゆるウィン・ウィンの関係を築いていくことが、今後の地域づくりにも関連していきます。地域を守りながら上手に生かしていくための地域政策につながるような流れになっていくことを期待したいと思います。

環境そのものを雇用に結び付ける知恵が試されている

朝岡：最後に武者さんがおっしゃった、「ワイズユースが自己目的化しているのではないか」ということは、重く受けとめる必要があると思います。ただ、豊岡市で策定された環境経済戦略も新しい動きとして考える必要があると思います。単に観光資源として活用するよりは、より積極的に環境そのものを雇用に結び付けるのは非常に重要なことで、多分、その知恵が今試されているのだろうと思います。今日のご報告すべてがそれにつながるものだと思いますので、ぜひ、この点については引き続きご議論いただければと思います。

今年度中のエコツーリズム条例制定を目指して取り組みたい

座間味：今日は、たくさんの方々の意見を聞いて非常に良い勉強になりました。私たちもこれから始めるところなので、今日の会議の成果を十二分に検討して参考にしていきたいです。先ほど言いましたように、恐らく 12 月は難しそうですが、今年度中にエコツーリズムの条例制定をして取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございます。

豊岡エコバレーへのチャレンジ

中貝：豊岡は一度コウノトリを失って、それからコウノトリの生息環境を失ってきました。ですから、何もしなければ実は何も前へ行かないので、守るために何もしないのではなくて、豊岡はしなければいけないし、やってきた。

そのやっていく過程で、経済との関係は非常に重要だと考えています。これは実践論として非常に重要だし、理念として考えても、昔はエコロジーとエコノミーは多分一緒でした。農家は生き物を支えるために有機農業をしたわけではなく、技術がそこまでしかなかったから、経済活動をやっていたら結果としていろいろな生き物を支えていた。里山が豊かだったのは、何も生き物を守ろうとしたわけではなく、そこしかなくて、燃料を取りに入ったりして、その結果として生き物が生きていた。

ですから、環境と経済が共鳴するとさっき言いましたが、もう一度そういうものがあふれた強いまちをつくろうとしている。単に美しい理念だけで、環境を守るために経済はどうのこうのではなくて、そもそも環境の中に経済が入っているし、経済の中に環境が入っているまちをつくろ

うというのが豊岡のチャレンジです。そのために具体例をとにかく積み重ねていって、「ああ、そういうことなのか」とみんなに見てもらう。人間というのは目に見えないものを信じることはできませんので、目に見えるものを見せていって、どれだけ時間がかかるかわかりませんが、最後は今言ったような、「豊岡エコバレー」と言っているんです。シリコンバレーの向こうを張って。「うちは環境だ」と言っているんですが。「環境でちゃんと生計が成り立っている町」をつくろうと思っています。

イメージの共有

もう１つ、コウノトリの野生復帰を始めるときに、「豊岡市ではなくて豊岡は」というところですが、「野生復帰推進連絡協議会」をつくりました。それには、県のいろいろな機関も、豊岡市役所も、周辺のまちも入っている。研究者も、農業者も、農協も、学校の先生たちも入っている。関係機関を、わあっと入れて、何かを決めるのではなくて、コウノトリが空を飛ぶというイメージを共有しながら、自分たちの取り組みを発表する。そして、その発表の中から全体の今の状況を共通理解としてそれぞれが持ち帰り、それぞれで頑張る。そうしてずっと進めてきました。

大切なことは、とにかく関係者が集まって意見交換してイメージを共有する。違いはたくさんあるのですが、「おしゃべりをする」ということはとても大切だと思っています。さっきちょっと県に邪険な言い方をしましたが、実はうまく巻き込んでいるわけで、彼らは彼らとしてしっかりと役割を果たしている。そのように、そこで夢を描いていこうという強烈な思いは、やっぱり市町村が持つほかはない、そういうふうに思っております。

「尾瀬と共に歩む村」として、教育と老後の保障をする村づくりをめざす

星：今の環境と経済の共鳴ですが、私どもは尾瀬と共に歩む村として、子どもたちが都会の人たちと同じような教育が受けられ、それから、地域の住民は、老後をちゃんと迎えられるような村づくりを、この尾瀬を始めとする湿地と共に歩んでいきたいと思います。

民間団体と行政が目標を共有する難しさ

神田：私自身の場所はラムサールと直接関係があるわけではないのですが、今回、市町村会議に呼んでもらい、お話しさせていただいただけでなく、参加している市町村の方々の、思っていた以上の意識の高さに触れることができて、非常に良かったです。

私たちは 14 年ほど前からこういう活動をしていますが、やはり広がりを持っていきにくい。その背景には、行政と一緒にどうやっていくかという課題がある。活動の当初、誰も見出していなかった柏島の価値に意味づけをしたことによって、地元の行政が、交流人口を増やすためにもっと経済を活性化したいとタイアップしてきて、非常に良い関係でした。しかし、そちらのほうばかりに進み過ぎたことで、ワイズユースにはほど遠いようなことがどんどん進んでいる。その辺で地元行政との関係が冷え切っていて、今回、もっと時間があれば、市町村で手を挙げている皆さんはなぜラムサールを進めようとしたのか、あるいはこれは行政主導で始めたことなのか、民間からの声があって始めたことなのか、お聞きしたかったです。地域や行政での盛り上がりが、うちの大月町にはもっと必要だなと、いろいろ考えさせられました。どのように関係を進めて行くかは難しいところですが、少しずつ進めていきたいと思っています。どうもありがとうございました。

ラムサール条約で一番大事なのは現場である条約湿地

柳谷：私自身は以前、支笏湖の現場にいたのですが、ある日、戻ってこいと言われて、いろいろな思いもありながら現場を離れ、今、東京の職場で国際部門の担当になっております。国際条約の現場に行って、つまり条約というフレームワークのところにいるわけですが憤りを感じることも多々あります。環境条約というのは全部で数百とたくさんあるのですが、その生き残り戦略のようなものもあり、自分たちの条約事務局が生き残るためにどうしたら良いかという観点もあるように思います。それは、条約を取り巻く国際 NGO などでも、同様です。

私が思うのは、たとえば「ラムサール条約の水財産」というパンフレットがあり、これは条約事務局が作成したものですが、条約事務局がつくったから、これはすばらしくて、教典のようなものであると思われる必要は全くなく、ラムサール条約において一番大事なのはラムサールサイトです。今回の発表でも触れたように、おかしな決議案が出てきて、それを何とか受け入れられるような方向、ポジティブに受け止められる方向に変えられたのは、まさに現場の並々ならぬ努力や、伝統的に築いてきたラムサールサイトやその他の湿地の実例があってのことでした。ですから、条約と現場であるラムサールサイトとの間に何かヒエラルキーを感じられる必要はないと私は思います。

とくに、日本の取り組みはすばらしいし、世界に誇れることを皆さんはやっている。それに後押しをされて自分は窓口をしているという思いです。「交渉は大変そうですね」と言われることもありますが、大変なのはまさに地道な努力を継続されている現場の皆さんであることは重々認識しております。そうした現場の皆さんにこれからも頑張っていただきたいと思いますし、現場にまさに接している部分の方々こそが感じられる熱い思いとの温度差はあるかもしれないのですが、常に見ているし、常に気に掛けているし、常に現場の方々のことを思いながらこの事務をしているということを最後にお伝えできたらと思います。ありがとうございます。

本来は現場の声を決議案として上げるのがあってしかるべき

中島：「事件は現場で起きている」わけで、その現場がどうしたら生きていけるか、あるいはうまく自然を守っていけるかが全ての物事の原点です。今、柳谷が申し上げたとおりです。条約が始まり、条約の考え方に沿って皆さんもいろいろ取り組んでいるところもあると思いますが、本当は、現場が良くなるための条約のしくみであり、あるいは国の制度であるはずです。もっと進んでいけば、現場の問題を解決するために必要なことを、皆さんの中から出してもらい、それを締約国会議の決議として上げていくことが本来はあってしかるべきかなと考えます。

いろいろ現場でご苦労されていると思いますが、皆さんの取り組みのぜひいろいろなことを教えていただき、私たちが日本のラムサールの現場を世界の人たちに伝えていけるように、これからも交流を深めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

笹川：名執さん、一言、統括的に何かあれば、どうぞ。

現場の湿地を持つラムサール条約、それを支えている市町村に誇りを持って取り組んでほしい

名執：環境省の課長の後にまとめの言葉を言うのは非常に恐縮ですし、今、柳谷さん、中島課長の言われたことと重複するかもしれないのですが、生物性多様性条約とラムサール条約は、よく対比されることがあります。ラムサール条約の最大の強みは、ラムサール条約湿地という現場の湿地を持っていることです。それを支えているのは、地元のコミュニティと一番近いところにある市町村の方々です。ぜひ、「ラムサール条約を支えているのは自分たちなんだ」という誇りを持ってこれからも取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願いします。

主体は市町村～自分たちが生きていくために、条約湿地を守る～

笹川：今日は多様な充実した報告があり、率直な議論を出してもらい、結論的には、中貝さんも含めて皆さんが共通におっしゃっていた、とにかく市町村が主体であるということだと思います。それは、ラムサール条約湿地の生態系を私たちが守っているのであり、同時に、しかしそのためには私たちが生きていかなければいけない。そういう地域をつくっていきましょうということだったかと思います。その中にツーリズムがあれば、文脈に沿ったツーリズムが大切なのではないか、ということだったと思います。そういう意味では、市町村の取り組みや市町村会議の役割が、ある程度鮮明になった３時間だったと思います。

最後に、もう一人の主催者である仲村さんから、一言、今日の感想いただいて終わりとしたいと思いますので、よろしくお願います。

８．閉会あいさつ

那覇市副市長　仲村家治

それぞれ地域において事情があると思うのですが、私ども那覇市は都市型の干潟を持っており、自然が豊かな地域の皆さんと若干違う環境があります。しかしながら、それぞれの特徴を生かしながら地域のコミュニティを大切にしていくというのは変わらないと思いますので、全国の皆さんと情報交換しながらより良い環境をつくっていくのがこの市町村会議の目的だと思っています。午後はまた分科会がありますので、ぜひ、午前中でできなかった意見交換を午後につなげていただきたいと思います。本当に午前中、大変お疲れさまでした。

笹川：ありがとうございました。これで終わりたいと思います。

第２部の参加者。北海道から沖縄まで、日本全国から 55 名が集まった

第３部：テーマ別分科会と参加者の抱負

１．６つのテーマ、７つの班での話し合いと発表

１）乾燥化とシカの食害への対策、人工マングローブ林の問題／地震による液状化と再生実験、活用事例の共有 ～「条約湿地の保全と再生」班～

２）具体的なものから入ってラムサールをアピールする ～「条約湿地と観光Ａ」班～

３）観光と保全のバランス、関係者間の合意形成という課題 ～「条約湿地と観光Ｂ」班～

４）自治体連携、地域戦略の具体的実行／ガイド・ツアーの料金設定と研究助成金制度～「条約湿地と地域づくり」班～

５）地域の人たちとのつながりと体験して感じるプログラムづくりそして協議会で粘り強い話し合いが大事 ～「都市化のなかの条約湿地」班～

６）行政とNGOとの連携、データ収集、合意形成、安定した取り組みというメリットと広く浸透させるという課題、国と自治体との協力と役割分担 ～「保全・活用計画」班～

７）情報・経験・意見交換の場、近隣自治体との連携の組織として重要、参加しやすい開催方法や参加できなくても連携できる工夫も ～「市町村会議の役割」班～

８）意見交換

２．今後の目標や計画～グループワークの最終発表～

１）「条約湿地と地域づくり」班
２）「条約湿地と観光Ｂ」班
３）「条約湿地の保全と再生」班
４）「条約湿地と観光Ａ」班
５）「都市化の中の条約湿地」班
６）「保全・活用計画」班
７）「市町村会議の役割」班

３．閉会あいさつ　大城弘明（那覇市環境課部長）

第３部：テーマ別分科会と参加者の抱負

平成 24 年 10 月 26 日（金）13:00～16:15
谷津コミュニティセンター

１．６つのテーマ、７つの班での話し合いと発表

第３部では、「条約湿地の保全と再生」「条約湿地と観光」「条約湿地と地域づくり」「都市化のなかの条約湿地」「保全・活用計画」「市町村会議の役割」の６つのテーマに基づき、７つの班に分かれて、それぞれの湿地の現場に即して、現状や課題、将来像について話し合った。そして、各班の代表者からその結果が発表された。

話が弾んだグループワーク

笹川孝一：では、皆さんで話していただいたことを、それぞれのグループごとに発表していただきたいと思います。まずは、「条約湿地の保全と再生」班の方お願いいたします。

１）乾燥化とシカの食害への対策、人工マングローブ林の問題
地震による液状化と再生実験、活用事例の共有

～「条約湿地の保全と再生」班～

乾燥化対策、餌場や肥育・料理の工夫によるとシカの食害対策～奥日光の湿原～

福田将大：「条約湿地の保全と再生」班の発表をする日光市役所の福田です。

日光市の場合、奥日光の湿原である戦場ヶ原で、土砂の流出による乾燥化やシカの食害による貴重な高山植物の減少が問題となっています。農業用水の利用調節や砂防ダムの設置、被害を減らすためにはシカの新たな餌場をつくることや北海道や東北で行われているようにシカを肥育し食べるようなしくみを作ることが大事かと考えています。

マングローブ管理と泥干潟の復元が検討課題～漫湖～

那覇市からは漫湖のマングローブについてお話がありました。漫湖のマングローブ林は、植林したマングローブが繁茂してできました。最初は生態系に良いという意見もあったのですが、漫湖に来ていた渡り鳥の餌場が減ってしまった現状を考えると、元の泥干潟を回復することが必要のようです。ただし、どの段階に戻すべきなのかは不明なので、今後の検討が必要になってきます。

保全の環境づくりと東日本大震災による液状化の影響～谷津干潟～

谷津干潟は都市部の干潟であるため、保全の環境づくりが大変のようです。藻の大量発生以外にも、地震による液状化で地盤が上下に起伏したといった問題や、泥が流出気味で砂質化している問題もあります。プロットなどを設け、泥の有・無により生態系がどのような影響を受けるの

かをモニタリングしていくのが、再生への第一歩のようです。

藻場の現象、活用事例を皆で知って共有することが重要～与那覇湾～

宮古島市の与那覇湾では、湾内の水路を造る際の土の入れ替え（浚渫工事ミス）によって藻場が減少し漁獲高が減った問題、湾の中での漁業・ウィンドサーフィン・湾のそばでの海ブドウ養殖・砂浜での競馬（サニツカーニバル）など多様な利用形態の整理が課題となっているようです。

話し合ったことを各班から発表した

また与那覇湾では、藻場や野鳥の観察や、引き潮の時に干潟を渡ることができるので、ESD（持続可能な開発のための教育）に活用し、広くいろいろな方に周知を行い、環境保全としての一歩を進めていくとのことでした。昨日、谷津の芝原さんから『東京湾の干潟の文化と技術』の話がありましたが、そのような方法も参考にしつつ「与那覇湾の文化と技術」について考えていくのが良いのではと考えています。以上です。

笹川：福田さん、ありがとうございました。次は、「条約湿地と観光 A」にお願いいたします。

2）具体的なものから入ってラムサールをアピールする

～「条約湿地と観光 A」班～

来年 20 周年を迎える片野鴨池と谷津干潟、新規の渡良瀬遊水地と宮島で売り出し方を検討

山村嘉康：石川県加賀市片野鴨池の山村です。よろしくお願いします。「条約湿地と観光 A」というテーマで話しました。

こちらのグループは、来年登録 20 周年を迎える片野鴨池と谷津干潟、そして、今回新規に登録した渡瀬遊水地と宮島で、古いのが２つと新しいのが２つです。

とくに小山市の小林さんから、渡瀬遊水地を使って、今後どのように売り出していくのかという話を詳しく聞きました。幸い、このグループには、黒潮実感センターの神田さんも入っていて、いろいろと実例を教えていただき、４名とも感心をしながら聞きました。

ラムサールをあえて出さないイメージ戦略とメッセージの発信

神田さんからの情報提供で、あえてラムサールを出さなくても良いのではないか、という話が個人的には印象に残りました。

今、小山市の場合、大崎や豊岡にならってブランド化に取り組んでいるのですが、「ラムサール米って聞いて食べたいと思います？」と、神田さんに言われてしまいました。「やはり買う人がおいしいと思うことが一番大事なのではないですか」と。

ラムサールをあえて出さないのだけど、環境を守っていますという、そのイメージ戦略、メッセージの出し方、そのようなことを考えながらプランニングを図るのも、重要ではないかということを教えていただきました。それを加賀市でもぜひ、参考にしたいなと思います。以上です。

笹川：山村さん、ありがとうございました。「ふゆみずたんぼ米」「コウノトリ育むお米」のような、具体的なものを出しながら「環境を守っています」というイメージを出し、「それがラムサー

ルですよ」、というように、抽象度の高いところに導く、という発信の仕方ということでしょうか？では次に同じ「条約湿地と観光」の、B 班の方、お願いします。

３）観光と保全のバランス、関係者間の合意形成という課題

～「条約湿地と観光 B」班～

裾野を広げることに対する一部の人たちの抵抗感

田畑一起：茨城県古河市の田畑です。よろしくお願いします。

本日、こちらで伺っていたお話の中で一番印象に残ったのは、やはり合意形成の難しさです。

先ほど保護・保全、観光 A 班の発表がありましたが、本当にそれのバランスを取るのが難しいという話がたくさん出ました。私たち自治体の担当者は視野を広げて、より多くの市民から愛されるように努力しても、裾野を広げようとすればするほど、やはり一部の人たちからは、その裾野を広げるという活動自体が非常に異質なものと捉えられてしまうという抵抗感がある。

保全と観光のバランスの問題

例えば先ほども出た、漫湖のことですが、那覇市の話では、マングローブを植えたら自然にとっていいだろうということで一部の人が植えた。そうしたら、逆に生態系に影響が出てしまった。薩摩川内市の話では、藺牟田池では水質が悪化してジュンサイが減っているのだけれど、それがどうも観光で入れたコブハクチョウと関係しているらしいということがあるということでした。

関係者間の合意形成に向けた粘り強い努力

渡瀬遊水地では、もともと足尾鉱毒事件の問題があって、それが今度ラムサールに登録されたわけです。公害や治水の歴史について環境教育を進めていくこと、たくさんの人に関心を持ってもらい、自然を守りながら渡良瀬遊水池を活用していくということについて、どうやって合意形成を進めていくか。そういうことについて、各地の事例を見ながら、「ああ、なるほど、そういう立場というのは非常にどこでも難しいものだな」と、今、みんなで振り返りながら、粘り強く合意形成をすることの大切さを感じています。

笹川：ありがとうございました。それでは、「条約湿地と地域づくり」班、お願いします。

４）自治体連携、地域戦略の具体的実行

ガイド・ツアーの料金設定と研究助成金制度

～「条約湿地と地域づくり」班～

複数の自治体にまたがる条約湿地での自治体連携

下地理仁：「条約湿地と地域づくり」について、沖縄県石垣市の下地が紹介します。

こちらの班では高島市、豊岡市、栃木市が参加しております。栃木市の渡瀬遊水地、こちらも先ほど出た足尾鉱毒のことで、４県４市以上の地域連携が必要という課題があるようです。

生物多様性地域戦略の実行、湿地を活用した観光の料金設定の課題

高島市では生物多様性の地域戦略を既に作成しており、具体的に進めていく準備を始めているようです。複数の課題の中からさらに絞り込みを行う必要があるとのことでした。

石垣市では湿地を利用した自然観察会やエコツアーが実施されています。自然観察会では無料で行われているものもあります。地域づくりの点から見ると、無料というのはもったいない、というお話をいただきました。

豊岡市の課題を明確にするための研究補助金

豊岡市からいただいたアドバイスとして、豊岡市では自由な研究テーマや課題のある研究テーマを設定して、地元の研究機関だけでなく、他の自治体の大学や高専の学生等に広く呼びかけ、研究をしてもらっているそうです。その際、一定の補助を行い、豊岡市の抱える課題をさらに明確にしていくような取り組みをしているという話をされていました。

そういったことも検討し、お互いの自治体が自らの抱える課題を明確にし、情報を共有し合うことで、もっと良いアイディアがどんどん浮かんでくるのかな、と思いました。以上です。

笹川：ありがとうございました。今の報告にあった高島の地域戦略は、プランがすでにできて、これから実行段階に入るということですか。

今までの取り組みが中心となった地域戦略のため、次の一歩が踏み出せないのが課題

渕田正：高島市の渕田です。高島市では昨年度に生物多様性の地域戦略を作りました。こちらを作るに当たり、今までの取り組みをもう一度再編成する中で、それぞれ琵琶湖畔であるとか、山側であるとか、そういうところでの取り組みで新しいものができるのではないかということで、作らせていただきました。しかし、これまでの取り組みをたくさん取り上げてはいるのですが、そこから次に何をするのかが、少し不明確なところがあって、なかなか次の一歩が踏み出せない、次の展開が見えてこないのが課題になっています。

町村合併後の地域バランスを踏まえた高島市としての一体感づくりの課題？

笹川：さきほどの神田さんとのつながりでいえば、エコツーリズム大賞は高島市の針江生水の郷もたしか受賞していたはずですね。高島市ではいろんな取り組みが既にあって、「戦略」もできたが、その次の一歩をどうするかが課題ということですが、間違っているかもしれませんが、町村合併後の地域バランスとの関係もあるのかな、とも思ったりします。また後で聞いてみたいなと思います。ありがとうございました。

次は「都市化のなかの条約湿地」です。ずっと課題にはなってきたことで、今回、初めて分科会を設定いたしましたが、どうだったでしょうか？

５）地域の人たちとのつながりと体験して感じるプログラムづくり

そして協議会で粘り強い話し合いが大事

～「都市化のなかの条約湿地」班～

大都市の周辺部にある佐潟と藤前干潟、市街地にある谷津干潟と漫湖

～地理的環境によって地域の人たちとの距離感が違う～

賀数弘：那覇市の賀数です。非常に面白かったです。同じ都市の中の湿地ということで参考になりました。

佐潟はコハクチョウが１万羽来る。望遠鏡を使わないで見えるほど大きな鳥が、飛来する。だから「そこに鳥がいるよね」と、教えなくても見える。素晴らしいなと思います。そして周辺の人たちと、一緒の取り組みができている。

藤前干潟は、名古屋市という大都会の中にあるのですが、市街地からは離れているので、周りの住人に声を掛けると、地域の方が集まって一緒に協議会をやってくれる。そういう意味では、佐潟と似ている。

谷津干潟と漫湖は本当に市街地に近く、市街地の中にあると言ってもいい。そして、両方とも、かつてはもっと広大なものだったが、埋め立てによって小さく、狭いものになっていくにつれ、それまでのコミュニティーとのつながりが希薄になって、周辺に住んでいる人たちは新しく引っ越してきた人たちが多く、地域の人たちとのつながりを作るのは簡単でない。

「目の前にあるのに見ていない、見えていない」人たちに関心を持ってもらえることが大事

昨日、島田谷津センター所長より、「近くて遠い谷津干潟」が現状で、それを「近くて近い谷津干潟」に変えたいという島田さんの話がありました。漫湖の場合も、「近くて遠い漫湖」という面があると感じているところです。2000 年以前の漫湖の水質はひどいものでして、1970 年代、80 年代は悪臭もひどいものでした。

それ以前にどんどん埋め立てが行われて、近くに住んでいる人が、水のこと、漫湖のこと、川のことについての関心を全部捨ててしまった。「目の前にあるのに見ていない」。もうあきらめているところもある。「国場川水あしび」とか「月桃作戦」とか、いろんな取り組みをしているのですが、それらをどうやって多くの人々に関心を持ってもらえるものにしていくか、悩んでいます。

「実際に体験して感じる」プログラムを作り、充実させていく

その中で、今日の神田さんの話にもありましたが、実際に体験して感じる、実感することが大事なのだという話は参考になりました。佐潟では潟普請や、「喰らう会」「佐潟まつり」など、地域の人たちと実際に行動して実感するプログラムがたくさんある。谷津でも、そういう計画を検討しているということです。

地域の人々、行政、センターによる協議会が大事

その時に、地域の人たちと行政とセンターと一緒に取り組む「協議会」を作ることが大事だという話になりました。藤前干潟でも、漫湖でも協議会を作ることによって、CEPA（交流、教育、参加、普及啓発）やワーズユース、保全についてバランスを取りながら進めていくことが、少しずつできているという話がありました。漫湖でも協議会で議論して、水面利用の話、具体的にい

うとカヌーによる利用のことですが、粘り強く話し合って、場所や季節、時間帯をゾーニングしたルールができました。佐潟では「コミュニティー佐潟」を始めとするいろんなネットワークが作られています。

干潟に入ってみると意外ときれいな谷津干潟

芝原達也：谷津干潟自然観察センターの芝原と申します。少し補足させてください。昨日も言いましたが、アオサのにおいの話題がありまして、アオサのにおいが臭いのか、腐ったアオサが臭いのか、ということです。

海であれば海のにおいがする、海水のにおい、つまり海藻のにおいがするのは当然のはずですが、そういうものが昔からそこに住んでいる人にとってはふるさとのにおいなのですが、新しい住民、よそから来た人にとってみると臭く感じるということがある。しかし、皆さんに、干潟にも入ってもらって水の透明度を見ていただくと、意外ときれいなところもある。どちらかというと、護岸近くや溜まった水から腐ったにおいが出てきたりする、ということがわかっていただける。こういうことは、実際に干潟に入ってみてわかることで、入らないと、単純に「谷津干潟は臭い」「アオサが臭い」というように、単純に見てしまうところがある。そういう誤解がたくさんあるので、賀数さんもおっしゃったように、「実感する」、現場に入って実感する、ということが、どこでも大事なのですが、とくに市街地にある湿地の場合はいっそう大事だと考えています。

笹川：ありがとうございました。それでは、次は「保全・活用計画」班です。お願いします。

6）行政と NGO との連携、データ収集、合意形成、安定した取り組みというメリットと広く浸透させるという課題、国と自治体との協力と役割分担

～「保全・活用計画」班～

作る過程で地域の NGO 等と連携がとれ、データ収集、要望等の合意が得られる

堀之内健治：新潟市の堀之内です。よろしくお願いします。

私たちの班のテーマは「保全・活用計画」で、その重要性と必要性について話をしました。私たちの班には大崎市、習志野市、そして新潟市の３都市の自治体がいて、この中で保全・活用計画を作っているのが大崎市と新潟市なので、まずこのことについて話をしました。

保全・活用計画があるのとないのとでは何が違うのだろうか？ということを話しました。保全・活用計画は作るまでは大変ですが、まず、作る過程で関係する NPO、NGO との連携がとれる。また、それによって、データの収集や要望等にかんする合意形成ができます。

計画があると担当者が代わっても継続的な取り組みができる

さらに、作られた後は、関係者の中でも話が進みやすいので、例えば関係者が変わっても、変わらない取り組みが行える。こういうことが、保全・活用計画のメリットかな、ということを話しました。

幅広い人々に計画を浸透させるという課題がある

それから、市の計画なので、その内容を市民に発信する必要があると思いますが、その発信はなかなか難しい。興味のある方、熱心な方等からは問い合わせがくるけれど、一般の市民には伝えにくいので、その点は課題ということになりました。

谷津干潟には保全・活用計画が必要か？～環境省に任せるのか地元で作っていくのか～

そして、習志野市の谷津干潟は、まだ計画がなく、その管理も環境省が行っているということで、谷津には保全・活用計画が必要かどうかということも話しました。当然、管理については管理者がするものなので、今も行っていると思いますが、今後の活用については環境省に任せて良いのか、地元がやらなくて良いのか、ということを話しました。このことは、これからも話していこうかなと考えています。以上です。

笹川：ありがとうございました。習志野市で保全・活用計画を作る場合に、それを作る主体はどこになるのでしょうか？習志野市なのか、環境省なのか。柳谷さん、こういう場合はどのようになるのでしょうか？

国設鳥獣保護区としての管理計画

柳谷牧子：ひとまず一般論でお答えをしておくと、国としては既に鳥獣保護区としての管理計画は作っています。ただ、鳥獣保護区としての管理計画なので、誰かを入れて楽しもうとか、そういう観点は入らないのです。

笹川：条約上の締約国の役割という点ではいかがですか？

柳谷：法律上やらなければいけない仕事としてはそこまでなのですが、いずれにせよワイズユースが地域のものである以上、環境省だけで、環境省の名前だけで谷津干潟のワイズユースを考えるのは、限界があるのではないかなと思います。

笹川：習志野市と環境省が協力して、そこに市民の方も入って、ということになるのでしょうか？

柳谷：いろいろな皆さんの意見も聞いた方が良いと思います。

笹川：今回、市町村会議を谷津干潟の地元である習志野市で開催されている訳ですが、ここで保全・活用計画を作る見通しがもし立てば、地元にとっては、それだけで市町村会議を開催した価値があるかもしれないですね。はい、どうぞ。

護岸から 50mのエリアを習志野市から国へ返却

島田義夫：私の立場で言ってよいかどうかと迷いますが。谷津干潟は今も国有地ですが、昨年の３月 31 日までは国から、護岸から 50m のエリアを習志野市が無償で借りていましたが、昨年の３月 31 日をもって習志野市はこれを国に返したのです。

国の管理責任を明確にしてもらうという意図

これにはいろんな意味合いがあって、そのひとつは、国に管理責任を明確にしてもらおうということでした。50m のエリアを習志野市が借りていることによって、終始起きている保全に関する問題について、誰が前に出るのかということが見えなかったところがあったと、私は思っています。習志野市がそういう決断をしたことによって、国が前面に出て、保全や活用の考え方、今後の進め方を国の立場で語られるようになりました。そういう場を国が開くようになりました。これは、一歩前に進んだのだな、と思います。

国の責任の下での習志野市の関わりが課題

ただ、逆に今、50m を返してしまったことによって習志野市として、どのような形でそこに関わってくるのかが見えにくくなってきたのかなとも、私は感じています。今後、どのようにそれぞれの立場を出していくのかについて、検討していくということなのでしょうか。

来年登録 20 周年を迎える谷津干潟に期待

笹川：来年登録 20 周年なので、おそらく、国と習志野市とセンターと習志野市民とが協力して、保全・活用計画を作っていくという動きが、多分動きが出てくる、ということでしょうか？ぜひそこに期待しましょう。ありがとうございました。

それでは最後、「市町村会議の役割」班から、お願いします。

7）情報・経験・意見交換の場、近隣自治体との連携の組織として重要、参加しやすい開催方法や参加できなくても連携できる工夫も

～「市町村会議の役割」班～

情報・経験・意見交換の場、研修の場として重要な市町村会議

篠原正：栃木県小山市の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

この市町村会議は、20 年ぐらい前に発足した任意の団体ですが、ラムサール条約の課題も多岐にわたり、いろいろな湿地に関係する自治体も増えてきたので、情報や経験・意見交換の場として、研修の場として重要だ、ということが話されました。

国や県、隣接する市町村と一緒に活動していくことの大切さ

それと私の方は渡瀬遊水地ですが、市町村、国、県などの関係で、登録のときにいろいろ難しいことがあったという話をしました。中海が登録されたときに、今まで島根、鳥取はあまり関係が良くなかったそうですが、このラムサール条約登録をきっかけに２人の知事が一緒に握手をしたという話もありました。

また、豊岡市はコウノトリをキイにしてつながっていて、先ほど中貝市長もおっしゃったのですが、うまく国や県を巻き込んでやっているというお話がありました。

那覇市からも、漫湖をキイにしていろいろな方とつながっているというお話がありました。

笹川：この市町村会議の規約では、小山市はまだ、正式メンバーではなくて、オブザーバーという形でご出席いただいていますが、篠原さん、今後、この市町村会議は役に立ちそうですか。

６つの市町村の連携が始まるきっかけとなった市町村会議

篠原：非常に役に立ちます。何度も言っていますが、渡瀬遊水地は、全部で４県４市２町、６つの市町村にまたがっています。今日の午前中と、あと昨日もいたので、６つの市町村のうち５つの市町村がこの会議に参加していて、そのようなところから渡瀬遊水地の連携が始まって、また、今回のこの会議に出ることで全国に広がっていくのではないかなと思います。

笹川：ありがとうございました。西原さん、宮古島市の場合はどうですか。

お互いの地域で持っている課題を解決できそうな市町村会議

西原武則：今回初めて参加しましたが、こういう会議であればぜひ来年からも参加したいと思います。もちろん負担金が少なければとは思うのですが。この会議は本当に素晴らしい会議です。おそらく、各地域で持っている問題が、ここで大体解決できるのではないかなと思います。大変良い市町村会議であります。ありがとうございます。

課題や取り組みについて意見交換できる唯一の会である市町村会議

笹川：伊崎さんは去年の市町村会議にも参加していますが、豊岡市としてはどうですか。

伊崎実那：ラムサールに登録されているたくさんの市町村の課題や、実施されている取り組みなどを、意見交換できる１つの非常に重要な、唯一といっても良いぐらいの場です。また、これだけたくさん集まることのできる会なので、非常に情報共有についても有効だと思います。また、今日、柳谷さんから COP11 のお話などもお聞きしましたが、最新の国の動きなども聞ける機会にもなることも、非常に重要だと思いました。

出席のための予算要求が課題であり、集まらなくても情報交換ができる仕組みを期待

笹川：栃木市の島田さん、いかがでしょうか。

島田隆夫：栃木市の島田です。よろしくお願いします。栃木市もオブザーバーですが参加し、非常に実のある会議だなということがまずわかりました。

ただ、先ほど会議ではなくて情報の伝達の場としてという、確かにこの次沖縄でやる予定ですが、予算要求が多分、間もなく始まる時期で、どこの市町村もあるのだと思いますが、うちの方も沖縄へ行くこと自体が財政担当の人からすると非常に説得するのが難しい。きれいごと抜きにして実際難しい面はあります。それを考えると、ありようとしては、集まるのは良いのですが、集まらなくてもできるような情報交換のしくみができたら良いなと思います。以上です。

笹川：前から、ブロック別の集まりも３年に一度くらい開催するといいのではないか、という声があります。近隣だからあまり交通費もかからないし、地域が近いという点では課題にも共通点があるだろうし、何よりも日常的に交流がしやすい。ので、いいのではないかという声です。

現在、会長市の任期が３年だから、１年目は、このような全国会議。２年目は全体会議はしないで、ブロック会議と役員市町村会議を開く。３年目に市町村長会議を開く、とか。

ブロック別というのは、例えば、北海道・東北、日本海、関東甲信越、東海・中部、近畿・中国・四国、九州・沖縄のような分け方です。「ラムサール条約湿地関係市町村会議・関東甲信越ブロック会議」みたいに。それを受けて、会長・副会長・監事の市町村が集まって方針について協議し、ブロック会議の記録は、ホームページに載せる。

また、干潟とか、湿原とか、湖沼、水田など湿地のタイプ別のものも、という意見もあります。今回は、課題別ということで６つのテーマの７つの分科会を設定しましたが、テーマごとの会議もあるかもしれないですね。

集まらなくても情報交換ができるようなしくみ、ということと併せて、集まりやすい仕組みについて、決めるのは皆さんですから、ぜひ、皆さんでご議論いただいて、必要な修正をされたらよいかと思います。

以上、７つの班から報告をいただきました。どなたかで、このあたりはどうだという質問、よその班に聞いてみたいというのはありませんか？

８）意見交換～保全・活用計画の内容について～

保全・活用計画の内容について知りたい

篠原正：小山市の篠原です。保全・活用計画を立てているというお話だったのですが、保全・活用計画ってどのような計画なのかを、ちょっと教えていただきたいと思いました。

笹川：どちらの方がお答えになりますか。

地域の考え方で変えられる保全・活用計画の内容

高橋直樹:大崎市の高橋です。大崎市には蕪栗沼と化女沼の２つのラムサールサイトがあります。今年６月に化女沼の保全・活用計画もでき、蕪栗沼と合わせて２つあります。どういうことを決めるのかという点は、地域の考えようだと思うのですが、持っていくテーマのあり方がいろいろあるかと思います。

現状と課題について、関係者全員で共通認識を作り、役割分担、ロードマップを付ける

大崎市の場合はどちらかというと保全です。２つのサイトがあって、フェーズはやはりおのおの違う部分があり、例えば、ブラックバスなどの外来魚の被害を非常に多く受けている化女沼と、そうではない蕪栗沼とでは議論が始まるフェーズが全然違う。そのフェーズに合わせて、現状と、関係者全員の共通認識の課題と、この共通認識の課題に対応するために各団体が何をするのかという役割分担と、ロードマップを付けて策定をしているところです。

地域の人たちがかかわれる再生と保全

その中で、やはりツーリズムのことも含めて、地域の人たちが携われる保全のような部分に少し切り口を作りながら進めています。

蕪栗沼は保全から始まっています。今のままを保全することを基本としていく。これに対して、化女沼の地域は、再生から始める。それは、外来魚を駆除しない限り渡り鳥が減り続けるという問題があるからです。なぜかというと外来魚を釣る人が入り過ぎる。釣り客があまりにも多くてねぐらとしての環境に悪影響を及ぼしている可能性が非常に高い。そういうことがあるので、化女沼では、まずは再生に重点を置いてスタートしています。保全だけではないのです。今のまま保全だけしていたら大変なことになるので、再生から始まっています。このような点もふくめて、３段階ぐらいに分けて書いています。

作成することで地域の NGO との連携が密になり、１本筋の通った進め方ができる

この保全・活用計画を作ることによって NPO、NGO との連携がかなり密になりますし、おのおの責任を持ってやることで、分担と協力がうまくいきます。達成期限を「何年までに」と決めて毎年管理していくので、年に数回開催される湿地保全・活用委員会の中で、「計画に対してここまでしか進みませんでした」と報告することにより、お互いになぜ進まなかったのか、反省と今後の対応を検討できるという意味では良いものだと思います。

あと、市の担当が２～３年で変わるので、やはり５年ぐらいの長期の計画を持っていないと、１本筋の通った進め方というのはできないのかなということで、活用されています。

笹川：高橋さん、ありがとうございます。新潟の場合はどうですか。

①保全、②環境づくり、③ワイズユースの推進・発信、④水鳥・湿地センターの活用と国内外への発信、⑤鳥屋野潟・福島潟・佐潟の３潟連携～「佐潟周辺自然環境保全計画」～

堀之内健治：新潟市の堀之内です。新潟市の場合は佐潟がラムサール湿地ですが、「佐潟周辺自然環境保全計画」を作っています。内容は、まず５つ項目設定しています。１つ目は保全に関わること、２つ目は周辺環境に動植物が生息しやすいような環境づくり、そして、佐潟というと昔から周辺住民に利用され続けてきた湿地、潟なので、そうした昔からの賢明な利用、ワイズユースの推進や発信を３つ目の項目にしています。そして佐潟がラムサール条約湿地になったときに水鳥・湿地センターができたので、そこの活用とそこを生かした国内外への発信というのが４つ目の項目です。最後に、ちょっと佐潟だけではないのですが、新潟市にはほかに大きな潟が２つ、鳥屋野潟と福島潟があります。そこの３潟を生かした学術的な研究や調査ができないかというのを５つ目の項目にしています。以上です。

笹川：堀之内さん、ありがとうございました。質問された篠原さん、どうですか。

篠原：ありがとうございます。保全・活用計画なので、自治体が違うと保全・活用計画もそれぞれ違うということがわかりました。また詳細を伺うかもしれません。その時はよろしくお願いいたします。

笹川：小山市のサポートをぜひお願いします。こういう相互支援が容易に可能になるのは、市町村会議のいいところですね。この他にも、保全・活用計画という名前でなくても、いろいろとあるので、参考にしあっていただけたらと思います。さっきの慶良間のツーリズム条例は、慶良間の海域の保全・活用計画になっているとも言えるし、豊岡の「環境経済戦略」や「コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例」、ラムサール条約湿地ではないけれど柏島の取り組みも戦略的に行われています。高島の生物多様性地域戦略も渕田さん、多分、そういうことですよね。

渕田：そういうことになっていたのですが、早く作りすぎたと思います。

笹川：早く作りすぎた？大崎市は何年かかりましたか？

保全・活用計画作成に２年、その前に１年かけて課題の整理をした化女沼

高橋：蕪栗沼はすごく時間かかったのですが、化女沼の場合は登録の３年以内に作るということで、実際４回ぐらいの会議で作りました。蕪栗沼の蓄積がある程度ありますので。

笹川：そうですね。化女沼の場合、２年ですか？

高橋：２年間、そうですね。ただ、化女沼でも事前に地元住民の研究会が発足して、地元の課題の吸い上げを全部１年かけてやって、その後に作りました。

笹川：慶良間も結構時間がかかったんですよね。少しずつ少しずつ。最初のものを作ってから、条例化までに、３年くらいかかっているでしょうか。地域の理解を得るための努力をしてきた部分があって。高島ではこれからの具体化を期待しましょう。

ほかに何か、よその市町村に聞いてみたいことはありますか。よろしいですか。皆さん、ありがとうございました。

それでは、これから、昨日と、今日の午前・午後の体験や実感、議論を踏まえて、「自分のところではこの課題についてこのようにこれからやりたい」という夢とか希望とか、お互いにお話をいただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

２．今後の目標や計画～グループワークの最終発表～

グループワークの最後に、今後の目標や計画について班ごとに話し合い、その結果を全体で発表した。

笹川：では、各班で発表して、それから一人ずつ抱負を述べてください。今度は、順不同で行きたいと思います。よろしく、お願いいたします。

１）「条約湿地と地域づくり」班

「条約湿地と地域づくり」班の発表

渕田正：「条約湿地と地域づくり」班の高島市の渕田です。

「条約湿地と地域づくり」について議論しました。まず出てきた意見です。

栃木市の意見で、４市２町の戦略などを含めた目標計画を作るようにする。ほかの意見としては、生物多様性地域戦略をしっかり作り上げるため、市としての目標・計画を作る。そして、ラムサール条約湿地関係市町村の生物多様性地域戦略の研究を進めていくことは、計画、戦略に当たる、という意見が出ました。また、それを作るには、国、県との連携が必要ではないかという意見が出ました。

そして、ガイドの育成や地元の方と手を取って文化の掘り起こしをする。

これは豊岡市の意見ですが、「ラムあるき」を継続して地元とエリア外の人を結ぶという、住民を巻き込むような取り組みをしていこうという話が出ました。この、住民を巻き込むことと、計画・戦略を作ることというのは、お互いに関係するのではないかという話が出てきました。さらに豊岡市が今取り組んでいる、コウノトリに関して学生さんに研究補助金の制度を作るというような話があり、それに私と栃木市の島田さんが飛びつきました。

笹川：応募するのですか。

渕田：自分たちが応募するのではありません。自分たちの市でもそのような制度を作りたいなと。そして、地元の研究、知の集積を行いたいなと考えました。そして、さらにそれを計画・戦略に進めていこうと思います。こうして地域の誇りを作っていくことによって、条約湿地と地域づくりを進めていきたいなという結論に達しました。

笹川：ありがとうございました。それでは、１人１つずつ、「私はこれを実行する」というのを言っていただきたいと思います。

４市２町の戦略を含めた計画を作る～栃木市・島田隆夫～

島田隆夫：栃木市の場合は４市２町に関わりますので、その連携をとにかく強めて、目標・計画を固めたいと思います。

笹川：ありがとうございます。じゃあ、拍手しましょう。

地域と湿地の関わりを深め、次世代に伝えるガイドの研修プログラムを作る

～石垣市・下地理仁～

下地理仁：石垣市は、地域と湿地の関わり深められるよう、湿地に関わる自然、歴史・文化を伝えるガイドさんの研修プログラムのようなものを組みたいと考えております。そのため、今年度は湿地に関する自然や歴史・文化をまとめたガイドブックを制作しているところです。次の世代に湿地の大切さを伝えていけるよう努めて参ります。どうもありがとうございました。

「ラムあるき」に継続的に取り組む～豊岡市・伊崎実那～

伊崎実那：豊岡市の伊崎です。さっき「ラムあるき」という言葉がいきなり出てきて「なんだろう」と思われた方もいると思います。市で去年から継続して今６回行っている、「ラムサールエリアを歩くウォーキングイベント」をやっています。自然やコウノトリが好きな人は言われなくてもエリアにやって来ますが、そうでない人にどうアプローチしていくかということで、ウォーキングイベントをやっています。

４つ目的があって、先ほど言った、そうでない層にどう啓発していくか、またエリア内の人に、ラムサールエリアである場所の誇りや守っていくという気持ちをしっかりと持ってもらう。それからエリアの中で昔話や言い伝えや生活の様子なんかを掘り起こして残す。さらに健康に良いということです。

この４つを目的にしてこういうイベントをやっていますが、そのたびにパンフレットを作って、こういうエリア内のことを掘り起こすようなことをやっています。これをもっと継続して、どんどん住民を巻き込んでいけるような具体的な取り組みの１つとして育てていきたいなと思います。

笹川：伊崎さん、ありがとうございました。こういう取り組みは、佐潟や片野鴨池、高島市の内湖、藺牟田池、そして昨日の谷津干潟など各地で行われていますが、もっともっと多くのところで取り組まれると、素敵ですね。お金もあまりかからないし。

もっと湿地や地域づくりの現場を訪れ、感覚を身につけたい

～日本国際湿地保全連合・小畑知未～

小畑知未：日本国際湿地保全連合（WIJ）の小畑です。今回、事務局として関わらせてもらいました。準備や、今日、昨日を通じて、自分が現場を知らなくてイメージが欠けているとのをすごく反省しました。それで、湿地や地域づくりの現場を訪れるというのを１つの目標にしました。以上です。

生活や文化、風景を次世代に継承するための「高島の〇〇選」を作成したい

～高島市・渕田正～

渕田正：高島市の渕田です。私は消えつつある生活や文化、そして風景などをまた次の世代に伝承するために、「高島の〇〇選」、何選になるかはわかりませんが、良いところを集めた「〇〇選」を作りたいなと思います。これは昨年、湿地と文化のインベントリーで笹川さんが高島市でワークショップを開いたときに、こういうことをしたい

「条約湿地と地域づくり」班の発表

という決意表明をしたのですが、それにまだ取り組めていませんので、ぜひ来年までには作りたいなと考えています。以上です。

市町村会議やラムサール関連 NGO に協力する～農工大・朝岡幸彦～

朝岡幸彦：農工大の朝岡です。なんかはめられた感じはするのですが、お役にたつことがあれば、市町村会議や WIJ をはじめとする NGO に協力したいと思います。

笹川：ありがとうございます。今、渕田さんが言ったことですが、辻井達一さんと私の編ということで、『湿地の文化と技術 33 選』という冊子を発行しました。今日、WIJ の佐々木さんが 1,000 円でご希望の方に販売すると思います。実際には市町村にかなり送られていると思うのですが、まだ見たことのない人はここに置いておきますからご覧になってください。では、４班の人、ありがとうございました。

続いて「条約湿地と観光Ｂ」班です。どなたか代表して発表してください。

２）「条約湿地と観光Ｂ」班

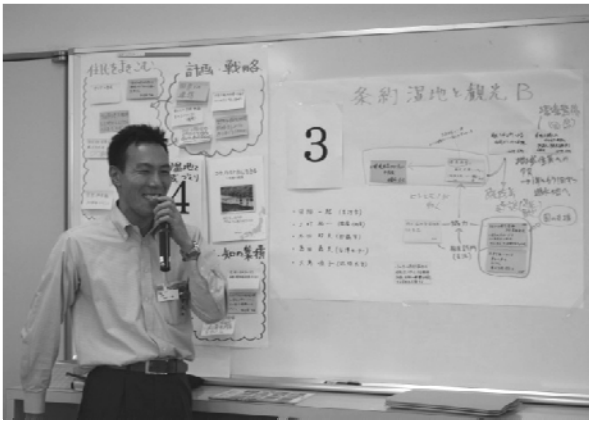

「条約湿地と観光Ｂ」班

蘭牟田池にかんする環境教育を観光資源として活用したい～薩摩川内市・上村裕一～

上村裕一：「条約湿地と観光Ｂ」班です。

まず、私、鹿児島県薩摩川内市ですが、蘭牟田池で取り組んでみたいなと思ったことが、環境教育自体を観光資源として活用できないかなということです。環境教育を蘭牟田池で実施することによって、そこに来ている人たちを観光客と捉えて、勉強会とイベント等を蘭牟田池で開催できれば観光にもつながるし、環境教育にもつながるのではないかなと考えました。蘭牟田池についてのスタディー・ツアーということになるのでしょうか？

あと、谷津干潟でラムサール条約登録 20 周年記念イベントとして、１万人のメッセージをハンカチでつなぎ、1,000 人の人で谷津干潟を包むという意見が出ました。他の自治体関係者との交流という意見も出たので、協力体制を取ってこの谷津干潟のイベントをバックアップして、情報発信したり、また谷津干潟の方からは、情報だけではなく相互訪問して交流できる形も取れたらという意見も出ました。この辺の内容を少し説明していただけますか。

１万枚のメッセージを書いたハンカチで、谷津干潟を囲む 20 周年イベント
～谷津干潟自然観察センター・島田義夫～

島田：谷津干潟観察センターの島田です。私はセンターという現場の者です。センターに優秀なスタッフがたくさんおりますので、難しいところはスタッフが頭を使って、私は体を使っています。来年はセンター20 周年、ラムサール登録 20 周年です。谷津干潟は外周が 3.5km、ほぼ真四角な形状をしています。20 周年に向けて、１万枚のメッセージを込めたハンカチを集める。そのハンカチも習志野市だけではなくて、ぜひここにいらっしゃる皆様方も含めて、全国のさまざまな方々から、中国、韓国、東南アジア、オーストラリアを含めて海外からのメッセージをもらう。その集めたメッセージをつないで、ほぼ約１万枚で１周すると思いますので、集めた、つないだ

ハンカチを使って当日、この真四角な谷津干潟を囲む。

まだ正式なものではありませんが、目標は８月 24 日と考えています。来年への希望として、この１万枚のメッセージを最低 1,000 人から集めて、そのハンカチの間に人に入ってもらって、谷津干潟をぐるりと囲んで、ここには地域のいろんな方々、全国のいろんな方々の思いを込めて頑張っていきたいと思っています。

笹川：ありがとうございました。

「条約湿地と観光Ｂ」班

地域の方に「ラムサール条約って何か」を知ってもらうイベントと県域を跨ったアクセスルートの整備～古河市・田畑一起～

田畑一起：古河市の田畑です。先ほど栃木からもありましたとおり、みなさんもいい加減耳にタコができたと思うのですが、渡良瀬遊水地は４県４市２町にまたがっています。今、４市２町で連携して何かできているかというと、まだ「ない」のです。この班は観光ですから、まずは１回、何かイベントをやってみたいと思います。

私たちの場合、そのイベントは、全国に知らせるというところから始めると疲れてしまうので、最初は本当に地域住民の方に、「ああ、ラムサールって結局何なの？」と、それをもう一回知っていただくようなイベントができれば良いのかなと、思っています。

「近くて遠い谷津干潟」という話がありましたが、同じように、正直なところ「近くて遠い渡瀬遊水地」です。できれば本当に、年に一回ずつ市民の皆さん、地域の人たちに来てもらえるようなイベントをちょっと仕掛けてみたら面白いだろうなと思います。

県域を跨いでの４市２町なので、実はアクセスルートが非常に貧弱です。今のところ、公共交通網では、渡瀬遊水地にアクセスする方法は全くありません。ですから、「あともう少し」を縮める方法として観光自転車もあるかなと思っています。これは結構多くのところでやっています。例えば、まず古河市の古河駅から降りて、そこから自転車で行って、その後、例えば栃木市あるいは小山市までずっと行って、そこで乗り捨てられる。そして、そこの駅から電車に乗って帰れるような、そういう連携ができたら良いなと考えました。だから「県域を超えたアクセスルートの共通化」までを大きく書いておいて、「の検討」ってちょっと小さく書かせていただいたのですが、もうちょっと時間かかるかなということでご容赦ください。ありがとうございます。

漫湖に適した上から目線ではない環境教育プログラムを作りたい～那覇市・本田邦夫～

本田邦夫：那覇市の本田です。昨日から今日と初めて会合に参加して、いろいろ知恵を受けました。その中で環境教育に非常に新鮮さを感じています。それで、来年は１つ環境教育プログラム、那覇市の漫湖に適した、上から目線じゃない環境教育プログラムを、ぜひ作成したいなと思っています。以上です。

笹川：ありがとうございます。

湿地ツーリズムの「経済的効果」「生物への影響」の両面の研究を支え、それができる学生を育てる

～琉球大学・大島順子～

大島順子：教育研究機関として大学ができる役割の１つに、湿地を訪れる経済的効果を明らかにしたり観光による訪問や観察といった行為が生きものにもたらす影響を無くしたり、最小限に抑える、といった両方の面をきちんと研究して支えていく必要があると思います。また、それらを研究する学生を支援していきたいと思います。

笹川：どうもありがとうございました。では、「条約湿地の保全と再生」班お願いします。

３）「条約湿地の保全と再生」班

「条約湿地の保全と再生」班

普及・周知をしていくことで、次世代を担う人材育成と地域の人脈をつくる

木下武：テーマが「条約湿地の保全と再生」で、これは条約湿地だけではなくて、ほかの湿地も全部含めていると思います。話し合いでは、技術的な部分だけではなく、もっと人との関わりといった部分についての意見が挙がりました。

とくに普及・周知ということで、いろいろな意見が挙がりました。例えば昨日の谷津干潟の映像のような DVD の作成や、魅力的なイベントの充実がありました。もしくは来年、谷津干潟が行うラムサール条約登録 20 周年を契機とした、干潟への理解を深める活動のように、まずは普及・周知をしていくことで、その後の人づくり、次世代を担う若者、子どもの人材育成や、地域の人脈づくりにつながっていくと思います。

また、普及・周知をしていくことで、話し合える場、いろいろな利害関係者がいると思うのですが、地元住民や市や国、NPO、もしくは指定管理者、各ビジターセンターのスタッフなど、いろんな関係者を交えながら話し合える場をつくっていければ、保全と再生につながっていくのではないかという意見が出ました。

国へ直接働きかけ、関係性を深める

ほかにも国との協議ということで、行政側からのアプローチ、市町村側からのアプローチとして直接国に働き掛けて、保全や再生に対して協議することが挙げられています。具体的には、湿地としては谷津干潟が出たのですが、木道周辺の干潟の再生や、アオサの回収プログラムの実施、もしくは与那覇湾の環境調査の実施といった部分で国との関係性を深めることが挙げられました。

こうした人とのつながりを深めることで、また技術的な部分も補えると思いますので、そうしたところをしっかりさせながら保全と再生をもっと充実していきたいと考えています。以上です。

笹川：ありがとうございました。今後の抱負をお願いします。

国との協議を深め、再生事業を充実させたい～習志野市・木下武～

木下：習志野市の木下です。谷津干潟ですが、もっと国との協議を深めていき、より内容を充実させたいと思っています。また、何度も言いますが、谷津干潟は来年ラムサール条約登録 20 周年なので、ぜひ皆さんにもご協力いただいてイベントを盛り上げていきたいと思っています。よろしくお願いします。

地域住民参加型の協議会を立ち上げ、話し合いたい～宮古島市・西原武則～

西原：与那覇湾ですが、谷津干潟は 20 歳、我々はまだ 1 歳です。最初が肝心でありますので、地域住民参加型の協議会を立ち上げて、与那覇湾をどうするかを話し合ってみたいと思います。

笹川：ありがとうございました。

身近な環境についての知識を若い世代に伝えたい～日光市・福田将大～

福田：日光市の福田です。日光市ではシカの食害等の問題があり、1 年単位では解決できない問題を抱えています。問題を解決するために、まずは学校への出前授業などを通し、身近な環境の現状を若い世代の人に伝えていきたいと思います。

海鳥が生息する島の岩礁帯をラムサール条約湿地に登録したい～日本野鳥の会・田尻浩伸～

田尻浩伸：日本野鳥の会の田尻です。十数年間、片野鴨池と関わってきたのですが、今ちょっと離れてしまったので、新しく登録を目指すような島の岩礁ですね、カンムリウミスズメという海鳥が暮らしているところをラムサールに登録するのを目指して活動を続けていきたいなと考えています。それに向かって、まずは釣り人が廃棄する餌の問題というのが、多分、最初にあつれきとして出てくるのではないかなと思うので、それに対してどういう対応をしていくのかを、来年度の活動の最初の一歩にしたいなと思っています。よろしくお願いします。

習志野市のような DVD を作成したい～那覇市・古波蔵千明～

古波蔵：那覇市の古波蔵です。先ほどもお話に出ていましたが、漫湖と人や鳥。地域のつながりがわかるような、習志野市の『谷津の海　いのちとくらし』のような立派な DVD を 1 年後までに作成できれば良いなと思っています。よろしくお願いします。

住民・市・国が連携したアオサ回収プログラムを実施したい

～谷津干潟自然観察センター・小山文子～

小山文子:谷津干潟自然観察センターの小山です。事件は現場で起きているということで、具体的プログラムとしてアオサ回収プログラムの実施、これは谷津干潟にとってはちゃんと住民との仕組みを作って、市も国も入れて、実際にみんなで回収するようなプログラムを年に何回も実施していくのが、私の夢です。

　そのためにはやはり人材育成も必要ですし、地域との話し合いの場も必要ですし、国や市に頼らなければ、現場だけではどうしてもできないこと

「条約湿地の保全と再生」班の発表

がいっぱいあります。プログラムを作ること自体は得意なのですが、具体的に、どんな目的で、どんなプログラムを実施するのかという点について、皆さんの経験や技や知恵、意見をたくさん吸収したいと思っています。ぜひ皆さんと連携を取りながら、地域の人たちも交えて、谷津干潟の再生に向かってみんなでやっていく、そういう意識づくりなどをしていきたいと思っています。

笹川：小山さん、どうもありがとうございました。続いては「条約湿地と観光A」班です。お願いします。

4）「条約湿地と観光A」班

「条約湿地と観光A」班

さまざまな立場の人からアイディアを集め、登録20年後も飽きられないしくみづくりを

小林方人：ここにあるように、登録から20年たったところと登録ホヤホヤのところで、話し合いを進めました。ワイズユースの方向性を出すとか、観光振興計画を作るということで、さっきあった保全や活用の計画づくりをして、具体的な施策を進めていきたい。それには若い人、いろんな市民、関心を持っている人、すべての人からアイディアをうまく引き出して、なかなか表面に出てこないようなアイディアも引き出して、この計画づくりに反映していきたいです。

20年経っているところは、さらにPRをして、ラムサール登録のインパクトは薄れつつありますので、それを取り戻していければというような話し合いになりました。以上です。

笹川：来年までに？

小林：来年までといいますか、神田さんから、「始めるのはたやすいけど、それを続けていくのは難しいんだよ」、また「続けていくには新鮮さを継続していくことが肝心だから、さびないような仕掛けづくりをしてくださいね」と言われたので、そういう20年たっても飽きられないような仕掛けづくりをしていきたいと思います。

笹川：ありがとうございました。

日本湿地学会の大会を開催し、『湿地の文化33選　加賀市版』を作成したい

～加賀市・山村嘉康～

山村:加賀市の山村です。うちも谷津干潟さんと一緒で、片野鴨池が来年登録20周年を迎えます。この20周年を記念して日本湿地学会を加賀市で開催することになっています。笹川さんからも強い呼びかけがあり、高島市と同様、うちの方でも『湿地の文化33選　加賀市版』ということで、鴨池のみならず広く加賀市全体の水と人との関わりについて考えてみたいと思います。

昨日も言いましたが、昨年、日本野鳥の会の田尻さんにトモエガモの調査をしていただいたのですが、こうしたことも加賀市全域で守っていくきっかけになれば良いなと思っています。

地元の人々を巻き込んだ協議会を立ち上げ、方向性を決めていきたい

～廿日市市・藤本和孝～

藤本和孝：廿日市市の藤本です。宮島が今年度登録という中で、何はともあれ方向性を出していくのが先決だろうと考えています。来年は、地元の方々を巻き込んだ協議会を立ち上げて、その中で方向性を目指していければなと考え、準備をしています。よろしくお願いします。

登録 20 周年を地元の商店街や地域住民と一緒になって盛り上げていきたい

～習志野市・石坂康之～

石坂康之：習志野市商工振興課の石坂と申します。

来年は、谷津干潟がラムサール条約に登録されて 20 周年となり、先ほど谷津干潟の観察センターの島田センター長からもお話があったとおり、外周をハンカチ１万枚で包み、そして８月には 1,000 人の方の手で包むという企画をやろうという話し合いがありました。

私ども商工振興課も地元の商店街、あるいは地域住民の方々と一緒になって、この 20 周年を一緒に盛り上げていきたいと思っています。以上です。ありがとうございました。

笹川：ありがとうございました。新規登録のところから、協議会を立ち上げてという声がたくさん出ていますが、こういうのはやはり市町村会議があって、いろんな経験交流がされるからかなと思って聞いていました。次は、「都市化の中の条約湿地」班です。

５）「都市化の中の条約湿地」班

「におい」から「香り」へのイメージ転換を

賀数：「都市化の中の条約湿地」班です。夜も昼も干潟と一緒の町も近くにあり、今は臭いというイメージもあります。しかしながら、私たちは、むしろ「におい」から「香り」に考え方を変えていけば、このポスターのように、アオサだってこんなにイメージが変わるのだという、大きな熱い心に代わると思います。

歴史を踏まえた湿地の PR の媒体を作る

アオサがこうなっているので、みんなが近付けるためにはどうしたら良いのか。干潟がある町、習志野の普及・広報と湿地の PR を歴史も含めてしていく必要があると思います。そういう点では、昨日の DVD『谷津の海　いのちとくらし』は、すごいと思いました。もっともっとそういうものが必要だと思います。その点では、漫湖もたくさん素材はあるのだけれど、それを生かし切っていないなと反省しています。

都市の中の湿地とはいっても、この班の４湿地の中でも、新興住宅地の中にある谷津干潟と漫湖に対して、佐潟と藤前は割と市街地から離れています。住宅が近くにある湿地として、「近くて遠い谷津干潟」というのは漫湖にも言えることなので、来た人により良く湿地のことを理解してもらうことが重要です。

わからないから臭いんだ、わからないから、アオサを全部まとめて臭い、と言う人が増える。そういう芝原さんの話もありました。「こんなにかわいいアオサがいる時期もあるよ」「これが成長して、死んじゃうと臭くなるんだよ」「それは皆さん、私たち人間も一緒ですよ、私たちも有機物ですから」「だからアオサが生きていく道を探しましょう。肥料とか、食料とかいろいろあるよ

ね」「育ったアオサを活かす方法が見つかれば、水も干潟の土も活きられて、いろんな生き物も活きられて、鳥も生きられる」「そういう谷津干潟にしましょうね」。そういうことがよく解る展示物等をたくさん作る必要があるということでした。

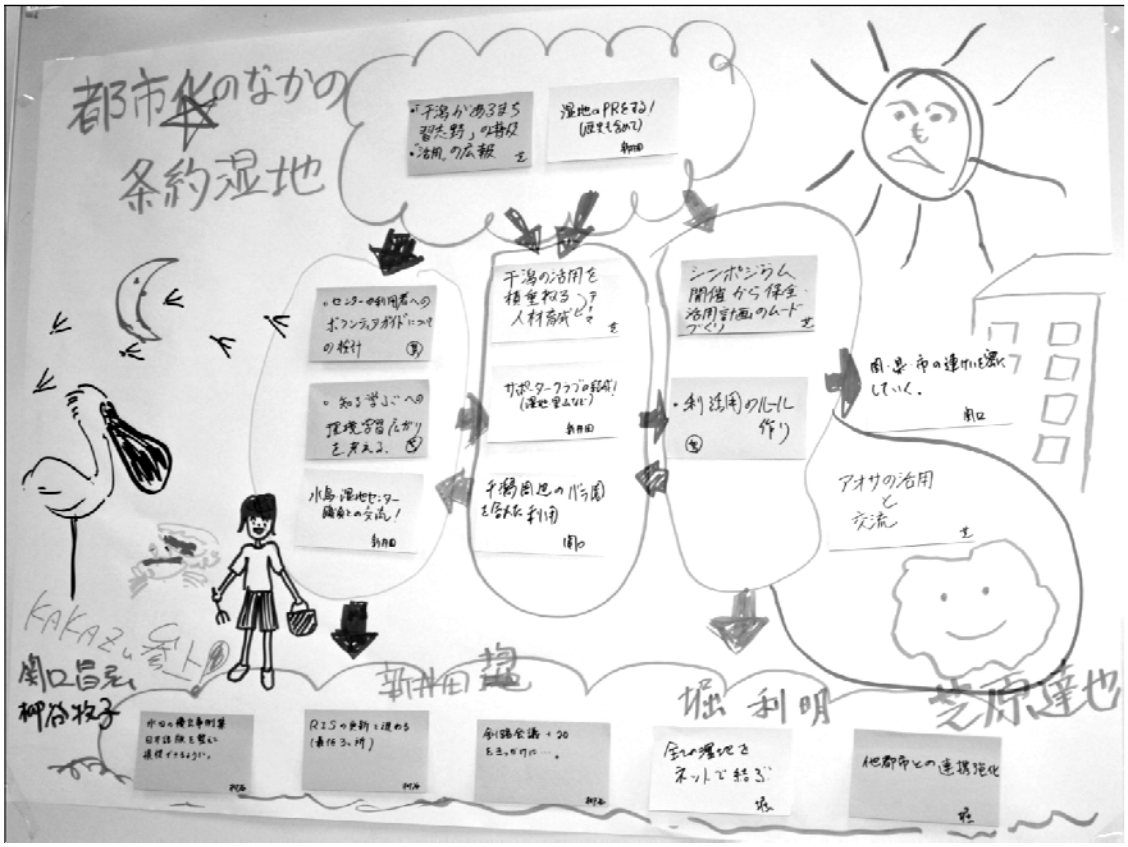

「都市化の中の条約湿地」班のポスター

センター職員と習志野市職員、関係者の交流・話し合いの積み重ねが人材を育てている

昨日センターを見学していて、センターの利用者に対するボランティアガイドには、ショックを受けました。20 年間続いているのもすごいなと思うし、その中で１つ１つの展示に「知る、学ぶ」というような環境学習への広がりがすごく書かれています。そういうものの育成に、センターの役割があると思います。また、センターの職員と市町村の職員との交流があるから、こういうことはうまくいくんだなと、思いました。こういう基盤があって、干潟の活用も考えられる。これらを実際にやって、この市町村会議の学習交流会でも積み重ねていく。このように継続的にやっていくことで、サポータークラブというものの輪が広がっていくのだと思います。

漫湖では、最初に関わった人にずっと関わってもらっているのですが、当初の人材がだんだんと少なくなっていて、それをもう一回作りなおす必要もあります。谷津干潟は向かいにバラ園がありますから、そこの園も含めた、一体化した利用・活用を考えていきたいという声もありました。そういう、小さな実績を積み上げて、その後でシンポジウムを開催すると、大きくみんなに広報できるのではないかという意見でした。

利用のためのルールづくり

実際に利用するためのルールづくりも共通の課題です。みんなで考えていくことが大事で、また、それは同時に国、県、市町村との連携をそれぞれ密にしていくことによってルールが作られ、

実行されていく、ということでした。

国際的にも重要なモデル「市町村会議」を生かして連携強化を

また、日本の市町村会議というものが非常に国際的にも重要であり、めったにない取り組みだということも話に出ました。また、今日の午前中に柳谷さんから紹介された水田の優良事例や、さっきの『湿地の文化 33 選』等の事例集を日本語版でしっかりそろえていく。優良事例を集めて、また、いろんなところへ広報していくことも必要でしょうし、ラムサール条約湿地に登録する際に提出する「ラムサール情報シート」を、お互いにしっかりと読んで共有し交流していく。釧路会議の COP5 から 20 年経つ今こそ、そういうことをやっていく時期ではないか。そして、すべての条約湿地がネットワークでつながるのが、この市町村会議です。

自分のところだけと考えるのではなく、他市町村との連携強化を本当にみんなで一緒にしていかないと。やはりこうして集まることで、「ああ、うまくいってるよね」、「うん、そうだね」と確認することができる。実際来てみるとこんなに違うというのが実感できるので、現場に人を集める場をつくるのが市町村会議の役目かなと思っています。

漫湖の利活用のルールを完成させて広報する～那覇市・賀数弘～

以上が、グループでの話の内容ですが、私の決意はルールづくりです。漫湖での利活用のルールづくりを去年１年やって、今年より広く岸辺からの利用について市民にどう広報できるのか。できたらシンポジウムまでいきたいのですが、それは宿題で。まずはルールづくりの方をやっていきたいと思います。

歴史を含めた佐潟の良さ・素晴らしさを新潟市全体の宝としてアピールしたい

～新潟市・新井田均～

新井田均：平成 17 年に 14 市町村が合併した新潟市ですが、その前に佐潟が条約湿地に登録されたので、一部の地域の方はよく知っているけれども、オール新潟市の宝としてはなかなかまだ PR 不足な面もあるので、今後１年かけて、歴史も含めて佐潟の良さ、素晴らしさを十分アピールしていきたいと思っています。

保全やワイズユースを育むベースとなる資料を整備したい～環境省・柳谷牧子～

柳谷：環境省の柳谷です。皆さんが自分たちの地域のラムサールサイトの保全、ワイズユースを育んでいくときのベースの資料になるようなものをきちんと整備して、皆さんにお渡しできるような、そういう活動をちゃんと進めていきたいと思います。ありがとうございます。

谷津バラ園も含めた大きな公園としての集客を考えていきたい～習志野市・関口昌弘～

関口昌弘：習志野市の関口です。谷津干潟周辺の唯一の観光施設として観察センターがあります。先ほどお話にあった谷津バラ園があるのですが、そこも含めて一体的にこの大きな公園ととらえた中で、いかにたくさんの方に見に来てもらえるかについて考えていきたいと思っています。

「都市化の中の条約湿地」班

市町村会議へ毎回参加していきたい、

登録 10 周年のイベントを成功させたい

～名古屋市・堀利明～

堀利明：名古屋市の堀です。名古屋市はこの市町村会議に欠席が多かったのですが、これからは毎回参加するようにしたいと思っています。来月藤前干潟 10 周年ということで、11 月 17、18 日２日間にわたって、環境省のセンターが２箇所あるのですが、そこを中心にイベントを行います。市長や知事のほか、環境省の局長にも、お出でいただけるということで、もし可能であれば、みなさまもぜひ参加をお願いいたします。

「干潟ある町習志野」をキャッチフレーズに

活用と人材育成を広報していきたい～谷津干潟観察センター・芝原達也～

芝原：谷津干潟の芝原です。今日、ここまで参加してみて大事だなと思ったのは、「干潟があるまち習志野」というフレーズを、去年イベントで何度か使ったのですが、それがやはり重要だなということ。もう１つは「じゃあ、習志野に干潟があることが一体何に役立つのか」を、しっかり干潟の活用、人材育成というテーマでやっていって、「このように今、谷津干潟は役立っているのです」ということをしっかり広報していきたいなと思っています。

笹川：バラ園との一体化というのは、要するに昔の谷津遊園の復活みたいな感じもあるなと思いましたし、それから名古屋市は次期、会長市であるということなので、名古屋市が来年、次回のその先からは引っ張っていく、ということだと思いますので、大変素晴らしい決意表明であったと思います。

６）「保全・活用計画」班

保全・活用計画がないところは作成し、あるところは改訂していく

堀之内：新潟市の堀之内です。この班は湿地の「保全・活用計画」ということで話し合いました。まず、自治体だと、大崎市と新潟市も湿地保全・活用計画を作っています。

谷津干潟のある習志野市は、今は、鳥獣保護区の管理計画という環境省の計画で保全を行っているそうなので、これからの挑戦として、谷津干潟利用のルールを作り、国との連携を密にすることが、これからのチャレンジとして挙げられました。

また、谷津干潟自然観察センターで既に行っているジュニアレンジャーについては、普及啓発の対象を若者に拡げて、他のラムサール条約湿地へも発信していくことも、挑戦として挙げられました。

「保全・活用計画」班

また、我々保全計画のある側としては、新潟市で保全計画を立てたのが平成 12 年で、平成 18 年に１回改訂を行い、今年またちょうど改訂時期であり、来年度には改訂を行いたいと思っています。

また、大崎市は蕪栗沼・周辺水田保全・活用

計画の見直しや、水田の湿地としての価値について発信していきたいということです。

国との連携によって「条約のツールの普及に協力」する

また、国との連携ですが、先ほどの谷津干潟の利用についてもそうですし、「条約のツールの普及に協力」することが挙げられました。この班には NPO の人も参加していて、この挑戦については、NPO からのサポートとして、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議のホームページに、保全・活用計画や、新潟市だと生物多様性地域戦略の情報等をアップすることが挙げられました。また、地域戦略づくりについては、とくに水田関係についてラムネット J（ラムサール・ネットワーク日本）から協力するというお話がありました。

「保全・活用計画」班のポスター

笹川：ありがとうございました。新潟は改訂をすると、こういうお話でよろしいですか。

センター、市、国の連携を密にして谷津干潟利用ルールづくりをしていきたい

～習志野市・畔蒜義之～

畔蒜義之：習志野市の畔蒜です。先ほどちょっと発表の中でありましたが、私は谷津干潟の利用ルールづくりを進めたいと思っています。今回参加している谷津自然観察センター、スタッフの皆さんはとても熱心ですので、自然観察センターと市と国と連携を密にして一生懸命やっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ジュニアレンジャーを子どもの好奇心に負けないプログラムにしたい

～谷津干潟自然観察センター・星野七奈～

星野七奈：谷津干潟自然観察センターの星野です。今日、ジュニアレンジャーの資料を何人かの方にもお渡ししたのですが、現状に満足せずに、ジュニアレンジャーをもっと子どもの好奇心に負けないぐらいの良いプログラムにして、その成果を皆さんにも還元して、また、いっそう良いものにしていきたいと思います。それから「ラムサール条約登録湿地すごろく」も完成させて、皆さんに配布して他の登録湿地でも活用できるようにしていきたいと思います。ありがとうございました。

サステイナブル・ツーリズムを意識した計画の見直しと広域圏での発展

食・文化・芸術にシフト、「新大崎八景」、ラムサール米駅弁計画　～大崎市・高橋直樹～

高橋直樹：大崎市です。蕪栗沼・周辺水田保全・活用計画の見直しがあるので、今回、持続可能なツーリズムを大分強く意識したものにしていくことをやっていきたいと思います。また、今、ESD（国連持続可能な開発のための教育）について，仙台広域圏 RCE（地域拠点）という大きな枠の中に我々も入ってやっているのですが、そちらも発展させていきたいと思います。

また、大崎市としてこれからは、食べるとか、文化とか、芸術とか、ラムサールを文化的なものとしての価値付けの方に少し振っていきたいなということもあります。具体的には「新大崎八景」という浮世絵の制作の検討を始めています。浮世絵の「八景もの」の構図に必ず雁が登場しますので，合併前の１市６町分、１枚足りませんが、「八景もの」の様なものを作ろうというものです。

あと、来年の４月から JR の新幹線や、東京駅でも売られると思いますが、ラムサール条約湿地でとれたお米で作った駅弁販売を、計画をしているところで、皆さんの口にも来年の４月に入れるように頑張りたいと思いますので，よろしくお願いします。以上です。

保全計画づくりに必要な情報提供をしていきたい

～日本ツル・コウノトリネットワーク・金井裕～

金井裕：日本ツル・コウノトリネットワークの金井です。ツル・コウノトリネットワークは、そういった鳥たちの関係者の集まりですから、こういう保全計画づくりで必要なときがあれば情報提供したいと思います。それから国との連携ということでは、「モニタリングサイト 1000」という国の調査システムがあります。湿地の保全計画づくりに関しては、やはりそこの自然状況の把握が重要になります。それからどのようになっているのかという検討が重要で、そのための生態系モニタリングとして、環境省の生物多様性センターが統括してやっています。

ガン・カモや湿地について調査もしていて、その結果は各調査サイトの保全計画に使ってもらうということでやっています。多分、ガン・カモやシギ・チドリ類を基準にして登録されている条約湿地は、全て調査地になっていると思います。ちょうど明日、あさってにかけて、鶴岡市でモニ 1000 のガン・カモ調査の検討会と、調査交流会があり、実際調査をしている人たちの報告会があるのです。ところが鶴岡市から来られた吉田さんに聞いたところ、その会議の開催を知らなかった。条約湿地である下池の「鶴岡市自然学習交流館　ほとりあ」でやるので、私はそちらの検討委員も務めているので、行ったときに連携について話してこようかなと思っています。

水田関係の生物多様性行動計画を早期に策定し、サポートしていきたい

～ラムサール・ネットワーク日本・安藤よしの～

安藤よしの：ラムサール・ネットワーク日本の安藤です。私たちのグループには NPO が３人いて、NPO からのサポートとしていくつか項目をあげています。私たち、ラムサール・ネットワーク日本は、主に「田んぼの生物多様性向上 10 年行動計画」を早く、自治体の皆様や農家の方々、専門家の方々などと一緒に策定して、それを実施していくことでサポートしたいと思っています。それから、先ほど地域戦略のことは触れていただいたので、もう１つ、国に協力する形でラムサール条約事務局が出してくるいろいろなマテリアル、世界湿地の日の冊子やマニュアル、湿地の賢明な利用ハンドブック等の翻訳や普及など、また、条約湿地に登録されていない湿地の保全活動のサポートなど、主に、そうしたところで協力したいと思います。以上です。

市町村会議のホームページで保全・活用計画が見られるように

～日本国際湿地保全連合・佐々木美貴～

佐々木美貴：日本国際湿地保全連合の佐々木です。私たちの団体では、皆さんのラムサール市町村会議のホームページの更新を行っています。保全・活用計画のアンケート調査を１カ月ぐらい前に行ったのですが、それをまとめて、ぜひ市町村会議のホームページを見ると、各地で作られている保全・活用計画が見られるような構造にしたいなと思います。このことは会長市の那覇市と相談していますので、それを来年度には必ず作りたいなと思います。

あと、先ほどもお話しをしましたが、『湿地の文化と技術 33 選～地域・人々との関わり』というこの冊子を作っています。これも保全・活用計画を作る際のヒント集になると思いますので、ぜひこのような参考になる資料などを普及しながら皆さん方の地域づくりに関わっていきたいと思っています。

もう１つは、モニタリングサイト 1000 の話がありましたが、私たちの団体で沿岸域のモニタリングサイト 1000 の事務局をしているのですが、研究者による調査のため、なかなかサイト数が増えていません。助成金を活用して市民参加型の干潟調査というのを進めていますので、その調査結果を含めた基礎データを少しずつまとめて、皆さんの計画づくりの下地になるデータを蓄積していきたいと思っています。以上です。

笹川：ありがとうございました。では、大取りです。「市町村会議の役割」班の方、よろしく、お願いいたします。

７）「市町村会議の役割」班

多くの市町村が参加し、NGO・地域住民との交流もできる学習・交流会を期待

井上浩二：環境省の井上です。豊岡市から出向しています。市町村会議の役割を考えてみました。まず、拡大ということです。この市町村会議、なかなか来られないところもあるので、その会議に参加してもらえるように拡大ができればということ。

「市町村会議の役割」班の発表

また、今回、自治体以外の NPO の方も来ているので、その市町村以外の湿地に関わる人で、実際に現場をわかっている方に参加してもらうと、より良い会議になるのではないかという意見がありました。あと、地域住民との交流も、市町村会議で谷津干潟に来たら谷津の人と関わるような機会もあると、より充実した地元の意見が聞けるという意見もありました。

参加できない市町村のために、ホームページ等を活用した情報交流を

あと、市町村会議の役割という中で、情報交換や交流ができるという意見がありましたが、財政難ということで予算が付かずに来られない人もいる。その中で何か代替方法はないかと考えましたら、先ほどから出ている市町村会議のホームページがあります。そのホームページを充実させる。例えば掲示板を設けて、そこに情報を書き込み、またこちらも返事するとか。また、結構、今、皆さんされていると思うのですが、フェイスブックのようなものも活用して、この会員同士が友だちになって、例えば「漫湖で今クロツラヘラサギが来ていますよ」と書いたら、今はどこに行くかわかりませんが、「藺牟田池に来ています」とか、そのような情報交換もあるのではないかと思っています。

あと、ほかにも最新情報を定期的に市町村会議のホームページに報告するとか、あとメールマガジンなども活用できるのではないかという意見もありました。

湿地の恵みを持ち寄って会議を楽しく

また、来年、釧路会議、COP5 から 20 年ということで、市町村会議も協力していくこと。そして、各地それぞれの湿地の恵みとして、豊岡でしたら環境創造型農業のお米や、それを使ったお酒やお菓子などがあるので、それを持ち寄って、楽しい市町村会議になるのも良いのではないかということも話し合いました。

「市町村会議の役割」班

登録を目指す市町村への情報提供を

あと、新規登録に当たり、ラムサールの情報が少なく、すごく苦労されたという市町村もあるので、次の予備軍もありますので、市町村会議でもっとサポートができるような情報提供ができればという意見もありました。以上です。

環境省のラムサールのホームページをよりわかりやすくしたい～環境省・井上浩二～

僕はあと 1 年半、環境省でお世話になる予定です。その間に、環境省もラムサールのホームページを持っていますから、そこの情報更新など、より良いわかりやすいホームページにできればと思っています。

笹川：ありがとうございます。

多様性のある 46 箇所の条約湿地を地元の人たちに紹介していきたい～釧路市・菊地義勝～

菊地義勝：釧路市からまいりました菊地です。今、井上さんが発表したことと重なりますが、これから是非やってみたいことは、現在、新しい会員市を含めて 46 のラムサールサイトが日本に誕生し、文字通り湿地の多様性を他に自慢しても裏切らないような数になってきたと思っています。

これを私の地元の住民の方々にも、もれなく紹介したいと思っています。これだけ多様性のある湿地が私たちの回りにあることに住民の方々に気づいてもらえれば、その中から何か一つでも良いことを発見してもらえるのではないかと期待しています。このような情報を発信する取り組みをこの１年間やってみたいと思っています。

渡良瀬遊水地４市２町で連携し、まずは地域の人々に知ってもらう活動がしたい

～小山市・篠原正～

篠原正：小山市の篠原です。この市町村会議に参加しましたので、来年に向けて渡瀬遊水地４市２町で連携して、より良く、まずは皆さんに知ってもらうような形の活動をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ホームページへの情報提供と、地方環境事務所とのビジョンの共有が目標

～日光市・小杉明～

小杉明：日光市の小杉です。今回、グループで「市町村会議の役割」について話をして、やはり市町村会議でホームページを持っているので、そちらにできるだけ情報を出して協力していきたいと思っています。今年はどんどん事務局さんの方にメールを送りたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、日光市には環境事務所がありますが、なかなかそちらと交流をしていません。実際にラムサール条約湿地を今後どのようにしていくのか、環境省と私どもの方で担当者レベルでの話はしていないので、それを今年中にやりたいと思っています。よろしくお願いいたします。

釧路 COP5 から 20 周年の記念イベント等に協力していきたい

～日本国際湿地保全連合・名執芳博～

名執芳博：日本国際湿地保全連合の名執です。先ほど佐々木事務局長からお話ししたとおり、WIJ では市町村会議のホームページの管理、手伝いをしていますが、より多くの人がアクセスしてくれるような魅力あるホームページにしていきたいと思っています。ぜひ、この市町村会議の方々からコメントをたくさんいただいて、良いものにしていきたいと思います。

それから来年が釧路会議から 20 周年ということで、釧路でも釧路会議プラス 20 がありますし、この谷津干潟をはじめ５つの湿地が登録 20 周年を迎えますので、いろんなイベントがあると思います。

「市町村会議の役割」班のメンバー

そういうところに協力していけたらと思っています。よろしくお願いします。

市町村会議が自立していくよう会長市として頑張りたい～那覇市・大城弘明～

大城弘明：那覇市の大城です。会長市として今年で２年目になるのですが、この市町村会議が自立していくように、しっかりと頑張っていきたいと、決意を表明したいと思います。

笹川：皆さんからそれぞれ抱負、決意を述べていただきました。言っていただいてとても良かったなと思っています。ラムサール条約湿地に関わって、本当に、皆さん一人一人が、経験という財産をたくさんお持ちだということが、よくわかりました。昨日、今日の午前中そして午後と、その皆さんの経験という財産が交わり合って、さらに素敵な財産に磨きあがったと思います。私もたくさん学ぶことができました。ありがとうございました。

それでは、ここで私の司会を終わり、古波藏さんにマイクをお返しします。皆さん、ありがとうございました。

古波藏：皆さん、お疲れ様でした。最後に、那覇市の大城環境部長から閉会のごあいさつをさせていただきます。

３．閉会あいさつ

那覇市環境課部長　大城弘明

皆さん、２日間にわたり大変お疲れ様でした。それからコーディネーターとして笹川先生、本当にありがとうございました。また、コメンテーターとして参加の先生方、そして発表者の皆さん、本当に心から感謝を申し上げます。

那覇市が会長市になって、来年は３年目の年になりますので、首長会議が那覇で行われます。ぜひ多くの首長さんに参加していただけるようお願い申し上げまして、また、市町村会議がますます発展することを祈念いたしまして、これをもちまして、今回の市町村会議の全日程を終わらせていただきたいと思います。本当にお疲れ様でございました。

谷津干潟を見守る自然観察センター

資料

ラムサール条約第 11 回締約国会議決議 XI.7「観光、レクリエーション、湿地」対訳

11th Meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Wetlands (Ramsar, Iran, 1971)

"Wetlands: home and destination"

Bucharest, Romania, 6-13 July 2012

ラムサール条約第 11 回締約国会議
「湿地：私たちのふるさと、そして目的の場所」
2012 年 7 月 6 日～13 日　ルーマニア、ブカレスト

Resolution XI.7

Tourism, recreation and wetlands

決議 XI.7

観光、レクリエーション、湿地

1. RECOGNIZING that wetlands are amongst the most productive of the world's ecosystems; that many wetlands worldwide, both coastal and inland, natural and artificial, offer significant ecosystem services including opportunities for sustainable tourism and recreation necessary for human well-being, and that these services can offer both material and non-material value to governments, the tourism industry, indigenous peoples and local communities;

1. 湿地が、地球上の生態系のなかで、最も生産性の高い場所であること、沿岸域であるか陸水域であるか、天然のものであるか人工的なものであるかにかかわらず、世界中の湿地の多くは、計り知れないほど大きな生態系サービスを人類に提供しており、そこには、持続可能な観光や人々の福祉としてのレクリエーションの機会の提供も含まれること、そして、このような生態系サービスは、各国政府、観光産業、先住民族および地域社会に、物質的な、あるいは非物質的な価値をもたらしていることを**認識し**、

2. AWARE of the additional sustainable tourism opportunities and attractions provided through the internationally acknowledged importance of Ramsar Sites (Wetlands of International Importance), and RECOGNIZING the value of sustainable tourism and recreation in and around wetlands for development, poverty alleviation, local empowerment, human health, wetland conservation and wise use, and for providing a meaningful experience for visitors;

2. 国際的に重要だと認知されているラムサール条約湿地（国際的に重要な湿地）

によって、持続可能な観光の機会と魅力に付加価値が付くことに**注目し**、また、湿地内およびその周辺における、社会の発展、貧困削減、地域の活性化、人々の健康、湿地の保全とワイズユース、そして、湿地を訪れる人々に意義深い経験を提供することに対する、持続可能な観光とレクリエーションの価値を**認識し**、

3. AWARE that sustainable tourism and recreation can contribute to the achievement of public policy objectives and can bring economic opportunities for securing wetland conservation and wise use and the maintenance of key socio-economic wetland values and functions, both in Ramsar Sites and in other wetlands;
3. ラムサール条約湿地とその他の湿地において、持続可能な観光とレクリエーションが、公共政策の目的達成において貢献し、また、湿地の着実な保全とワイズユース、そして、湿地がもつ社会的経済的価値と機能の持続性を確保することを**認識し**、

4. NOTING that sustainable tourism and recreation can both benefit wetlands and contribute to the conservation of global biodiversity and sustainable development goals and targets, including the Millennium Development Goals (MDGs), climate change adaptation and mitigation, the Aichi targets established in the Strategic Plan for Biodiversity 2011-2020 adopted by the Convention on Biological Diversity, and the Ramsar Strategic Plan 2009-2015;
4. 持続可能な観光とレクリエーションは、湿地に利益をもたらすとともに、ミレニアム開発目標（MDGs）、気候変動への適応と緩和、生物多様性条約が採択した生物多様性戦略計画 2011-2020 に定められた愛知目標、そして、ラムサール条約 2009-2015 戦略計画を含む、地球の生物多様性の保全や持続可能な開発のゴールや具体的な目標にも貢献できるものであることに**注目し**、

5. CONCERNED that, whilst many countries have established national tourism and recreation strategies, policies and plans, these do not always adequately address the role of wetlands and the potential or actual impacts of tourism and recreation, and may not be linked with national wetland policies and strategies;
5. 多くの国々が、観光とレクリエーションの国家戦略、政策、計画を策定しているが、湿地の役割、潜在的または実際の観光とレクリエーションの影響について、適切な位置づけをしているとは限らず、湿地に関する国家の政策や戦略とのリンクしていない場合が多い点について、**憂慮し**、

6. AWARE of the negative impacts of tourism on wetlands that can be both direct *(in situ)*, such as unregulated infrastructure development, disturbance of wetland species, or ecosystem degradation by tourism and recreation activities, and indirect (*ex situ*), such as through unsustainable land and water use, and CONCERNED that uncontrolled tourism and recreation can result in negative changes to the vital services provided to human societies by Ramsar Sites and other wetlands;

6. 湿地に対する観光の負の影響、直接的なものとして、無秩序なインフラ開発、湿地に生息する種の攪乱、観光とレクリエーション活動による生態系の劣化など、また、間接的なものとして、持続不可能な陸地や水の使用によるものがあることに**注目し**、そして、規制されていない観光やレクリエーションが、ラムサール条約湿地やその他の湿地が人間社会に提供する命の源としてのサービスに負の変化をもたらすことについて、**憂慮し**、

7. RECOGNIZING that well-managed protected areas can support wetland conservation, sustainable tourism, education and community strengthening in ways which balance the relationship between tourism and wetlands.
7. 観光と湿地との関係のバランスをとることによって、よく管理されている保護地域は、湿地の保全、持続可能な観光、教育および地域社会の強化を支援できることを**認識し**、

8. RECOGNIZING that whilst sustainable wetland tourism can be a positive alternative to other land uses, tourism does not always bring socio-economic and cultural benefits to local communities and other stakeholders, and that in some cases it may lead to the exacerbation of existing problems and the creation of new inequalities in access to resources and distribution of benefits;
8. 持続可能な湿地の観光は、他の土地利用に対するポジティブな代替案である一方で、観光は必ずしも、社会経済的、文化的な恩恵を、地域社会や他の利害関係者にもたらすとは限らないこと、場合によっては、既に存在する諸問題を悪化させたり、資源へのアクセスや利益の分配に関する新たな不平等をもたらしたりすることもあることを**認識し**、

9. AWARE of the role of the United Nations World Tourism Organization (UNWTO) in addressing issues of tourism and wetlands, RECOGNIZING that the UNWTO conceptual definitions for "sustainable tourism" (annex 1 of this Resolution) are consistent with application of the Ramsar wise use principle, and WELCOMING the report and analysis of case studies provided in the joint Ramsar-UNWTO publication on *Wetlands and sustainable tourism* launched at this meeting of the Conference of the Contracting Parties;
9. 観光と湿地に関する諸問題への対処における国連世界観光機関（UNWTO）の役割に**注目し**、UNWTO の「持続可能な観光」に関する概念定義（本決議の付属書１）が、ラムサール条約のワイズユース原則の適用に矛盾しないものであることを**認識し**、そして、今回の締約国会議で発表された"湿地と持続可能な観光（*Wetlands and sustainable tourism*）"に関するラムサールと UNWTO の共同著作内にある報告と事例研究の分析を**歓迎し**、

10. INFORMED of existing sustainable tourism and biodiversity guidelines that are useful for addressing tourism in and around Ramsar Sites and other wetlands, including among others the UNWTO publication *Tourism congestion management at natural and cultural sites* (2005), the

CBD *Guidelines on Biodiversity and Tourism Development* (2004), the IUCN-WCPA *Sustainable tourism in protected areas: guidelines for planning and management* (2002), the Ramsar Secretariat/Spanish Ministry of Environment's *Herramientas para la gestión del Turismo sostenible en Humedales* (2002) presented at COP8, the World Heritage Convention's *Managing tourism at World Heritage Sites: a practical manual for World Heritage site managers* (2002), and the Wetlands International brochure *Wetlands, Poverty Reduction and Sustainable Tourism* (2007);

10. ラムサール条約湿地および他の湿地内や周辺における観光の方向づけを行う上で、役立つ既存の持続可能な観光や生物多様性のガイドラインとして、UNWTO『自然や文化に関する観光地における観光の集中を管理する』(2005)、CBD『生物多様性と観光開発に関するガイドライン』(2004)、IUCN－WCPA（世界保護地域委員会）『保護地域における持続可能な観光：計画と管理のガイドライン』(2002)、COP8 に提出されたラムサール条約事務局/スペイン政府環境省『湿地の持続可能な観光を管理するためのツール（*Herramientas para la gestión del Turismo sostenible en Humedales*)』(2002)、世界遺産条約『世界遺産地域における観光を管理する：世界遺産地域管理者のための実用マニュアル』(2002)、国際湿地保全連合冊子『湿地、貧困の削減と持続可能な観光』(2007) などがあることを**了知し**、

11. ALSO AWARE of the attention paid to tourism in multilateral environmental agreements, including through the World Heritage Sustainable Tourism Programme, the CBD's Biodiversity and Tourism Network, the Convention on Migratory Species' publication *Wildlife watching and tourism: A study on the benefits and risks of a fast growing tourism activity and its impacts on species* (2006), and the African-Eurasian Migratory Waterbird Agreement (AEWA) *Guideline No. 7: Guidelines on the development of ecotourism at wetlands* (2002);

11. 環境についての多国間条約においても、世界遺産持続可能な観光プログラム、CBD の生物多様性と観光ネットワーク、ボン条約の出版物『野生生物観察と観光：急速に成長する観光活動の恩恵とリスク、および生物種に対する影響に関する研究』(2006)、アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥保全協定（AEWA)『第 7 号ガイドライン：湿地におけるエコツーリズム開発のガイドライン』(2002) など、観光に関心を示していることについて、**同様に注目し**、

12. ALSO AWARE of the existence of many successful wetland examples around the world of implementing recreational and tourism activities which are of social and economic benefit to indigenous peoples and local communities, and which also provide satisfying experiences to visitors,

12. 先住民や地域のコミュニティーにとって、社会的・経済的な利益があり、また、観光客にとって満ち足りた体験が得られるような、レクリエーションや観光事業を実施して成功した湿地の事例が世界中に存在することを、**同様に認識し**、

13. CONVINCED of the relevance of sustainable tourism in poverty eradication strategies and policies and as a potential contributor to sustainable development by promoting jobs and livelihoods for local communities;

13. 持続可能な観光が、貧困を無くすための戦略や政策、また、地域社会に雇用と

生計の手段をもたらすことによって持続可能な開発への潜在的な貢献と関連があることを**確信し**、

14. RECALLING that the Rio +20 Conference (Brazil 2012) emphasized that well designed and managed tourism can make a significant contribution to sustainable development, recognized that there is a need to support sustainable tourism activities and relevant capacity building, encouraged "the promotion of investment in sustainable tourism", and underlined "the importance of establishing, where necessary, appropriate guidelines and regulations in accordance with national priorities and legislation for promoting and supporting sustainable tourism"; and

14. リオ+20 会議（ブラジル、2012 年）が、適切に企画・運営された観光は、持続可能な開発に対して、大きな貢献をなし得ると強調し、持続可能な観光活動やそれに対応する人々や組織の能力養成への支援が必要だと認識し、「持続可能な観光への投資の促進」を奨励し、「必要な場合には、国家の優先順位や持続可能な観光の促進や支援のための立法措置と整合性を保ちながら、適切なガイドラインや規則を設けることの重要性」を強調したことを**想起し**、　そして、

THE CONFERENCE OF THE CONTRACTING PARTIES
締約国会議は、

15. AFFIRMS that the key messages on "Planning, decision-making, finance and economics" in the *Changwon Declaration on human well-being and wetlands*, which was adopted by the Conference of the Parties as Resolution X.3 (2008), are relevant to issues of planning and decision making for tourism and wetlands;

15. 第 10 回締約国会議決議 X.3（2008）として採択された「人間の福祉と湿地についての昌原（チャンウォン）宣言」における、「計画、意思決定、財務および経済」についての主なメッセージが、観光と湿地に関わる計画や意思決定の諸問題とかかわることを、**確認する**。

16. RECOGNIZES that concerted efforts are needed to increase awareness and facilitate dialogue amongst all stakeholders about the role of wetlands in providing key services for maintaining ecological balance and sustainable tourism and recreation and in supporting indigenous peoples and local communities and their livelihoods and increasing visitors' awareness, and ENCOURAGES:

16. 湿地がもっている次のような役割について、すべての利害関係者の間で意識を高め、対話を促すために、一致協力した努力が求められていることを**認識する。**
それは、生態系のバランスの維持や持続可能な観光とレクリエーションに対して、湿地が主要なサービスを提供していること、先住民や地域社会やその生計を支えていること、そして、観光客の意識を高める役割である。
そのうえで、次の取り組みを**奨励する**。

i) improved integration and recognition of wetland values and wetland wise use approaches into tourism and recreation policies and planning, including national tourism strategies, in order to ensure effective implementation of sustainable tourism in wetlands and necessary safeguards for maintaining the ecological character of wetlands;

i) 湿地における持続可能な観光と湿地の生態的特徴を維持するために必要な安全策を効果的に実行していくことを確かにするため、湿地の価値と湿地のワイズユースのアプローチとを、国家の観光戦略を含む観光とレクリエーションの政策・計画によりよく統合し、認識すること。

ii) closer collaboration between the tourism and wetland conservation and wise use sectors in order to maximize and sustain the long-term benefits derived from each other's expertise;

ii) それぞれの専門性に基づく長期にわたる利益を、最大のものとし、維持するために、観光セクターと湿地の保全およびとワイズユースのセクターとの間のより緊密な協力を進めること。

iii) development of technical tools for managing recreational issues in wetlands, especially those devoted to the conservation of resources (such as recreational carrying capacity and impact prevention) and others dealing with visitor management (including visitor congestion and overcrowding, audience profile studies, interpretation programmes, codes of ethics and etiquette, and recreational facility design), and development of activity zoning systems to direct and manage tourism activities to appropriate localities within or in relation to wetlands;

iii) 湿地におけるレクリエーションに関する諸問題、とくに資源の保全に役立つもの（例えばレクリエーションの視点から見た収容能力や影響回避）、湿地を訪れる人々の管理（来訪者の集中や過密、訪問者の属性調査、解説プログラム、倫理やマナーの規定、レクリエーションのための施設設計を含む）、そして、湿地内または湿地に関連した適切な場所で観光活動が実施されるよう方向づけと管理を行うための活動場所のゾーニングシステムの開発、といった諸問題の管理のための技術的なツールを開発すること。

iv) development of concepts and practices for planning sustainable tourism in relation to wetlands;

iv) 湿地に関わる持続可能な観光の計画立案のために、概念や実践を開発すること。

v) development of marketable and responsible tourism products in order to reach intended tourist customers, to identify service providers, and to choose the most appropriate means of communication;

v) 意図する観光客の心に届き、観光サービスを提供する者の顔が見えるようにし、そして、最もふさわしい意思疎通の方法を選ぶため、市場で人気が

あり、責任ある観光商品を開発すること。

vi) support for the active participation of indigenous peoples, local communities, municipalities and public-private partnerships in tourism decision making, development planning, tourism service provision and management as well as the provision of financial resources for capacity-building;

vi) 観光に関する意思決定、開発計画づくり、観光サービスの提供と管理、そして人材養成のための資金供給において、先住民、地域社会、地方自治体、公共と民間のパートナーシップの積極的な参加を支援すること。

vii) taking fully into account the ethical implications of cultural and historical issues of indigenous peoples and local communities in planning for sustainable tourism and the optimum use of environmental resources;

vii) 持続可能な観光や環境資源の最適利用のための計画に際して、先住民および地域社会の文化的・歴史的な諸課題がもつ倫理的な側面を十分に考慮すること。

viii) social inclusion and equitable sharing of the benefits of tourism *inter alia* for indigenous peoples and local communities as well as national conservation and tourism activities in support of wetland conservation, and the involvement of such communities in decision-making; and

viii) とくに、先住民と地域社会のために、また、湿地保全を支える国レベルでの保全と観光活動のために、社会的な包摂と観光から得られる利益の公平な配分を行うこと。そして、意思決定においてコミュニティを関与させること。

ix) sharing of best practices in sustainable tourism within and around wetlands;

ix) 湿地内や周辺における持続可能な観光の最良の事例を共有すること。

x) promotion of quality tourist products and services that encourage responsible behavior by the actors involved and help to promote awareness and understanding of the significance of Ramsar Sites and other wetlands;

x) 湿地の観光に関わる様々な人々の責任ある行動を奨励し、ラムサール条約湿地や他の湿地の重要性についての認識と理解を支援することとなる質の高い観光商品や観光サービスを促進すること。

xi) generation of relevant information, such as visitor statistics, and identification and sharing of methodologies and techniques for measuring and monitoring capacity for and impact of tourism in relation to Ramsar Sites;

xi) 来訪者に関する統計などの関連する情報を生み出していくこと。また、ラムサール条約湿地に関連した観光の許容範囲および影響を計測したりモニタリングするための方法論や具体的な手法を明確にして共有すること。

xii) researching success stories and good practices in respect of policy, regulatory frameworks, institutional arrangements, and development strategies; and

xii) 政策、規制的な枠組み、組織の配置・組み合わせ、開発戦略という観点での成功事例や優良事例を研究すること。そして、

xiii) broad involvement of planners, developers and managers of sustainable tourism and recreation activities in approaches which treat Ramsar Sites as heritage destinations, with a focus on conservation and empowerment of local communities;

xiii) 保全と地元の地域社会が活性化することに焦点が当てられ、幾世代にもわたって引き継がれる遺産としてラムサール条約湿地が扱われるようなアプローチにおいて、持続可能な観光とレクリエーション活動に関する計画策定者、開発者、管理者が、幅広く携わるようにすること。

17. ENCOURAGES Contracting Parties, and especially their Ramsar CEPA National Focal Points, to help raise awareness of wetland wise use and sustainable tourism in their Ramsar Sites, guided by the CEPA Programme and paying special attention to this Programme as a key tool for easy understanding of wetland values and functions;

17. 締約国、とくに、ラムサール CEPA に関する各国の窓口機関に対し、CEPA プログラムに基づき、また、湿地の価値と機能についての理解を容易にするための鍵となる道具として、CEPA プログラムに特別の注意を払いながら、ラムサール条約湿地における湿地のワイズユースと持続可能な観光に関して、認識を高める手助けをすることを**要請する**。

18. URGES Contracting Parties to ensure that sustainable tourism initiatives include criteria for compliance with basic global environmental, social and economic standards;

18. 締約国に対し、持続可能な観光に関する先導的な取り組みが、環境、社会および経済に関する基本的な国際基準を遵守する評価基準を含むものであることを確実なものとするよう、**強く求める**。

19. URGES Contracting Parties to collaborate closely with stakeholders at all levels involved in tourism, recreation and wetland management – such as *inter alia*: i) national/regional policy-makers and planners in the tourism, water- and land-use planning sectors; ii) other national/regional wetland policy implementation agencies, protected area management authorities, environment ministries and departments, and municipalities; ii) national and local tourism authorities, the private sector, tourism investors and developers; iv) national and local tourism operators; v) academic experts in the development of recreational activities and thematic interpretation programmes, vi) recreation organizations, vii) wetland site managers; and viii) indigenous peoples and local communities – in order to address the challenges for achieving sustainable tourism in and around wetlands as listed in Annex 2 of this Resolution;

19. 締約国に対し、この決議の付属文書２にリストアップしたような湿地内および

周辺における持続可能な観光を実現するための課題に取り組むために、観光、レクリエーションと湿地の管理に関わる全てのレベルでの関係者たちと、緊密な連携・協力をすること**強く求める**。中でも次のような関係者である。

i）国家または地域における観光、水利用、土地利用についての計画策定を司る部門の政策決定者および計画策定者
ii）他の国家または地域における湿地政策の実行機関、保護区管理当局、環境に関する省庁や部局、および地方自治体
iii）国家および地方の観光担当機関、民間セクター、観光への投資者、そして観光開発業者
iv）国家および地方の観光業者
v）レクリエーション活動やテーマごとの解説プログラムの開発についての学術的専門家
vi）レクリエーションに関係する諸団体
vii）湿地管理者、そして、
viii）先住民および地域社会

20. ALSO URGES Contracting Parties and other relevant stakeholders to make good use of the Ramsar guidance on the conservation and wise use of wetlands (as compiled in the Ramsar Wise Use Handbooks, 4th edition) and other available tourism, biodiversity and protected areas guidelines, many of which are relevant to addressing aspects of tourism, recreation and wetland management;

20. 締約国とその他の関係者に対して、次のような文書をうまく活用することをまた、**強く求める。**それは、湿地の保全とワイズユースに関するラムサール条約の手引き（『ラムサール条約ワイズユースハンドブック　第４版』に収録）や、他の入手可能な、観光、生物多様性や保護区のガイドラインなどである。その多くは、観光、レクリエーションと湿地の管理という視点の取組みと関連している。

21. FURTHER URGES Contracting Parties and relevant stakeholders, when considering restoring degraded wetlands, to recognize the opportunities such restoration provides for enhancing tourism experiences in a sustainable manner;

21. 締約国とその他の関係する利害関係者に対し、劣化した湿地の再生について検討する際に、持続可能なやり方で、観光の経験をより豊かなものにする機会を、その再生事業が提供することを、認識することを**さらに強く求める**。

22. FURTHER ENCOURAGES Contracting Parties and relevant stakeholders to use Ramsar Sites as a branding opportunity to promote sustainable tourism and recreation practices, with a view to increasing appreciation of wetlands by providing meaningful experiences for visitors, for example through birdwatching and cultural activities;

22. 締約国と関係者に対し、ラムサール条約湿地を、持続可能な観光とレクリエーションを促進するためのブランド化の機会として活用することを**さらに要請する**。例えばバードウォッチングや多種多様な文化的活動などを通して、湿地を

訪れる人々に、意義深い体験を提供することにより、湿地に対する認識を向上させるという観点からである。

23. REQUESTS Contracting Parties to consider the possibility of strengthening legislative frameworks concerning the balance between attracting tourism and maintaining the ecological character of wetlands;

23. 締約国に対して、観光を誘致することと湿地の生態学的特徴を維持することとのバランスについて、法的な枠組みを強化する可能性を検討するよう**要請する**。

24. URGES the Parties, the Ramsar Secretariat, the Ramsar Regional Centres and networks and INVITES the UNWTO and others to draw the attention of the tourism sector, both governmental and private, nationally and locally, to the importance of wetlands for tourism and recreation and therefore their need to be managed sustainably;

24. 以下の事柄について、締約国、ラムサール条約事務局、ラムサール地域センターとネットワークに対し、**強く求め**、また、UNWTO や他の団体に対して、**要請する**。それは、観光とレクリエーションにとっての湿地の重要性、そして、その帰結として、湿地の持続的な管理の必要性についての、政府と民間の双方、国レベルと地方レベルの双方の観光セクターの関心を引き出すことである。

25. ENCOURAGES the secretariats and the scientific subsidiary bodies of Multilateral Environmental Agreements, as well as their national focal points, to continue to work collaboratively and to share knowledge on sustainable tourism and recreation issues;

25. 多国間環境協定の条約事務局、科学的助言機関及び各国の窓口機関に対して、引き続き協力して活動し、持続可能な観光およびレクリエーションに関する知識を共有するよう**奨励する**。

26. REQUESTS Contracting Parties and others involved in sustainable tourism and recreation in wetlands to share experiences and best practices for such activities in and around Ramsar Sites and other wetlands, including experiences relating to wetland centres and flyway initiatives, and INVITES the Parties, supported as appropriate by the IOPs and others, to inform the Ramsar Secretariat of any issues concerning sustainable tourism and recreation and wetlands upon which any further advice and guidance would be helpful;

26. 締約国および湿地における持続可能な観光とレクリエーションに関わる人々に対して、湿地センターやフライウェイイニシアティブに関する経験を含む、ラムサール条約湿地を始めとする湿地内および周辺におけるそれらの活動についての経験や優良事例を共有することを**求める**。また、締約国に対して、適当な場合には国際機関パートナー（IOP）その他の人々や団体による適切な支援を受け、さらなる助言やガイダンスに役に立つような、持続可能な観光およびレクリエーションと湿地に関わる事項を、ラムサール条約事務局に対して報告することを**要請する**。

27. ENCOURAGES national environmental authorities to develop scientific knowledge on the

sustainable development and wise use of wetland ecosystems;

27. 国家の環境当局に対して、持続可能な開発と湿地生態系のワイズユースについて、科学的知識を展開・充実させるよう**奨励する**。

28. ENCOURAGES Contracting Parties to make use of the Integrated Framework and guidelines for avoiding, mitigating and compensating for wetland losses, annexed to Resolution XI.9, in all aspects of commercial tourism development, particularly those involved with the construction of infrastructures and facilities to accommodate visits to Ramsar Sites and other wetlands, and REQUESTS the Ramsar Secretariat to consult with relevant organizations, including UNWTO, on ways and means to assist Contracting Parties in this matter and to report on progress to the Conference of the Parties;

28. 商業的な観光開発の全ての面において、とくにラムサール条約湿地を始めとする湿地に来訪者を収容するためのインフラや施設の建設を伴う場合、決議 XI.9 の付属書として示されている、湿地の喪失を回避し、緩和し、補償するための統合的な枠組みとガイドラインを活用することを締約国に**奨励する。**そして、ラムサール条約事務局に対して、この件に関して締約国を支援する方法・手段について、UNWTO を含む関連機関と協議するとともに、その進展状況について締約国会議に報告することうを**要請する**。

29. INVITES the UNWTO and other relevant organizations to consider, resources permitting, developing further advice, including key themes or messages, technical recreational management tools and/or guiding principles for tourism and recreation in and around wetlands, drawing upon, among other sources, the analysis of case studies provided in the joint Ramsar-UNWTO publication on *Wetlands and sustainable tourism*;

29. UNWTO およびその他の関連団体に対し、資源が許すなら、ラムサール条約事務局と UNWTO の共著『湿地と持続可能な観光』に掲載された事例研究の分析や他の資料に基づき、重要なテーマやメッセージを含むさらなるアドバイス、技術的なレクリエーション管理ツール、また、湿地内および周辺における観光とレクリエーションに関する基本原則の作成を検討することを**要請する**。

30. NOTES the UNWTO definitions of "sustainable tourism" and "ecotourism" and the Convention on Biological Diversity definition of "sustainable use", annexed to this Resolution, for application in addressing tourism issues for Ramsar Sites and other wetlands, as appropriate; and

30. ラムサール条約湿地を始めとする湿地において、観光にかかわる諸問題に対処する際に、適当な場合適用するために、この決議の付属文書において示されている、UNWTO の「持続可能な観光」と「エコツーリズム」についての定義、ならびに生物多様性条約における「持続可能な利用」の定義について、**留意する**。

31. EXRESSES APPRECIATION to the UNWTO and the International Organization Partners for working with the STRP and the Ramsar Secretariat in the preparation of this

Resolution, the World Wetlands Day materials for 2012, and the joint Ramsar-UNWTO publication on *Wetlands and sustainable tourism*, and ENCOURAGES Contracting Parties and relevant stakeholders to make good use of these materials and disseminate them widely to tourism and wetlands stakeholders.

31. 本決議、2012 年の世界湿地の日のための資料、ラムサール条約と UNWTO の共著『湿地と持続可能な観光』の準備のために、STRP（科学技術検討委員会）およびラムサール条約事務局と共に働いてくれた、UNWTO、国際機関パートナーに対して、**感謝の意を表明する。**そして、これらの資料を活用するとともに、観光と湿地の関係者に対して広く配布することを、締約国および関係者に対し**要請する**。

Annex 1

付属書 1

Tourism-related definitions and concepts

ツーリズム関連の定義と概念

A. Conceptual definition of "sustainable tourism" (UNWTO, 2004)

A. 「サステイナブル・ツーリズム（持続可能な観光）」についての概念的定義 (UNWTO, 2004)

"Sustainable tourism development guidelines and management practices are applicable to all forms of tourism in all types of destinations, including mass tourism and the various niche tourism segments. Sustainability principles refer to the **environmental, economic and socio-cultural aspects** of tourism development, and a **suitable balance must be established** between these three dimensions to guarantee its long-term sustainability.

「持続可能な観光の開発ガイドラインと運用の実践は、団体観光や様々な観光の部分を含む、すべてのタイプの目的地における、すべての形態の観光に適用することができる。持続可能性の諸原則は、観光開発の、環境、経済、そして社会・文化の側面に関連する。また、長期間にわたる持続可能性を保証するため、環境、経済、社会・文化という３つの次元の間において、適切なバランスが形成されなければならない。

Thus, sustainable tourism should:

したがって、持続可能な観光は、以下のことをなすべきである。

1) **Make optimal use of environmental resources** that constitute a key element in tourism development, maintaining essential ecological processes and helping to conserve natural heritage and biodiversity;

1) 主要な生態学上のプロセスを維持し、自然遺産や生物多様性を保全する助けとなり、観光開発の肝心な要素を形作っている**環境資源を最適に利用すること。**

2) **Respect the socio-cultural authenticity of host communities**, conserve their built and living cultural heritage and traditional values, and contribute to inter-cultural understanding and tolerance; and

2) **対象となるコミュニティにおける社会的・文化的な伝統を貫く琴線を尊重し**、過去につくられたあるいは現在の生活にも生きている文化遺産や伝統的な価値を守り、また、文化間の理解と文化的な寛容に貢献すること。そして、

3) Ensure viable, long-term economic operations, **providing socio-economic benefits to all stakeholders** that are fairly distributed, including stable employment and

income-earning opportunities and social services to host communities, and contributing to poverty alleviation.

3) 対象となるコミュニティに対する安定した雇用と収入確保の機会、社会的なサービスを含む、公正に分配された**社会・経済的恩恵をすべての利害関係者に提供し、**貧しさの緩和に貢献するような実行可能で、長期にわたる経済的な運用を確保すること。

Sustainable tourism development requires the **informed participation of all relevant stakeholders**, as well as **strong political leadership** to ensure wide participation and consensus building. Achieving sustainable tourism is a **continuous process** and it requires **constant monitoring of impacts**, introducing the necessary preventive and/or corrective measures whenever necessary.

持続可能な観光開発は、幅広い参加と合意形成を確実にするために、**きちんとした情報提供されたすべての関連する利害関係者の参加と、強い政治的なリーダーシップ**が、必要である。持続可能な観光の実現は、**継続的な過程**であり、必要な時には、必要な予防および/または是正措置の実施を導入するような**影響についての定期的なモニタリング**も求められる。

Sustainable tourism should also maintain a **high level of tourist satisfaction** and ensure a meaningful experience to the tourists, raising their awareness about sustainability issues and promoting sustainable tourism practices amongst them."

持続可能な観光は、また、**高いレベルの観光客の満足度**を維持すべきであり、観光客にとって、持続可能性に関する諸問題についての気づきを高め、観光客の間で持続可能な観光を推進するような、意義深い経験を確実に提供するべきである。

B. Definition of "ecotourism" (UNWTO, 2001)

B. 「エコツーリズム」の定義 (UNWTO, 2001)

"Ecotourism" is used, as appropriate, to mean forms of tourism which have the following characteristics:

「エコツーリズム」とは、次の特徴を持つツーリズムの形態を意味するように使われるのが適切である。

1) All nature-based forms of tourism in which the main motivation of the tourists is the observation and appreciation of nature as well as the traditional cultures prevailing in natural areas.

1) 観光客の主な動機が、自然および自然地域に広く浸透している伝統的な文化の観察と鑑賞にある、自然をベースとしたすべての形態のツーリズム。

2) It contains educational and interpretation features.

2) エコツーリズムは、教育的、解説的な側面を含んでいる。

3) It is generally, but not exclusively organized by specialized tour operators for small groups. Service provider partners at the destinations tend to be small, locally-owned businesses.

3) 常にそうというわけではないが、一般的に、エコツーリズムは、小グループの観光客たちのために、専門的な旅行業者によって、組織される。その目的地における観光サービスの提供者たちは、小さく、地元資本のビジネスである場合が多い。

4) It minimizes negative impacts upon the natural and socio-cultural environment.

4) エコツーリズムは、自然的、社会・文化的環境に与える負の影響を最小化する。

5) It supports the maintenance of natural areas which are used as ecotourism attractions by:

5) エコツーリズムは、次に述べることがらによって、エコツーリズムアトラクションとして使われる自然的な地域の維持を支えている。

- generating economic benefits for host communities, organizations and authorities managing natural areas with conservation purposes,
- 保全という目的をもって、自然的な地域を管理しているエコツーリズムの舞台となる地域社会や組織、地方政府のために、経済的な利益を生み出す。
- providing alternative employment and income opportunities for local communities,
- 地域社会に、代替となる雇用と収入の機会を提供する。
- increasing awareness towards the conservation of natural and cultural assets, both among locals and tourists.
- 地域の人々と観光客の双方の間で、自然的・文化的な財産の保全に向けて、認識を高めること。

C. Definition of "sustainable use" (Convention on Biological Diversity, 1992)

C. サステイナブルユース（持続可能な利用）の定義 (Convention on Biological Diversity, 1992) (生物の多様性に関する条約, 1992)

"Sustainable use" means the use of components of biological diversity in a way and at a rate that does not lead to the long-term decline of biological diversity, thereby maintaining its potential to meet the needs and aspirations of present and future generations.

「サステイナブルユース（持続可能な利用）」とは、生物多様性を長期にわたって損なうことがないような方法および割合で、生物多様性の構成要素を活用し、それによ

って、現在と未来の世代の必要性と要望に合致するように生物多様性の潜在的可能性を維持することを意味する。

Annex 2

付属書２

Issues for stakeholders to address in achieving sustainable tourism and recreation in and around wetlands

湿地内およびその周辺における持続可能な観光とレクレーションの実現に向けて取り組むべき様々な利害関係者の課題

A. National/regional policy-makers and planners in the tourism and land-use planning sectors should seek to ensure that:

A. 湿地の観光と土地利用計画の立案セクターにかんする国および地域の政策決定者と計画立案者は、次の事柄を着実に行う方策を探るべきである。

i) tourism and recreation activities and developments do not compromise national commitments to ensuring the wise use of all wetlands under the Ramsar Convention;

i) 観光およびレクリエーションの活動や開発が、ラムサール条約におけるすべての湿地のワイズユースのための各国の取り組みを損なわないようにすること。

ii) policies and decision-making processes, including processes for approval and authorization of tourism developments, recognize that healthy wetlands can sustain tourism over the long term and so generate continued benefits and livelihoods, both locally and more widely;

ii) 観光開発の承認や認証のための手続きを含む、政策や意思決定の手続きにおいて、健康な湿地が長期にわたる観光を可能にし、地元及びさらに広範囲な地域において、継続した利益や生計を生み出すことを認識すること。

iii) where national or regional tourism and recreation plans and policies exist or are under development, wetlands and their tourism and recreation values are well integrated into such plans and policies;

iii) 国家のまたは地域の観光やレクリエーションの計画や政策が既にある、もしくは策定中であるところで、湿地とその観光やレクリエーションの価値が、こうした計画や政策に良く反映されること。

iv) there is increased awareness about the mutually beneficial objectives for wetlands and tourism resulting from the key role wetlands play as part of "natural capital", which when maintained makes regions attractive for sustainable tourism and development; and from the importance of effective wetland conservation and management to the success of the tourism business in and around wetlands;

iv) 維持された場合は、持続可能な観光と開発という面で、地域を魅力的にするという、「自然資本」の一部として湿地が果たす主要な役割に由来し、また、湿地内および周辺における観光産業の成功につながる効果的な湿地の保全・管理の重要性に由来して、湿地と観光の両方に、有益な達成目標が存在するという認識が高まること。

v) incentives for tourism development are not perverse incentives in terms of wetland conservation and wise use;

v) 観光開発のインセンティブは、湿地の保全とワイズユースに反するものではないこと。

vi) tourism developments and activities that are authorized in and around wetlands are consistent with the UNWTO principles of sustainable tourism and Ramsar wise use, as well as with management plans for wetland sites; and take into account the views of indigenous peoples and local communities as well as interested and affected parties;

vi) 湿地内や周辺で認可された観光開発や活動が、UNWTO の持続可能な観光の原則やラムサール条約のワイズユース、さらには各湿地の管理計画に沿う内容であること。また、先住民や地域社会、さらには関心層や影響を受ける人々の意見も考慮すること。

vii) sustainable tourism income provides financial resources for wetland conservation and management through the implementation of adequate economic instruments, so in turn supporting maintenance of the wetland features and functions of importance for tourism; and

vii) 持続可能な観光の収入が、適切な経済的手段の実施を介して成され、 翻って湿地の特徴や機能で、観光にとって重要なものを維持する助けとなるように、湿地の保全や管理のための財源を供給すること。

viii) the wide range of economic benefits from wetlands for indigenous peoples and local communities are recognized and integrated in tourism planning in order to enhance and not reduce them.

viii) 先住民や地域社会に湿地がもたらすさまざまな経済的恩恵を、減らすことなく、むしろ増やすために、これらの恩恵が認知され、観光計画に統合されること。

B. Other national/regional wetland policy implementation agencies, protected area management authorities, and environment ministries and departments should seek to ensure that:

B. その他の国家および 地域の湿地政策の実施機関、保護地域の管理当局、そして環境に関する省庁と部局は、次のことを着実に実施する方策を探求すべきである。

i) tourism and recreation issues are integrated into wetland policy and planning, including training opportunities for wetland managers; and

i) 観光とレクリエーションの課題が、湿地管理者への研修の機会を含む湿地に関する政策と計画に統合されること。

ii) there is full integration of wetlands into tourism policy and planning by engaging with the tourism sector.

ii) 観光セクターを巻き込むことにより、観光政策および計画に、必ず湿地のことが統合されるようにすること。

C. National and local tourism authorities, the private sector, tourism investors and developers should seek to have:

C. 国家および地域の観光についての政府機関、民間の諸組織、観光事業への投資家と開発業者は、 次の点を伴う方策を見出すべきである。

i) all activities and developments being consistent with sustainable tourism and wise use in relation to tourism and complying with the relevant government plans, processes and regulations;

i) すべての活動や開発が、持続可能な観光や、観光に関連するワイズユースと整合性を保ち、関連する政府の計画、手続き、および規則に従ってなされていること。

ii) indigenous peoples and local communities participating in tourism planning and decision-making, and that tourism benefits are equitably shared;

ii) 先住民や地域社会が、観光計画策定や意思決定に参加すること。また、こうした観光による利益が、彼らに公正に分配されること。

iii) tourism and recreation activities in and around wetlands contributing to the creation of alternative sustainable livelihoods for the indigenous peoples and local communities, including through investment in training and capacity building to enable them to participate in the business and employment opportunities provided by tourism;

iii) 湿地内および周辺における観光およびレクリエーション活動が、先住民や地域社会に、観光によりもたらされるビジネスや雇用の機会をこうした人々が活用できるようにするための研修や人材育成への投資を含む、代替的な持続可能な生計手段を生み出すことに貢献すること。

iv) tourism developments providing adequate contributions to support maintenance of the wetland features and functions, including financial resources for wetland conservation and management by the implementation of economic instruments; and

iv) 観光開発が、経済的手段の実施により獲得された湿地の保全や管理のため

の財源を含む、湿地の特徴や機能が維持される助けとなることに適切に貢献すること。そして、

v) responsible marketing using the Ramsar logo and Ramsar mission being promoted to tourists who visit Wetlands of International Importance (Ramsar Sites).

v) 国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）を訪れる観光客に対して、ラムサール条約のロゴを用いたラムサール条約の使命にそぐう責任あるマーケティングが推進されること。

D. National and local tourism authorities and local tourism operators offering services to tourists (including guides associations, travel agencies, local communities where they provide tourism services such as guided tours, lodging, accommodation and transport) should seek to ensure that:

D. 国家および地方の観光関連機関、そして観光客にサービスを提供する地域の観光事業者（ガイドツアー、食事のある宿舎、食事のない宿舎、移動手段などの観光サービスを提供する、ガイド協会、旅行代理店、地域社会）は、次のことを確実にするための方策を探求すべきである。

i) sufficient resources are invested into local livelihoods to provide a positive incentive for wetland resource custodianship, as well as into the management and conservation of the wetland, in order to maintain its attraction for tourists;

i) 湿地資源を管理しようというポジティブなインセンティブをもたらすために、地域の生計に対して十分な資源が投じられること。それだけでなく、湿地の持つ観光客への魅力が保たれるように、湿地の管理と保全にも十分な資源が投じられること。

ii) tourists' behavior is positively influenced and controlled by different means including interpretation programs and codes of ethics and etiquette, so as to protect the wetland resource they are visiting;

ii) 観光客の行為が、観光客が訪れている湿地の資源を保護するため、インタープリテーション（自然解説）プログラムや、倫理やマナーなどの決まりを含む、さまざまな手段により、良い方向に変化させられたり、コントロールされたりすること。

iii) there is close collaboration with the wetland site managers, in order to optimize the benefits derived from each other's expertise in ensuring that wetlands are well managed to support a long-term meaningful tourism experience; this could include control of tour groups and individual visitors, monitoring of tourism impact and provision of interpretive information;

iii) 意義深い観光体験が長期間継続する助けとなるよう、湿地を良好に管理することを確実にするに際しての観光従事者と管理担当者双方の専門性から得られる利点を最大限に活用するために、湿地の現場の管理者と緊密に連

携すること。これには、団体客や個人観光客のコントロール、観光がもつ影響のモニタリング、そして自然解説に関する情報提供が含まれうる。

iv) responsible marketing using the Ramsar logo and Ramsar mission is promoted to tourists who visit Wetlands of International Importance (Ramsar Sites); and

iv) 国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）を訪れる観光客に対して、ラムサール条約のロゴを用いた、ラムサール条約の使命にそぐう責任あるマーケティングが推進されること。

v) the services offered by operators are appropriate in relation to carrying capacity and the quality of the visitor experience.

v) 観光を実施する人々が提供するサービスが、環境収容能力や訪問者の体験の質という点で、適切であること。

E. Wetland site managers (including NGOs, private and government agencies) should seek to ensure that:

E. 湿地の現場管理者（NGO、民間、政府機関を含む）は、次の点を確実に実施する道を探るべきである。

i) indigenous peoples and local community participation in wetland management is created and strengthened (making use, as appropriate, of Ramsar guidelines on *Establishing and strengthening local communities' and indigenous people's participation in the management of wetlands*, Ramsar Wise Use Handbook 7, 4th edition) and local communities are assisted in taking advantage of the opportunities presented by sustainable tourism by developing appropriate and responsible tourist products;

i) 先住民や地域住民の湿地の管理への参加が生みだされ、強化されること（適切であれば、ラムサール条約ガイドラインである『ラムサール・ワイズユース・ハンドブック７、第４編』の「地域社会と先住民の湿地管理への参加を作り、強化する」を活用しながら行う）。また、適切な責任ある観光客向けの商品の開発により、地域社会が、持続可能な観光が提供する機会の恩恵を被ることができるよう援助されること。

ii) tourism's revenue and investment where appropriate help provide management capacity to maintain or improve the ecological character of the wetland;

ii) 観光収益や観光投資が、適切な場合には、当該湿地の生態学的特徴を維持したり改善したりするための、管理能力の養成に利用されること。

iii) assessment, monitoring and management of tourism and recreation impacts are integrated into wetland management planning, including limits of acceptable change of the wetland ecological character; and importantly that this information is communicated to those responsible for tourism policy and planning and used to support adaptive management responses;

iii) 湿地の生態学的特徴が許容しうる変化の上限を含む、観光とレクリエーシ

ョンがもたらす影響に関する、評価、モニタリング、管理が、湿地の管理計画に統合されること。また、重要なのは、この情報が、観光の政策や計画策定の担当者に伝えられ、順応的管理手法に利用されること。

iv) assessments of wetland values related to recreation criteria are prepared and made available to national/regional policy-makers and planners in the tourism and land-use planning sectors and other relevant government agencies, and are applied by being incorporated into tourism and land-use planning and decision making;

iv) レクリエーション基準に関する湿地の価値についての評価が準備され、観光、土地利用計画策定や他の関連する省庁の国家・または地域の政策決定者や計画策定者が利用できるようにすること。さらに、観光と土地利用計画や政策決定に組み込まれ、適用されるようにすること。

v) appropriate recreation activities are identified and promoted especially to those dealing with thematic interpretation and are compatible with the wetland's characteristics and its management plan; and visitors are encouraged to follow visiting rules, if necessary through appropriate enforcement of regulations; and

v) とくに、テーマ別解説に携わる人々の間で、適切なレクリエーション活動が特定され、推進され、湿地の特徴やその管理計画に即したものであること。また、観光客は、必要な場合には規則の適切な履行により、訪問地のルールに従うようにすること。

vi) in any Wetland of International Importance (Ramsar Site) visited by tourists, the Ramsar logo is prominently displayed and the Ramsar mission promoted.

vi) 観光客が訪れる国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）のいずれにおいても、ラムサール条約のロゴが目につきやすいところに配置されるとともに、ラムサール条約の使命が履行されるようにすること。

（翻訳：日本国際湿地保全連合）

市町村から“サステイナブル・ツーリズム”を考える

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
第４回学習・交流事業の記録

2013 年３月
発行：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
会長市：沖縄県那覇市

〒900-8585　沖縄県那覇市泉崎 1-1-1
TEL：098-951-3229　FAX：098-951-3230

編集：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合
〒103-0013　東京都中央区日本橋人形町 3-7-3　NCC 人形町ビル 6F
TEL：03-5614-2150　FAX：03-6806-4187